

やまなし生物多様性地域戦略

(素案)

令和 年 月

山 梨 県

目次

はじめに	1
第1章 戦略の基本的事項	2
第1節 生物多様性	2
第2節 戦略の概要	8
第3節 山梨県生物多様性戦略の評価	12
第2章 生物多様性の現状と課題	14
第1節 本県の概況	14
第2節 生態系	18
第3節 生物多様性と社会経済活動	44
第4節 生物多様性に関する環境教育・保全活動	48
第5節 県民の意識	53
第6節 生物多様性に関する課題	55
第3章 戦略の目標	58
第1節 目指すべき山梨のすがた	58
第2節 戦略の体系	59
第4章 行動計画	63
基本戦略1 豊かな生物多様性の保全を図る	64
基本戦略2 生物多様性に配慮した持続可能な社会を目指す	73
基本戦略3 生物多様性の大切さを学び行動する	77
第5章 推進体制と進行管理	82
第1節 戦略の推進体制	82
第2節 戦略の進行管理	83
資料編	84

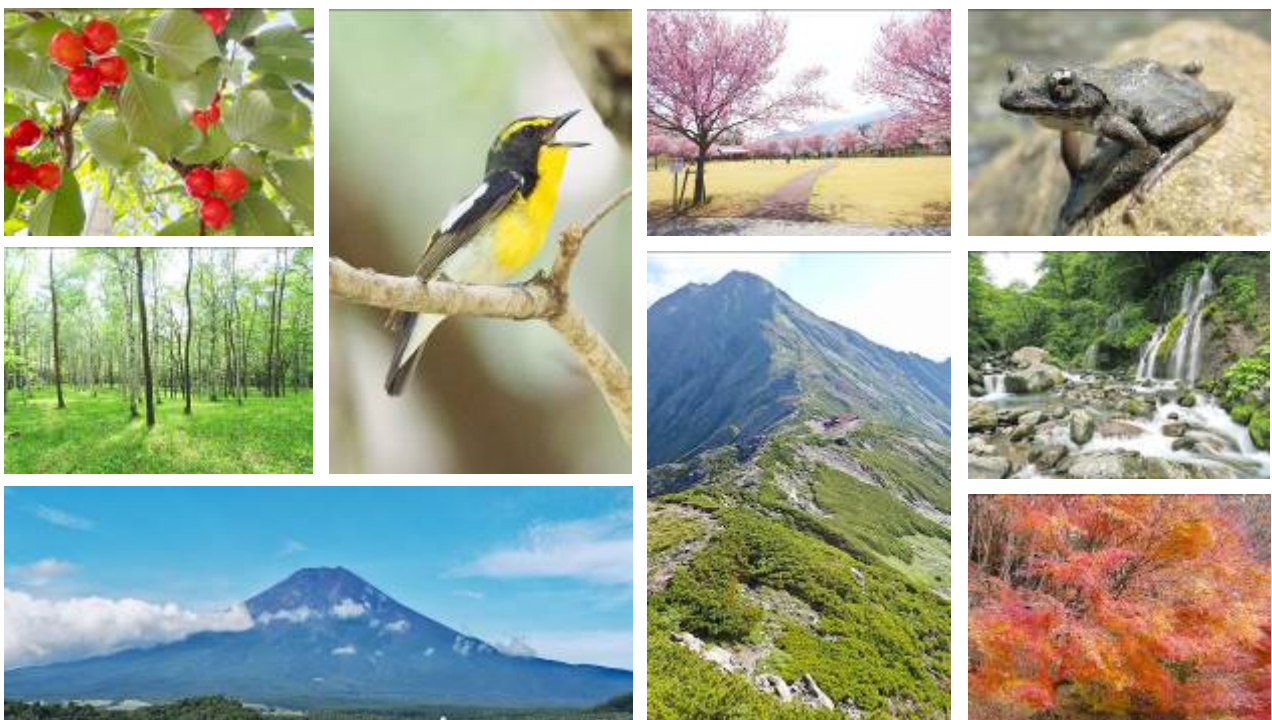


山梨県に住む多くの人は、毎日の生活の中で、小鳥の声を聞いたり、富士山や南アルプスなどの雄大な山々、きれいな水を湛える湖や川を目にすることができます。季節が変われば、山の色が変わったことを感じたり、美しい花が咲いたり、カエルの声が聞こえたりします。これらのことを「自然の恵み」と感じる人もいるでしょう。しかし、この当たり前と思っていた「自然の恵み」は、これからもずっと続くのでしょうか。

日本列島のほぼ中央に位置する本県は四方を3,000m級の山岳に囲まれ、低山から高山までの標高差、フォッサ・マグナ地帯の複雑な地質や地形、地域差のある気候などから多様な自然環境があります。それゆえ本県固有種や分布限界種などの、絶滅が危惧される希少種も少なくありません。また、これら希少種のほかにも、人々の生活様式の変化や開発による生育・生息環境の変化、採取・捕獲などの人的要因や、温暖化などの地球環境の変化により、その存在が脅かされつつある種も多くあります。

このような本県の生物多様性における課題を解決するためには、総合的かつ戦略的な対策を講じていく必要があります。「やまなし生物多様性地域戦略」は、身近にある希少な植物や動物などを紹介しながら、山梨県の現状を明らかにし、地域の自然を保全し育てていくための指針となるものです。

「地域の自然を守りたいけれど、何から始めればいいのか分からない」と思う人もいるかもしれません。本戦略には、自然を守るために取り組みやすい具体的な行動も示しているため、出来ることからはじめてみてください。一人ひとりの行動がやがて、様々な人々を巻き込んだ大きなうねりを生み出すことで、本県の「自然の恵み」を将来に引き継いでいきましょう。



第1章 戦略の基本的事項

第1節 生物多様性

1-1 生物たちの豊かなつながり

本県は、富士山・八ヶ岳・南アルプス・奥秩父山地などの雄大な山々に囲まれ、森林・湖・川・農地などの様々な環境に適応した生物が、互いに関わりあいながら生きています。これらの生物とそれを取りまく環境のつながりを「生態系」といいます。



植物、哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、魚類、昆虫類だけではなく、微生物も含めてあらゆる生物が互いに関わりあいながら生きています。

コラム

生態系とは

ある地域にすむすべての生物と、その地域内の非生物的環境をひとまとめにし、主として物質循環やエネルギーの流れに注目して、生産者、消費者、分解者、非生物的環境で構成されるエコシステムのことを生態系といいます。

1-2 生物多様性とは

生物多様性基本法第2条では、「生物の多様性」とは、「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう」と規定されています。

また、1992（平成4）年6月に採択された「生物多様性条約」では、生物多様性を「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」という視点で捉えています。

自然界の様々なレベルで違いがあること、そしてそれが長い進化の歴史の結果として、現在の生物多様性が存在しています。このため、地域固有の生態系、種や遺伝子の違いを保全していくことが重要です。



生態系の多様性

森林・農地・河川・湖・草原など、たくさんの種類の自然環境があります



川俣川溪谷



西湖

種の多様性

動物・植物など、たくさんの種の生物がいます



県の花：フジザクラ



県の鳥：ウグイス



ミナミメダカ



遺伝子の多様性

同じ種でも、地域に特有な形、個体による色や模様などに違いがあります

これまで日本のメダカは1種のみと考えられていましたが、遺伝子解析の結果、2012（平成24）年にキタノメダカ（北日本集団）とミナミメダカ（南日本集団）が別種として分けられました。

1-3 生物多様性がもたらす恵み

生物多様性がもたらす恵みは、私たちが生きていくために不可欠な存在です。例えば、食料・木材などの供給、文化的資源、自然とのふれあいの場、防風や土砂崩れ防止、受粉、酸素の供給など、あらゆる恵みによって私たちの生活は支えられています。このような生物多様性からの恵みを「生態系サービス」と呼び、4つのサービスに分類されています。



NbS（自然の恵みを活用した社会課題の解決策）

NbS (Nature-based Solutions) は、自然の恵みを活用した社会課題の解決策を意味し、人間の幸福と生物多様性の両方に恩恵をもたらすものです。

例えば NbS には、生態系を活用した防災・減災対策、二酸化炭素の吸収源対策、森林資源のバイオマス発電への活用、生態系ネットワーク形成による都市の気候緩和・ふれあいの場の確保などがあげられます。

◆供給サービス

「供給サービス」とは、私たちの生活に必要な食料、水、繊維、木材、燃料、紙、医薬品などを供給してくれる恵みです。本県の産業を支える果樹や水などは、この供給サービスで成り立っています。



食料



水



木材

◆調整サービス

「調整サービス」とは、防風や洪水による被害の緩和、水源涵養、土砂流出の防止、受粉など、自然災害を抑えたり、受粉や病害虫の抑制などによって、私たちの安全・安心な生活や産業を守ってくれる恵みです。



洪水の緩和



水源涵養



病害虫の抑制

◆文化的サービス

「文化的サービス」とは、豊かな文化・芸術・景観、自然と共生してきた知恵と伝統、レクリエーションや観光の場など、様々な生物や自然環境によってもたらされる安らぎなど、私たちの精神を豊かにしてくれる恵みです。



文化的な景観



自然とのふれあい



文化財・天然記念物

◆基盤サービス

「基盤サービス」は、上記3つのサービスが機能することを支える基盤の恵みです。具体的には、酸素の供給、気温・湿度の調節、水や栄養塩の循環、土壌形成などがあります。



二酸化炭素の吸収



気温の調節

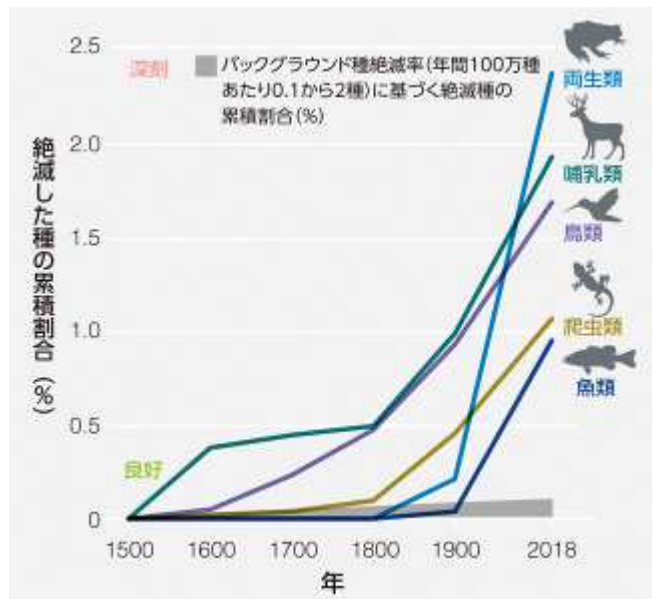


土壌の形成

1-4 急速に失われる生物多様性

◆第6の大量絶滅

地球ではこれまで5度の大量絶滅が起きたとされ、5度目の絶滅は、今から約6,500万年前に起こった恐竜の大絶滅であり、これに続く「6度目の大量絶滅」が既に起きていると科学者が警鐘を鳴らしています。「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学・政策プラットフォーム（IPBES）」が2019（令和元）年に公表した「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」では、動物・植物の種群のうち、平均約25%が絶滅のおそれがあり、人間活動の影響により、過去50年間の地球上の種の絶滅は、過去1,000年平均の少なくとも数十倍、あるいは数百倍の速度で進んでおり、適切な対策を講じなければ、今後さらに加速すると指摘しています。



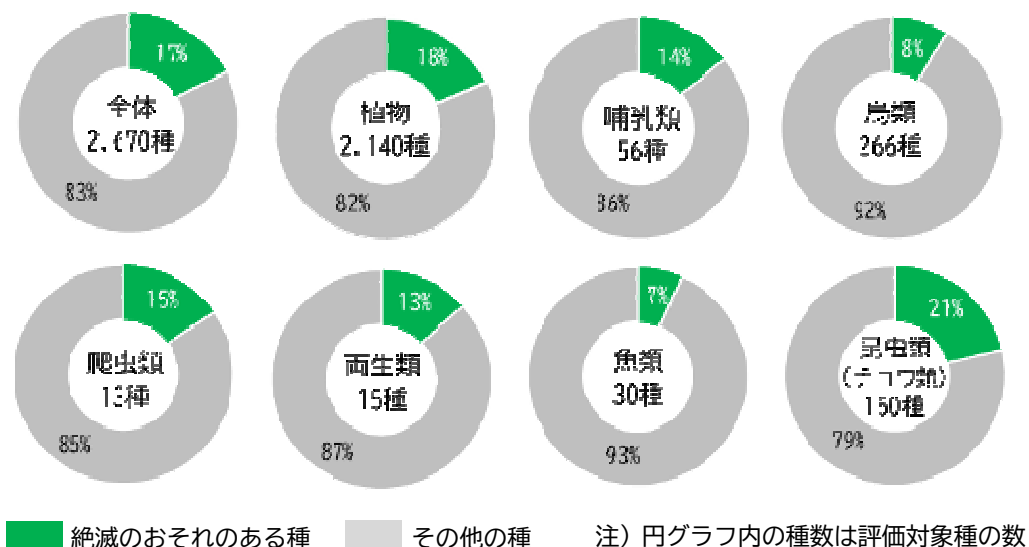
1500年以降の絶滅

【資料：IPBESの地球規模評価報告書政策決定者向け要約より環境省作成】

◆県内の生物に迫る絶滅の危機

「2018山梨県レッドデータブック」によると、本県の生物にも絶滅の危機が迫っています。全体では17%の種に絶滅のおそれがあるとされており、絶滅危惧種について「2005山梨県レッドデータブック」と比較すると、新たな調査対象分類群の追加などがありますが、植物で23種（367→390種）、動物で64種（47→111種）と、計87種も増加しました。

特に植物（約18%）、昆虫類（チョウ類：約21%）、哺乳類（約14%）、爬虫類（約14%）、両生類（13%）の割合が高くなっています。



山梨県内の絶滅のおそれのある種の割合（評価対象種に対する割合）

【資料：2018山梨県レッドデータブック他をもとに作成】

1-5 生物多様性に迫る4つの危機

生物絶滅の原因を「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、4つの危機としてあげています。

◆ 第1の危機（開発など人の活動による危機）

第1の危機は、開発や乱獲などの人の活動による生物多様性への影響です。土地開発や改変、観賞や商業を目的とした乱獲・盗掘による生物の減少、生育・生息環境の劣化や消失などが生じています。

県内では、希少なランなど高山植物などの盗掘が依然発生しています。



第1の危機

南アルプスに生育するホテイアツモリにも盗掘被害が危惧されています。

第2の危機



中山間地では田んぼや畑が放棄され、里山の生物のすみかが減少しています。

◆ 第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）

第2の危機は、自然に対する人間の働きかけの縮小による生物多様性への影響です。かつては人間が管理をしていた里山が、生活様式の変化や高齢化などにより手が加えられなくなったことで、里山に生息・生育していた生物の減少や、野生鳥獣による被害の増加が懸念されています。

県内では、手入れがされなくなった田んぼを見かけますが、田んぼを復活させる取り組みも住民有志などにより、行われています。

◆ 第3の危機（人により持ち込まれたものによる危機）

第3の危機は、外来種や化学物質など、人により持ち込まれたものによる生物多様性への影響です。外来種は在来種を捕食したりすみかを奪うほか、飼っているカブトムシなどを野外に放すと、その地域に生息しているカブトムシと交雑することにより、地域本来の遺伝的な構造が変化してしまうおそれがあります。また、化学物質は生態系のなかに蓄積され、生物の生存を脅かすことにつながります。



第3の危機

「地球上で最悪の侵略的植物」とも呼ばれるナガエツルノゲイトウが、2022（令和4）年に県内でも確認されました。

第4の危機



南アルプスの高山帯では、気温が上昇すると、ライチョウの生息地となるハイマツなどがなくなってしまう。

◆ 第4の危機（地球環境の変化による危機）

第4の危機は、地球環境の変化による生物多様性への影響です。気候変動による気温上昇が原因となり、植物の開花時期の変化や高山に適応した生物の絶滅などが懸念されています。

第2節 戦略の概要



2-1 戦略策定の背景

◆生物多様性に関する世界の動向

野生生物の種の絶滅が急速に進行し、その原因となっている生物の生息・生育環境の悪化への危機感から、1992（平成4）年にブラジルのリオデジャネイロで開かれた「国連環境開発会議（地球サミット）」において、「生物の多様性に関する条約」（生物多様性条約）が採択されました。

2010（平成22）年には、愛知県で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催され、2020（令和2）年までに生物多様性の損失を止めるための20の個別目標である「愛知目標」が掲げられました。

2022（令和4）年12月、愛知目標を引き継いだ「昆明モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030（令和12）年までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の方向性が打ち出されました。また、2030（令和12）年までに陸域と海域の30%以上を保全する「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」、侵略的外来種の侵入率や定着率の半減など、23のターゲット（行動目標）が掲げられました。

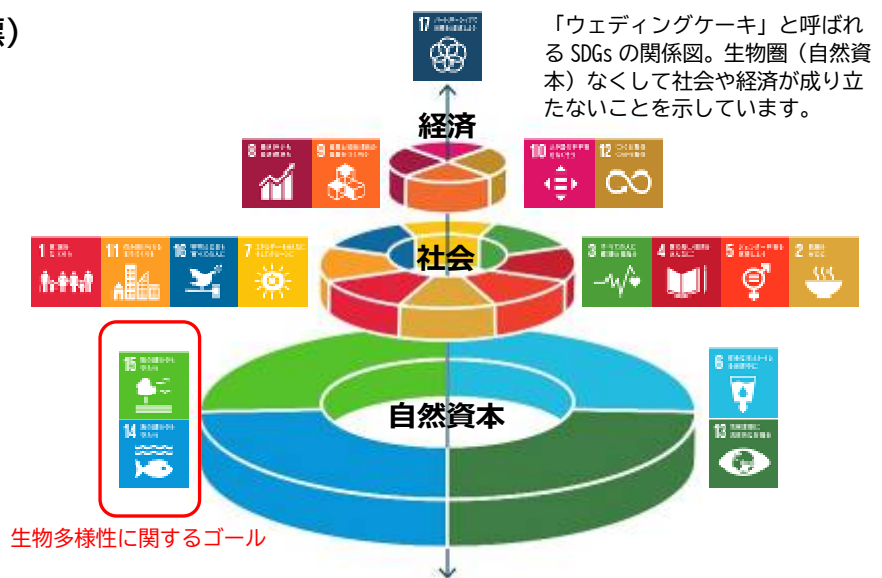
◆生物多様性に関する国内の動向

日本では「生物多様性基本法」が2008（平成20）年6月に施行され、愛知目標の達成に向けた「生物多様性国家戦略2012-2020」が2012（平成24）年9月に閣議決定されました。また、「昆明モントリオール生物多様性枠組」の採択を受けて、「生物多様性国家戦略2023-2030」が2023（令和5）年3月に閣議決定されました。

また、「生物多様性基本法」の第13条では、生物多様性地域戦略の策定が地方公共団体の努力義務として規定されています。生物多様性地域戦略に基づき、地域の生物多様性を総合的かつ戦略的に保全し、持続可能な利用を図ることにより、魅力的で持続可能な地域づくりや、国及び世界の目標達成に向けた地域からの貢献につながります。

◆SDGs（持続可能な開発目標）

2015（平成27）年9月、国連総会で環境・経済・社会に関わる17のゴールから構成される具体的行動指針である「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。17のゴールのなかには、生物多様性の保全と持続可能な利用についての内容も含まれており、目標年度の2030（令和12）年に向け、世界中で取組が推進されています。



SDGs ウェディングケーキモデル

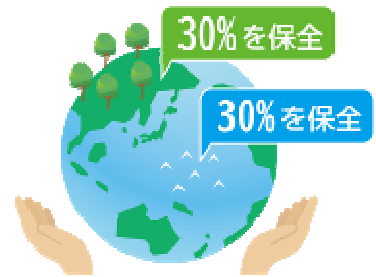
【資料：SDGs “wedding cake” illustration presented by Johan Rockström and Pavan Sukhdev】



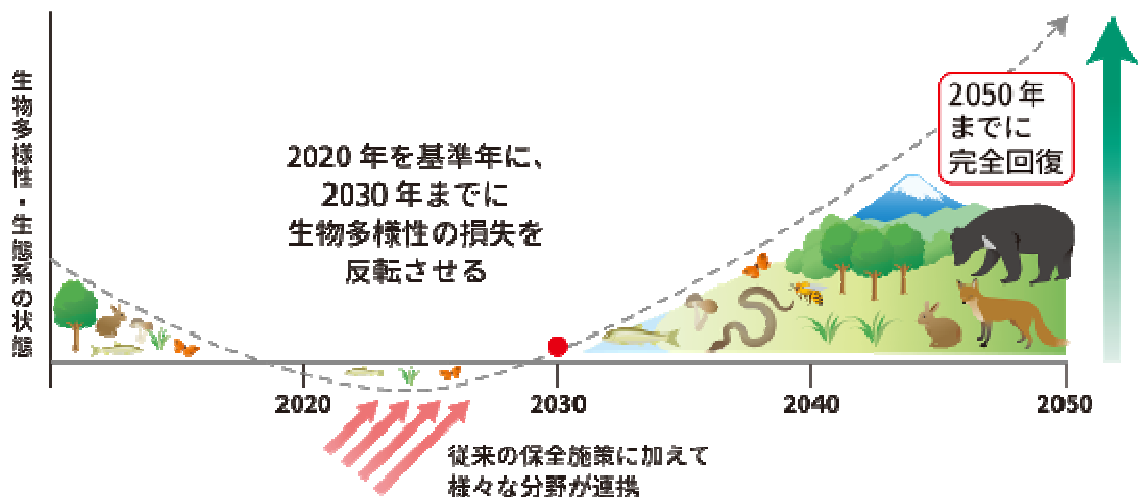
ネイチャーポジティブ、30by30、OECM とは

ネイチャーポジティブ・30by30（サーティ・バイ・サーティ）

2030（令和12）年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる目標を「ネイチャーポジティブ」（自然再興）といいます。このネイチャーポジティブの実現に向け、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を保全する目標を「30by30（サーティ・バイ・サーティ）」といいます。現在、日本では国立公園などの保護地域の割合が陸域20.5%、海域13.3%です。目標達成のためには、保護地域以外のOECMの拡大が必要とされており、今後は本来の自然の力を回復させるような方策を検討していくことが求められています。



30by30 のイメージ



ネイチャーポジティブのイメージ

【資料：生物多様性国家戦略 2023-2030、生きている地球レポート 2022（WWF ジャパン）をもとに作成】

OECM (Other Effective area-based Conservation Measures)

国立公園などの保護地域以外で生物多様性保全に資する区域のことをいいます。例えば、企業の森、ビオトープ、里地里山、水源の森、都市の自然など、人々の生業や民間の自発的な取組によって自然が守られている地域を国際的に登録し、統治・管理していこうという取組です。

環境省では、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」に認定する制度を2023（令和5）年度から開始しました。「自然共生サイト」認定区域のうち、保護地域との重複を除いた区域については、OECMとして国際データベースに登録することとしています。



保護地域と OECM のイメージ

2-2 戦略の位置づけ

◆「やまなし生物多様性地域戦略」の策定の背景

本県は、地形・地質や気候など変化に富んだ自然環境のもと、世界の生息南限である南アルプスのライチョウなど分布境界線となっている種や、キタダケソウなど氷河期の遺存種も多く、また、温暖な低地から寒冷な高山帯まで、自然環境の特性に応じた様々な動植物が生息・生育し、国内でも有数の生物多様性に富んだ豊かな生態系が形成されています。

このような生物多様性の保全と持続可能な利用を図るため、本県では、「第2次山梨県環境基本計画（中間見直し）」（2019（令和元）年11月）の第5章第3節を「山梨県生物多様性戦略」と位置づけ、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を推進してきました。

その後、「昆明モンテリオール生物多様性枠組」の採択や「生物多様性国家戦略 2023-2030」の閣議決定を踏まえ、「第3次山梨県環境基本計画」（2024（令和6）年3月）の策定と同時に、単独の計画として「やまなし生物多様性地域戦略」（以後、本戦略または第2次戦略という。）を策定しました。



2018 山梨県レッドデータブック

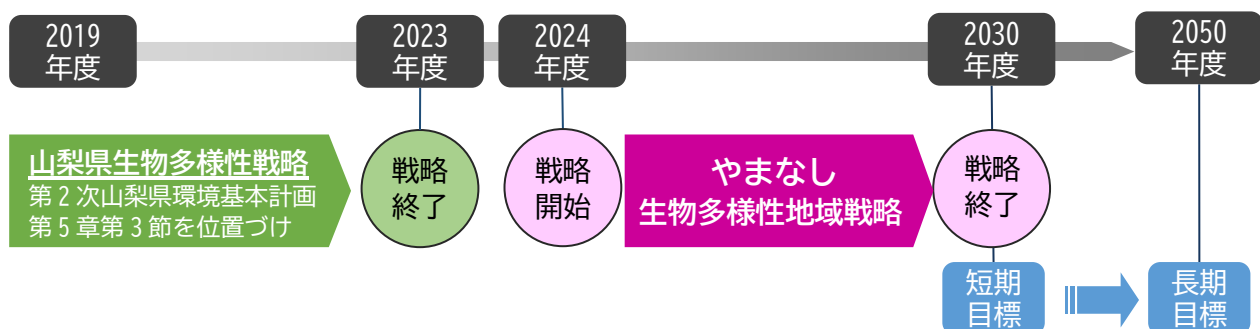
【生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する本県の動向】

- 「山梨県自然環境保全条例」：1971（昭和46）年10月に制定
- 「山梨県環境影響評価条例」：1998（平成10）年3月に制定
- 「山梨県レッドデータブック」：2005（平成17）年6月に作成・公表
- 「山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例」：2007（平成19）年7月に制定
- 「南アルプスユネスコエコパーク」：2014（平成26）年6月に登録
- 「2018 山梨県レッドデータブック」：2018（平成30）年3月に改訂・公表
- 「甲武信ユネスコエコパーク」：2019（令和元）年6月に登録
- 「第2次山梨県環境基本計画（中間見直し）」（第5章第3節を「山梨県生物多様性戦略」と位置づけ）：2019（令和元）年11月に策定

◆戦略の期間・目標年度

本戦略の期間は、2024（令和6）年度～2030（令和12）年度とし、取組の状況や社会情勢の変化に応じて見直しを行います。

目標年度は、短期目標を2030（令和12）年度、長期目標を2050（令和32）年度とします。

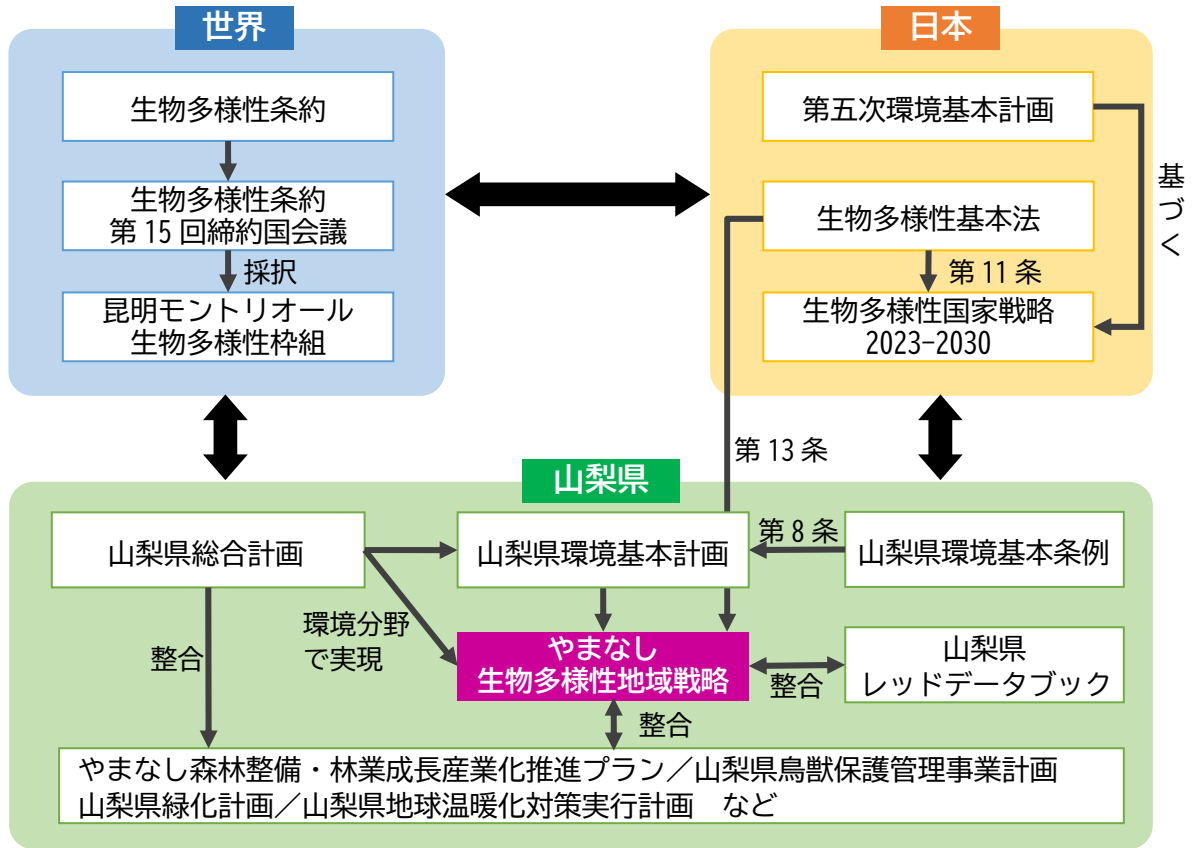


戦略の期間・目標年度

◆戦略の位置付け

本戦略は、「生物多様性基本法」第13条に基づく生物多様性地域戦略に位置づけるとともに、国の「生物多様性国家戦略 2023-2030」を踏まえつつ、本県の地域特性に応じた戦略とします。

また、「山梨県環境基本計画」に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた取組の指針とします。



戦略の位置づけ

◆対象とする区域

本戦略の対象とする区域は、山梨県全域とします。

◆戦略の推進主体

本戦略は県が、県民・事業者と連携・協力しながら推進していきます。

第3節 山梨県生物多様性戦略の評価



2019（令和元）年11月に策定した「山梨県生物多様性戦略」の目標達成状況について評価しました。環境指標として設定した9指標のうち、2021（令和3）年度はS評価が2指標、A評価が6指標、C評価が1指標でした。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、「自然公園等利用者数」の現状値は基準値より下回っているものの、それ以外の指標は概ね基準値より改善しています。しかし、「自然環境保全地区面積」「鳥獣保護区等指定面積」の目標は面積を現状維持とするものでしたが、面積を維持してもそのなかの生態系や種の状態の把握するためには指標の項目が少なく不十分であったことや、30by30目標に向けて保護地域面積の拡大や質の向上が求められていることから、第2次戦略ではそのような視点を踏まえた目標設定が必要です。

環境指標の達成状況

指標の項目	基準値	現状値	目標値	評価（過去3年間）		
				2019	2020	2021
① 自然環境保全地区面積（自然造成地区及び世界遺産景観保全地区は除く。）	3,650ha (2012)	3,650ha (2021)	3,650ha (2023)	S	S	S
② 鳥獣保護区等指定面積	74,795.9ha (2012)	74,795.9ha (2021)	74,795.9ha (2021)	S	S	S
③ 自然公園等利用者数	4,179万人 (2012)	2,346万人 (2020)	5,720万人 (2023)	A	S	C
④ 県内の山小屋トイレの整備率	87.0% (2013)	89.9% (2020)	91.3% (2023)	A	A	A
⑤ ニホンジカの推定生息数	69,917頭 (2012)	34,039頭 (2021)	33,000頭 (2023)	A	A	A
⑥ 獣害防止柵の整備による被害防止面積	3,531ha (2014)	4,821ha (2021)	4,870ha (2022)	A	A	A
⑦ 身近な自然環境や動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川整備計画における河川整備率	55% (2019)	60% (2021)	61% (2022)	S	A	A
⑧ 森林整備の実施面積	6,124ha/年 (2018)	6,345ha/年 (2021)	6,400ha/年 (2022)	S	A	A
⑨ 生物多様性の言葉の認知度	46% (2014)	67% (2021)	75%以上 (2023)	S	S	A

評価）各年度に実施している評価（現状値が当該年度のものでない場合もある）

S: 指標が目標値を達成している A: 指標が基準値と比較し改善している
B: 指標が基準値と比較し横ばい C: 指標が基準値と比較し改善していない

①自然環境保全地区面積（自然造成地区及び世界遺産景観保全地区は除く。）

2021（令和3）年度の自然環境保全地区面積は3,650haであり、基準値を維持する目標を達成しました（S評価）。

②鳥獣保護区等指定面積

2021（令和3）年度の鳥獣保護区等指定面積は74,795.9haであり、基準値を維持する目標を達成しました（S評価）。

③自然公園等利用者数

2020（令和2）年度の自然公園等利用者数は2,346万人であり、基準値と比較して改善していません（C評価）。その理由としては、新型コロナウイルス感染症の影響により特に外国人観光客が少なかったため、全ての国立公園において利用者数が減少しました。また、富士箱根伊豆国立公園では、富士スバルラインをゴールデンウィーク中に通行止めとしていたことや台数制限を行っていたこと、南アルプス国立公園では広河原側からの道路を通行止め、南アルプス巨摩自然公園では早川側からの道路を通行止めにしていたため、利用者数が減少しました。

④県内の山小屋トイレの整備率

2020（令和2）年度の県内の山小屋トイレの整備率は89.9%であり、基準値と比較して改善していません（A評価）。目標には届いていないものの、着実な取組により基準値を上回っています。

⑤ニホンジカの推定生息数

2021（令和3）年度のニホンジカの推定生息数は34,039頭（階層バイズ法による推定数）であり、基準値と比較して改善していません（A評価）。ニホンジカの推定生息数は2014（平成26）年度をピークに減少に転じており、2021（令和3）年度末現在も基準値を下回っていますが、生息域の拡大などにより、これまで被害が見られなかった高標高域での被害が確認されるなど、生態系被害は拡大しています。

⑥獣害防止柵の整備による被害防止面積

2021（令和3）年度の獣害防止柵の整備による被害防止面積は4,821haであり、基準値と比較して改善していません（A評価）。整備の立ち遅れている市町村境や山間部の集落など、対策の遅れている地域に対して重点的に整備を行うことで、一定の成果をあげています。併せて、集落ぐるみの被害防止対策を支援した結果、住民の意識が向上し、被害が減少している集落も増えています。一方、中山間地域を中心に野生鳥獣の被害が継続的に発生している状況です。

⑦身近な自然環境や動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川整備計画における河川整備率

2021（令和3）年度の身近な自然環境や動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川整備計画における河川整備率は60%であり、基準値と比較して改善していません（A評価）。2020（令和2）年3月に新たに策定された「山梨県社会資本整備重点計画－第4次－」に基づき、計画的に整備を進めていくこととしています。

⑧森林整備の実施面積

2021（令和3）年度の森林整備の実施面積は6,345ha/年であり、目標に向け順調に推移しています（A評価）。施業の集約化、林内路網の整備などによる施業の低コスト化や、森林環境税を活用した荒廃森林の再生などに取り組んでいます。目標達成に向け、引き続きこうした取組を推進します。

⑨生物多様性の言葉の認知度

2021（令和3）年度の生物多様性の言葉の認知度は67%であり、基準値と比較して改善していません（A評価）。自然保護大会に参加した県民を対象にアンケート調査を実施して算出していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止により大会が中止となったため、2020（令和2）年度は県政出張講座参加者へのアンケート、2021（令和3）年度は県政モニターアンケートにて実施しました。

第2章 生物多様性の現状と課題

第1節 本県の概況

地質学的な長い時間のなかで、大陸・陸塊の接続や分断、氷河期・間氷期などの大きな気候変動があり、それによってたくさんの生物が絶滅し、また生き残り、その結果として現在の生態系が存在します。つまり、本県の日本有数の豊かな生物多様性は、地質・地形・気候の変化とそれに伴う生物の進化のほか、土地利用をはじめとする人為的影響の歴史的な積み重ねの上に成り立っているのです。

1-1 地質

◆生物多様性を特徴づける大地の成り立ち

本県の主な山地を形成する赤石山地や関東山地は、1億4,000万年～6,400万年前（白亜紀）や6,400万年～2,400万年前（古第三紀）の堆積岩を主体とする地層から成り立っています。

その後、2,400万年～1,000万年前（新第三紀）の激しい地殻活動によって、本県を含む日本列島の中央には南北に大きな裂け目が生じて海水が侵入しました。そのときの海底火山を中心とした堆積物からなる地層が、巨摩山地・身延山地や御坂山地などに分布します。また、堆積物によって埋め立てられた部分は、「フォッサマグナ」（大きな溝）と呼ばれています。

富士川流域や桂川流域には、1,000万年～300万年前（新第三紀）の地層があり、多くの化石を含んでいます。

170万年前～現在に至る第四紀には、地球規模での氷河期時代があり、県内でも南アルプスの仙丈ヶ岳などの山頂付近に、カール地形として氷河時代の痕跡が残っています。また、この時代には各地で火山活動が起こり、茅ヶ岳、八ヶ岳、富士山などが噴火して現在に至っています。

このような地史は、本県に生息・生育する生物の種分化などにも大きな影響を与えてきました。

【資料：2018 山梨県レッドデータブック】



フォッサマグナの成り立ち
【資料：フォッサマグナミュージアムの図を改写】

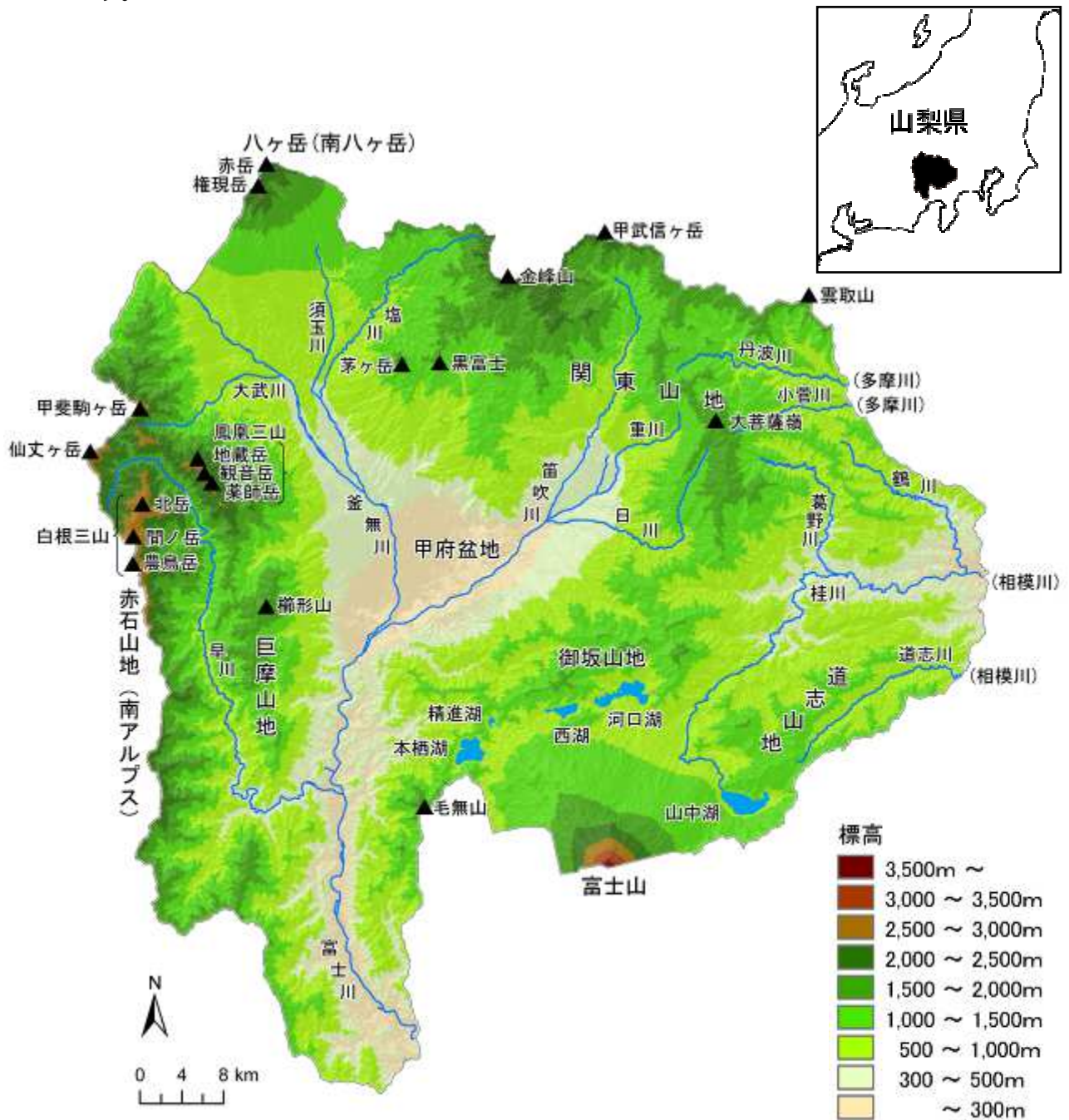
1-2 地形

◆山岳、盆地、河川が形成する地形

本県は日本列島のほぼ中央に位置し、周囲を富士山、赤石山地（南アルプス）、八ヶ岳、関東山地、御坂山地、道志山地など標高の高い山岳に囲まれ、中心部には甲府盆地があります。

甲府盆地の南側には富士山、北側には黒富士、茅ヶ岳、南八ヶ岳などの火山があります。また、これらの山岳に源を発する富士川水系、相模川水系、多摩川水系の河川がありますが、特に富士川は日本三大急流のひとつになっています。

このような変化に富んだ地形は、日本でも有数の本県の生物多様性の豊かさを生み出した要因ともなっています。



標高区分・地形図

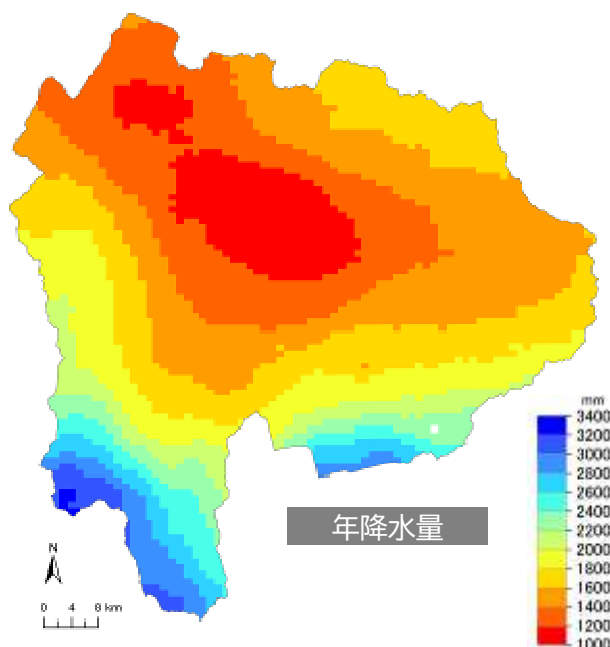
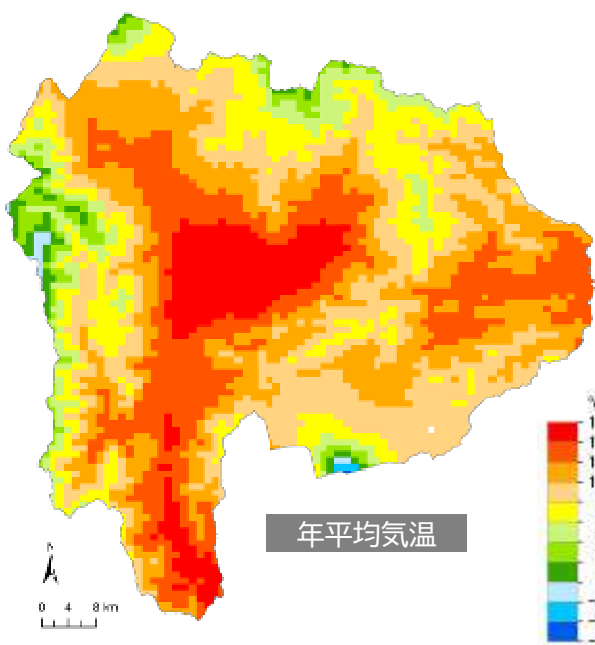
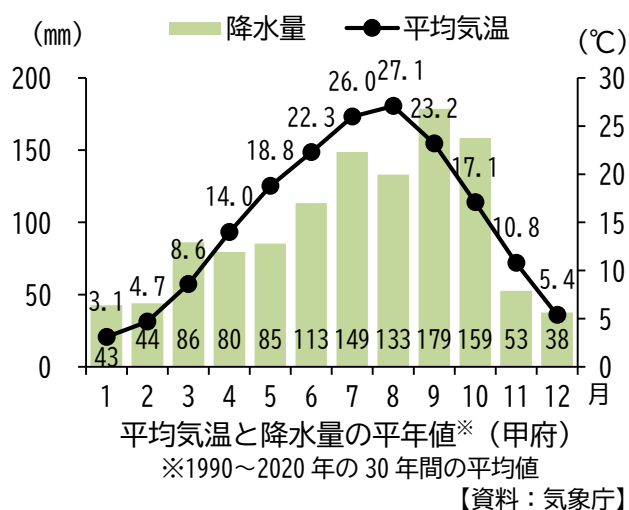
【資料：国土交通省・国土数値情報】

1-3 気候

◆ 気温差の激しい内陸的気候

周囲を高い山々に囲まれた本県は、太平洋側や日本海側と比べて降水量が少なく、夏は暑く、冬は寒いうえ、昼夜の気温差も激しい盆地特有の内陸的気候となっています。

年平均気温は、県南部や東部で比較的暖かく、北部や西部の山岳地が寒冷地となっています。年降水量は、県南部や西部の山岳地が九州並みの多雨地帯であり、甲府盆地周辺は少ないという特徴があります。

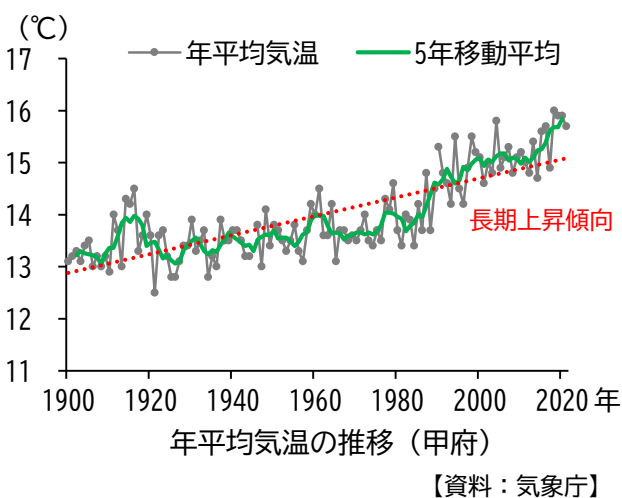


年平均気温(左)と年降水量(右)の分布 (平年値)

【資料：気象庁、国土交通省・国土数値情報】

◆ 年平均気温が上昇

甲府地方気象台における年平均気温は、100年間で約2.2°C上昇しています。急激な気温の上昇は、農林水産業や自然生態系などに大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

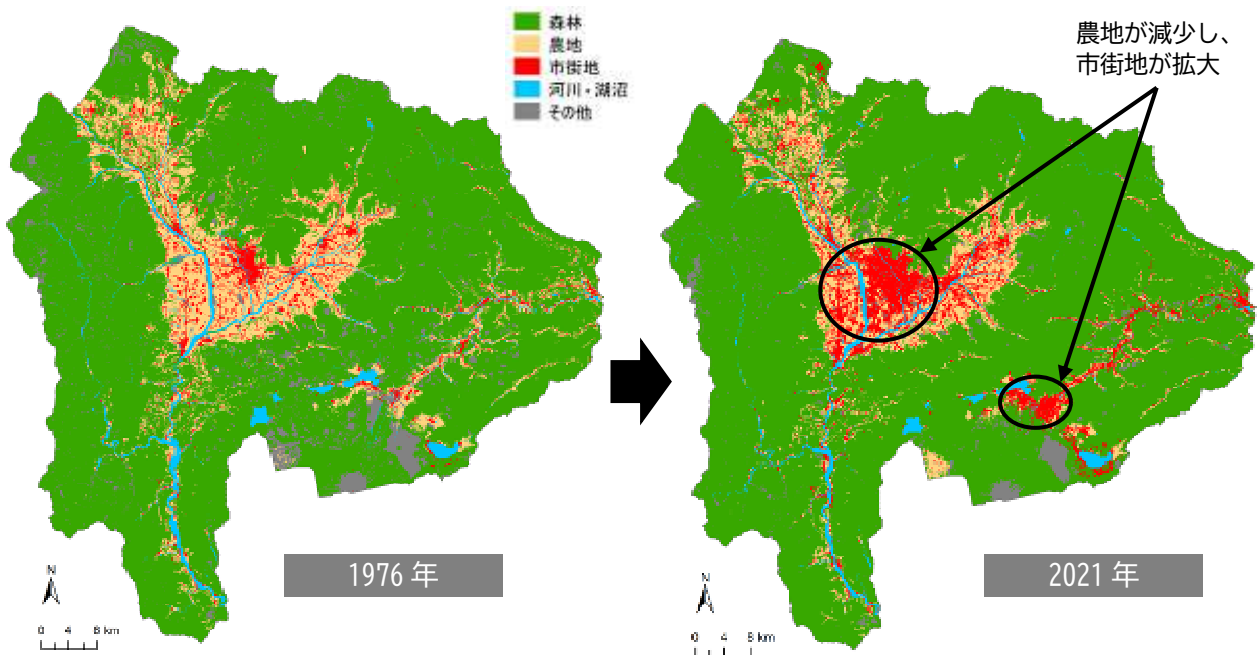


1-4 土地利用

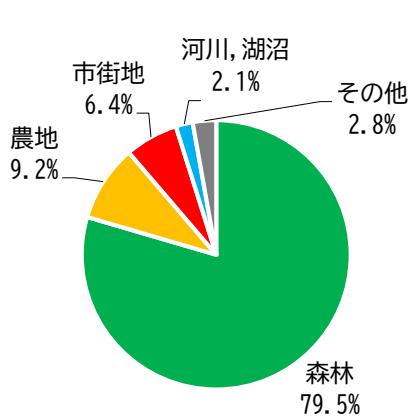
◆土地利用面積でみる生態系の変化

国土交通省の「土地利用細分メッシュデータ」によると、本県における土地利用面積は、森林（79.5%）が約8割を占めており、次いで農地（9.2%）、市街地（6.4%）となっています。1976（昭和51）年と2021（令和3）年の土地利用面積の変化をみると、農地が減少し、市街地が拡大していることがわかります。森林面積は増加していますが、荒廃農地の樹林化なども原因として考えられます。

なお、「2018 山梨県レッドデータブック」によると、重要な生物種の減少の主な要因のひとつとして、平地における田畑の減少や環境の単純化などがあげられており、土地利用の変化が生物多様性に影響を与えていることが示唆されています。

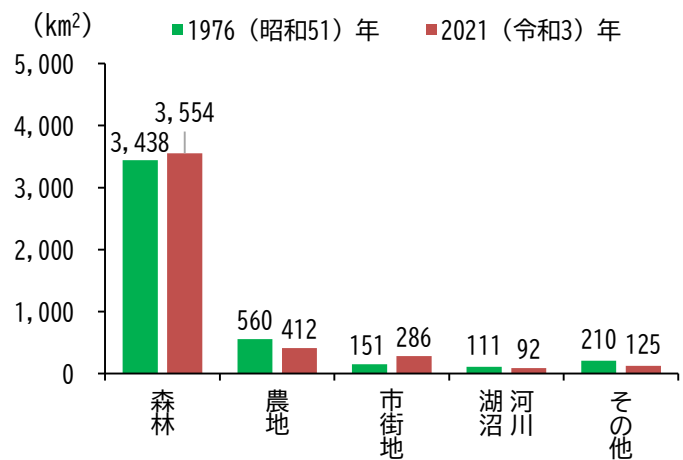


【資料：国土交通省・国土数値情報】



土地利用面積
(2021年度)

【資料：国土交通省・国土数値情報】



土地利用面積の変化

【資料：国土交通省・国土数値情報】

第2節 生態系



2-1 生態系の区分

◆生態系の区分とその特徴

本県の生態系は、地形や生物多様性の観点から分類すると、「奥山」「里地里山」「河川・湖沼」「都市」※の大きく4つに区分することができます。しかし、一般的にこれらの生態系の区分は概念的なものであり、明確な境界線を引くことはできません。そのため、ここでは標高や土地利用などから定義した生態系の県内分布イメージを示します。

※生物多様性国家戦略 2023-2030 における国土のグランドデザインの地域区分に基づき、本戦略における生態系の区分を「奥山」「里地里山」「河川・湖沼」「都市」としています。

【奥山】

奥山は、主に富士山、赤石山地（南アルプス）、八ヶ岳、秩父山地を中心とした地域にあり、人為的影響をほとんど受けていないか、あるいは人為的影響を受けた後、極相状態にまで回復した自然度の高い森林や草地及び高山帯が含まれます。

【里地里山】

奥山と都市との中間に位置する里地里山は、主に人為的影響を受けて成立している森林や草地が中心であり、一部に自然度の高い森林が含まれます。

【河川・湖沼】

河川・湖沼には、大小の河川・湖沼や湿地、ヤナギ類を中心とした河辺林などが含まれます。

【都市】

都市には、市街地や工場など人間活動が集中する地域が含まれます。

2-2 奥山

◆奥山の生態系の概要

奥山は自然に対する人間の働きかけが小さく、原生的な自然が残された地域です。富士山、赤石山地（南アルプス）、八ヶ岳、関東山地を中心に分布し、森林や草地などの自然度の高い植生が残されています。

植物では、ミズナラ、ブナなどの広葉樹林、シラビソ、コメツガ、オオシラビソなどの針葉樹林、高山ではハイマツ、高山植物の花畑をみることができます。また、動物では、特別天然記念物であるカモシカやライチョウをはじめ、ツキノワグマなどの大型哺乳類、イヌワシ、クマタカなどの大型の猛禽類、イワナやアマゴ、ヤマメなどの溪流魚も数多く生息しています。

奥山の生態系は、絶滅危惧種を含む脆弱な食物連鎖のバランスで成立しているため、人間活動によっても影響を受けやすく、近年の気候変動により、植生変化などの影響が生じることも懸念されています。



南アルプス（仙丈ヶ岳）



ライチョウ

◆日本一の標高を誇る新しい火山の富士山

富士山には標高に応じた生態系が形成されており、頂上から標高約2,400m までは地面が露出した火山性荒原が広がり、地衣類や蘚苔類、オンタデ、ムラサキモメンヅル、イワツメクサなどの草本類、ミヤマヤナギ、コケモモ、ミヤマハンノキなどの低木などが生育しています。森林限界付近ではカラマツが優占し、それより標高の低い場所ではシラビソ、コメツガ、ダケカンバなどがみられます。

高山域では、イワヒバリ、ホシガラス、ルリビタキなどの鳥類、ニホンカモシカ、ノウサギなどの哺乳類、キベリタテハ、フジコバネヒナバツタなど亜高山～高山性昆虫類が観察できます。また、フジシロミャクヨトウは、国内では富士山だけで記録されています。

【資料：富士山境目図鑑（山梨県富士山科学研究所）ほか】



富士山



オンタデ



イワツメクサ



ルリビタキ



ニホンカモシカ

◆八ヶ岳・秩父山地

八ヶ岳、秩父山地の高山帯では、赤岳と金峰山周辺の一部にハイマツ林が分布し、コケモモ、キバナシャクナゲなどが生育しています。標高1,800m から2,600m には、シラビソ、オオシラビソ主体の森林が生育し、林床にはセリバシオガマ、ゴゼンタチバナなどがみられます。

食物連鎖の上位に位置するツキノワグマなどの大型哺乳類やクマタカなどの大型猛禽類が生息するほか、流水性のハコネサンショウウオが広く分布するなど、豊かな生態系が保たれています。また、八ヶ岳には、ベニヒカゲやクモマベニヒカゲをはじめ、ミヤマシロチョウ、クモマツマキチョウ、オオイチモンジといった「高山蝶」が生息していましたが、ミヤマシロチョウなど3種は絶滅してしまったと考えられています。秩父山地には、固有種であるチチブギセルなどの生息域の狭い、希少な陸産貝類も生息しています。

【資料：2018 山梨県レッドデータブックほか】



八ヶ岳



キバナシャクナゲ



チチブギセル



クモマベニヒカゲ



ミヤマシロチョウ

◆地史的に最も古い南アルプス

南アルプスは海底に堆積した地層がプレート運動で隆起した古い地層で成り立っています。高山帯にはハイマツ、クロマメノキ、チシマギキョウ、チングルマ、ウサギギクなどが、また、北岳周辺ではキタダケソウ、キタダケキンポウゲをはじめとした地域特有の植物が多く生育しています。



北岳とチングルマ

動物においても高山性として、氷河期の生き残り及び世界の南限種であるライチョウのほか、タカネキマダラセセリなどの県内に生息する

「高山蝶」全7種が生息し、希少性の高い種がたいへん多いことが特徴です。また、食物連鎖の頂点にあるイヌワシが渓谷沿いの崖に生息していることは、本地域の豊かな生態系を裏付けるものとなっています。

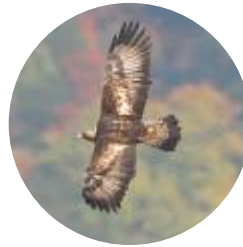
標高1,800mから2,600mには、シラビソ、オオシラビソ、コメツガなどの針葉樹が生育し、林床にはカニコウモリ、マイヅルソウなどがみられます。【資料：2018 山梨県レッドデータブックほか】



オオシラビソ



チシマギキョウ



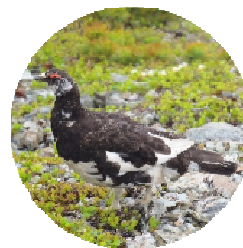
イヌワシ



タカネキマダラセセリ



カニコウモリ



ライチョウ

コラム

奥山にも迫るニホンジカの分布拡大による影響

近年、ニホンジカの分布拡大・増加によって、奥山における樹木の樹皮や林床の植物への被害が目立っています。林床では、ニホンジカが食べない不嗜好性植物ばかりが増加するなど、生態系の単純化が生じている場所もみられます。

高山帯まで入り込んだニホンジカが高山植物を食べたり、踏みつけたりすることなどから植生がなくなって林床が裸地化し、降雨により土壌浸食が起きるなど、基盤環境への影響も目立ってきています。被害の状況によっては、自然の力だけでは回復が見込めないことから、貴重な植物を取り囲む柵を設置するなどの保護対策が講じられています。



ニホンジカによる被害状況

2-3 里地里山

◆里地里山の生態系の概要

里地里山は、奥山と都市との中間に位置し、樹林地・農地・草原・ため池などにおいて、長い歴史のなかで人間の働きかけを通じて形成された環境です。

甲府盆地の周囲に広がる中山間地には、里地里山の環境が広く残されており、本県を代表する果樹（もも・ぶどう・すももなど）の栽培地においても、多様な生態系をつくりだしています。

植物ではスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツなどを中心に古くより管理されてきた人工林と、薪炭林として利用されたクヌギ、コナラ、クリ、ミズナラなどの落葉広葉樹林が広くみられることが特徴です。

動物では、シジュウカラ、ウグイスのほか、大木の樹洞で繁殖するブッポウソウ、フクロウなどの鳥類、トノサマガエルやアブラハヤ、ドジョウ、ホタル類、オオムラサキなど里地里山に特徴的な種が数多く確認されています。このように里地里山では、様々な生物が人々の暮らしと共存しています。



アカマツ

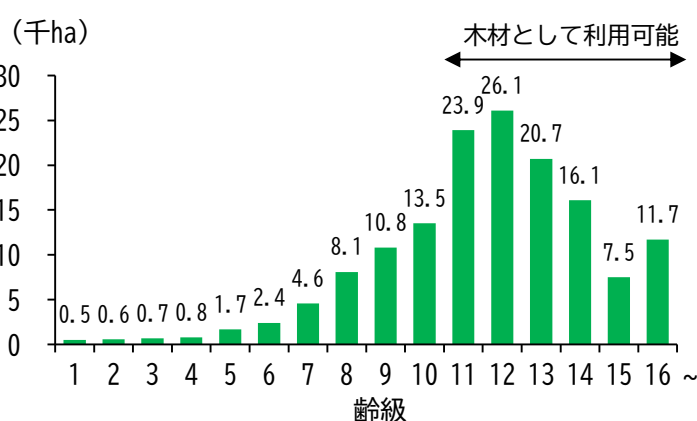


落葉広葉樹林と水田

◆森林の約44%が人工林

人工林は本県の森林の約44%を占めています。人工林の年齢構成をみると、木材として利用可能となる概ね50年生以上(11年齢以上)の人工林が年々増加しています。なお、人工林の樹種はスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツの4樹種がバランスよく存在します。

民有林においては所有者の経営意欲が低下し、手入れが行き届かず、荒廃している人工林が多く存在するとともに、広葉樹林は生活様式や農業形態の変化に伴って薪炭林等に利用されず、荒廃している森林もあります。

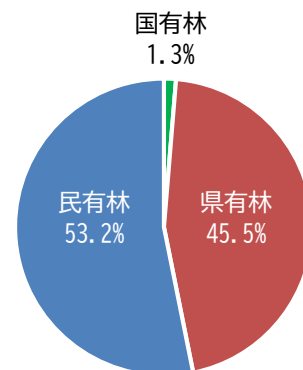


年齢級別人工林面積

【資料：令和4年度版山梨県林業統計書】

◆県土の約78%を占める森林、県有林の割合が全国一

本県は、県土の約78%を森林が占める全国有数の森林県です。所有形態別では、国有林が4,611ha(1.3%)、県有林が158,225ha(同45.5%)、民有林が184,599ha(53.2%)となっています。明治末期の大水害からの復興のため、1911(明治44)年に県下の御料地のほとんどが県に御下賜されたことが基となっており、県内森林面積に占める県有林の割合が全国で最も高いことが本県の大きな特徴となっています。



所有形態別の森林面積

【資料：令和4年度版山梨県林業統計書】

◆次世代に残したい重要な里地里山を環境省が選定

環境省では、命を育む豊かな里地里山を次世代に残していくべき自然環境のひとつであると位置づけ、「生物多様性保全上重要な里地里山（略称「重要里地里山」）」（500箇所）を選定しています。

本県の選定地は①甲府市相川地区、②富士吉田市明見湖公園、③富士山北麓の草原、④北杜市オオムラサキ自然公園、⑤南巨摩郡富士川町平林地区、⑥多摩川源流の里山の6箇所です。地元住民、NPO法人など、それぞれの活動主体が中心となり、協働の保全活動が行われています。



北杜市オオムラサキ自然公園

山梨県の重要里地里山と保全活動

名称	保全活動
①甲府市相川地区	<ul style="list-style-type: none"> ●隣接する県立武田の杜保健休養林の管理・保全 ●ホタルの保護、水質浄化などの活動 ●月1回の市民向け探鳥会
②富士吉田市明見湖公園	<ul style="list-style-type: none"> ●地方公共団体による周辺の宅地化制御、里山景観の保全事業 ●農業体験や自然観察会（体験学習エリア）、草刈清掃ボランティア活動（里山エリア）
③富士山北麓の草原	<ul style="list-style-type: none"> ●一部において、年に一度、火入れによる草原管理が行われている ●北富士演習場は、「恩賜林組合」により入会権のもとに統括して管理され利用されている
④北杜市オオムラサキ自然公園	<ul style="list-style-type: none"> ●約6haの自然公園内に雑木林や棚田などの里山生態系の維持管理 ●広葉樹林の育成、植林の改良 ●一般及び企業研修における里山農業の環境教育
⑤南巨摩郡富士川町平林地区	<ul style="list-style-type: none"> ●地域農業を生かしたオーナー制度や収穫体験活動
⑥多摩川源流の里山	<ul style="list-style-type: none"> ●複数企業、地元住民、大学などが連携した広葉樹の植樹、下刈り、シカ害対策、表土流出防止 ●森林保全、森林体験学習、農業体験学習

【資料：環境省ホームページ】



日本で一番大きな森林認証の森で希少種にも配慮

山梨県有林は、公有林としては全国に先駆けて、国際的な森林認証制度であるFSC®森林管理認証を取得しました。FSC森林管理認証は、国際的な非営利団体が定めた、環境や社会、経済に配慮した適切な森林管理に関する原則・基準への適合を審査・認証する取組です。県有林から生産された木材にはFSCマークを付け、FSC認証材として活用されています。



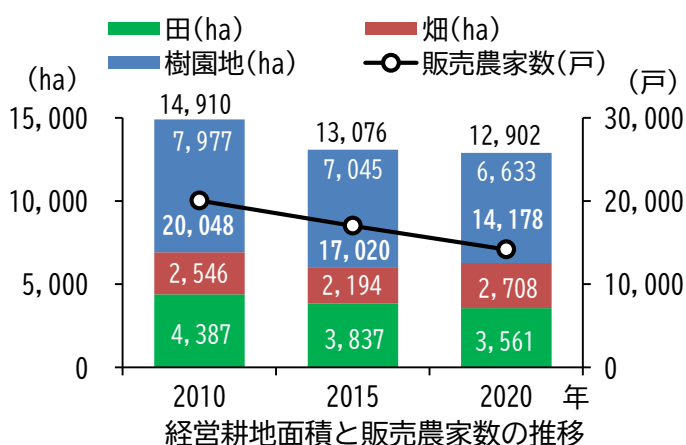
山梨県有林では、重要な動植物の種（希少種）の生息・生育に配慮するため、事前に山梨県版レッドデータブックによる希少種の分布情報を把握した上で、伐採計画を策定しています。また、県有林環境調査チェックシートで、希少種の有無を現場確認した上で森林整備を行っています。さらに、森林整備の請負業者に対しても希少種の研修を行っています。

【資料：やまなしの県有林、やまなしの森から生まれるFSC認証製品、森林認証公開レポート】

◆農地の減少・荒廃による生物多様性への影響が懸念

2020（令和2）年における本県の経営耕地面積は12,902ha、販売農家数は14,178戸であり、近年、田と樹園地の経営耕地及び販売農家数は減少傾向にあります。

特に水田は耕作放棄により乾燥化した場合、水辺環境に生息する両生類などの生息環境への影響が懸念されます。



【資料：山梨県統計データバンク】

◆荒廃農地の解消・有機農業推進に向けた取組

本県では、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用した地域の共同活動により、荒廃農地の発生抑制に取り組んでいます。また、荒廃農地を再生し、企業を含めた多様な担い手に農地を集積するため、農地中間管理機構等と連携し、農業生産基盤の整備を行っています。

また、「山梨県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」に基づく施策を展開し、有機農業者の技術向上のためのセミナーを開催するなど、有機農業を推進しています。2021（令和3）年度の有機農業の取組面積は234haとなっており、年々増加しています。 【資料：やまなしの環境2022】

◆棚田の保全・活用

本県には、自然環境を生かして農業を営んできた棚田が数多くあります。県では、基金等により棚田地域の保全活動などに対し支援を行っています。また、棚田を歴史的価値の高い文化的景観として保全するとともに、農業体験・観光資源として活用し、地域の活性化に資する取組も進められています。



上市之瀬の棚田

コラム

ぶどう畑での生物多様性保全の取組

本県は日本一のぶどうの生産県で、平坦地から傾斜地まで広がる美しいぶどう畑の風景が広がっています。このようなぶどう畑と生物多様性の関係性に最近、注目が集まっています。例えば、遊休荒廃地をぶどう畑に転換した事例では、畑に獣害防止柵を設置することにより、植物や昆虫類の種数が増加し、希少種が生息・生育できる環境が創出されています。鳥類を指標として自然環境を保全している事例では、“鳥と共生するワイナリー”をスローガンに、野鳥の水飲み場や巣箱を設置するなど、多様な生物が生息する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ取り組みが実践されています。今後もぶどう畑が育む農地生態系と生物多様性保全の高まりが期待されています。

【資料：キリングループ環境報告書2023、サントリーワイン事業サステナビリティ活動方針説明会 ほか】

2-4 河川・湖沼

◆河川・湖沼の生態系の概要

水は地球上の多くの生命にとって欠かせないものであり、河川・湖沼・湿地などの水辺は、多様な生物の生息・生育地として重要です。さらに、水辺は里地里山の重要な構成要素で、都市などとの生態系ネットワークを形成するうえで、重要な環境です。本県には、富士川水系の富士川、釜無川、笛吹川、相模川水系の桂川、多摩川水系の丹波川、小菅川などの河川のほか、富士五湖、四尾連湖などの湖沼や、幾つかのダム湖があり、カモ類などの渡来も多くみられます。特に鳥獣保護区に指定されている富士五湖は狩猟が規制されており、マガモ、キンクロハジロなどのカモ類が記録されています。河川にはウグイ、オイカワ、カジカなどの魚類や、カワセミ、カワガラスなどの鳥類が生息しています。池沼では、ゲンゴロウ、ミズスマシ類、トンボ類などの水生昆虫の減少が顕著で、絶滅の危機に瀕している生物もいます。



川俣川溪谷



笛吹川

◆豊富な湧水群

本県には環境省の選定する日本名水百選にも選ばれている忍野八海、十日市場湧水、三分一湧水、大滝湧水などに代表される湧水群が各所にあり、バイカモやトンボ類などの生息・生育地となっています。湧水の流れ出る小川や用水路にはホトケドジョウが生息しています。湧水は生活水、農業、水掛菜の栽培や淡水魚の養殖にも利用され、生物多様性の恵みが生かされ、地域の発展につながっています。湧水地では住民による清掃や保全活動も実施され、動植物の生息・生育環境の保全にもつながっています。



忍野八海



三分一湧水

山梨県の代表的な湧水

杓子山湧水不動湯（富士吉田市）、十日市場湧水（都留市）、夏狩湧水（都留市）、三分一湧水・女取湧水・大滝湧水・井詰湧水・大湧水・八右衛門出口（北杜市）、小沼湧水水源・浅間神社の湧水（西桂町）、忍野八海（忍野村）

【資料：環境省ホームページ】

◆生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）を環境省が選定

環境省では、生物多様性の観点から重要な湿地を保全することを目的に「日本の重要湿地 500」を 2001（平成 13）年に選定し、その後 2012（平成 24）年 9 月に閣議決定した「生物多様性国家戦略 2012-2020」をうけて現状を踏まえた見直しを行いました。

県内の選定地は 5 箇所（河口湖、山中湖、西湖、忍野村湧水群、韮崎市の両生類生息地）であり、淡水藻類、水草、爬虫両生類などの生息・生育地が選定理由になっています。



山中湖

◆ダム（湖）や湖への外来種による影響

河川のダムや湖沼などでは、オオクチバス、コクチバス、ブルーギル、ブラウントラウト、レイクトラウトなどの特定外来生物に指定されている魚類の不法な密放流による在来種への影響が発生しています。

なお、山中湖・河口湖・西湖では、オオクチバスの漁業権とこれに基づく増殖行為（放流または産卵床の造成）が認められていますが、放流量の削減やオオクチバスに替わる魚種の育成などが進められています。

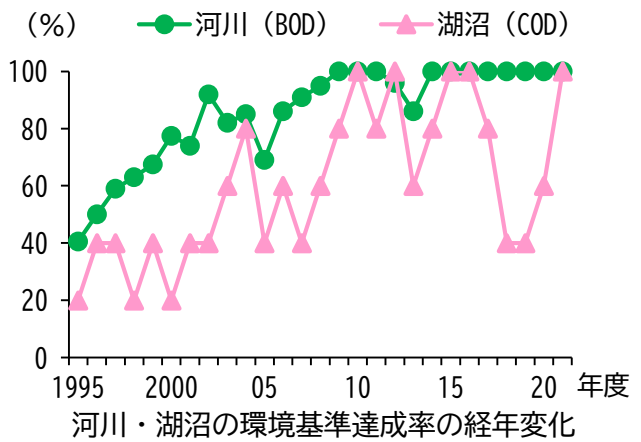


オオクチバス

◆河川・湖沼の水質の改善

本県では、河川及び湖沼の水質について、水質汚濁に係る環境基準（BOD（生物化学的酸素消費量）、COD（化学的酸素消費量）など）の項目を河川47地点・湖沼6地点で調べており、環境基準の達成状況は概ね改善方向で推移しています。

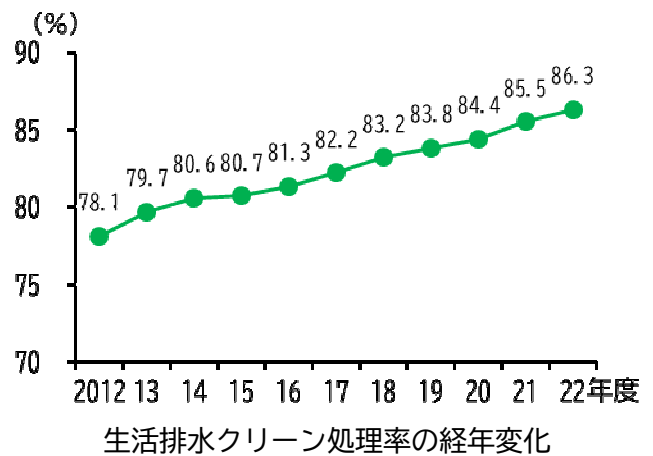
また、県内の井戸で地下水の水質測定を行っていますが、2022（令和4）年度の結果は、環境基準（カドミウムなど）の28項目のうち1項目で環境基準値を上回っており、要監視25項目のうち1項目では指針値を上回りましたが、詳細調査の結果、周辺に汚染及び汚染源は報告されていません。



【資料：やまなしの環境（2022年）】

◆生活排水処理の状況

本県では、下水道の整備や合併処理浄化槽などによる適正な生活排水処理の推進を図っています。2022（令和4）年度末の生活排水クリーン処理率（県人口に対して、生活排水処理施設（下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽、コミュニティプラント）が整備されている人口の割合）は86.3%であり、年々増加しています。



【資料：大気水質保全課】

2-5 都市

◆都市の生態系の概要

近年のモータリゼーションの進行などにより、都市周辺の宅地化が進行し、生物の生息・生育地が減少・分断されたり、生息基盤を失った種の減少が生じてきました。こうしたなか、公園、道路、屋上緑化、家庭の庭木、工場などの緑地は、生物の生息・生育地や移動経路となるだけでなく、身近な生物とのふれあいの場、生物多様性の環境教育の場として重要な役割を果たしています。



中央市ふるさとふれあい広場

◆多様な都市公園

本県では、笛吹川フルーツ公園、富士川クラフトパーク、森林公園金川の森などの広大な緑地を伴う県営の都市公園を整備しています。これらの都市公園は、動植物の生息・生育地、気象の調節、大気の浄化といった環境保全の役割も果たしています。また、各施設の目的に応じ、多様な緑地を創出しているほか、農業体験や散策の場も提供しています。都市部では身近に自然とふれあえる場所が少ない地域もある状況です。



富士川クラフトパーク

◆緑化の推進

本県では、「山梨県環境緑化条例」第3条に基づき策定した、環境緑化に関する基本的な方針、目標及び施策の方向、推進体制に関する計画である「山梨県緑化計画」に基づき緑化政策を総合的に推進しています。主な緑化事業として、緑の風景創造（緑化樹の養成・配布による緑化率の向上）、緑の普及啓発（県民緑化まつり等）、緑の保全（企業・団体による森づくり）、緑の学習（樹木医による緑化相談、講習会の開催等）などを行っています。

また、自然環境が有する多面的な機能を活用したグリーンインフラの取組として、防火機能の高い種（シラカシなど）による緑化事例などがあります。



防火機能の高いシラカシによる緑化
(小瀬スポーツ公園)

コラム

地域の自然特性を生かした公園

本県は水資源が豊富であり、都市近郊においても水辺を生かした公園が多数あります。

昭和町では、かつて町内に普通にみられた小川がほとんどなくなったことから、湧水が豊富で沼地だった地域の特徴を生かし、「湧水の里沼公園」を整備しました。また、笛吹市では、「笛吹みさか桃源郷公園」の一角に蛍池を整備しています。そのほか、本県の各地に地域の自然特性である水辺を生かした公園が整備され、都市における潤いある緑地空間を創出しています。



笛吹みさか桃源郷公園
【資料：笛吹市ホームページ】

2-6 保護地域・OECM

◆優れた自然を守る法令・条例

生物多様性国家戦略に記載される陸域及び内陸水域の保護地域は、自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護林、緑の回廊、天然記念物、県が条例で定めるその他保護地域などです。

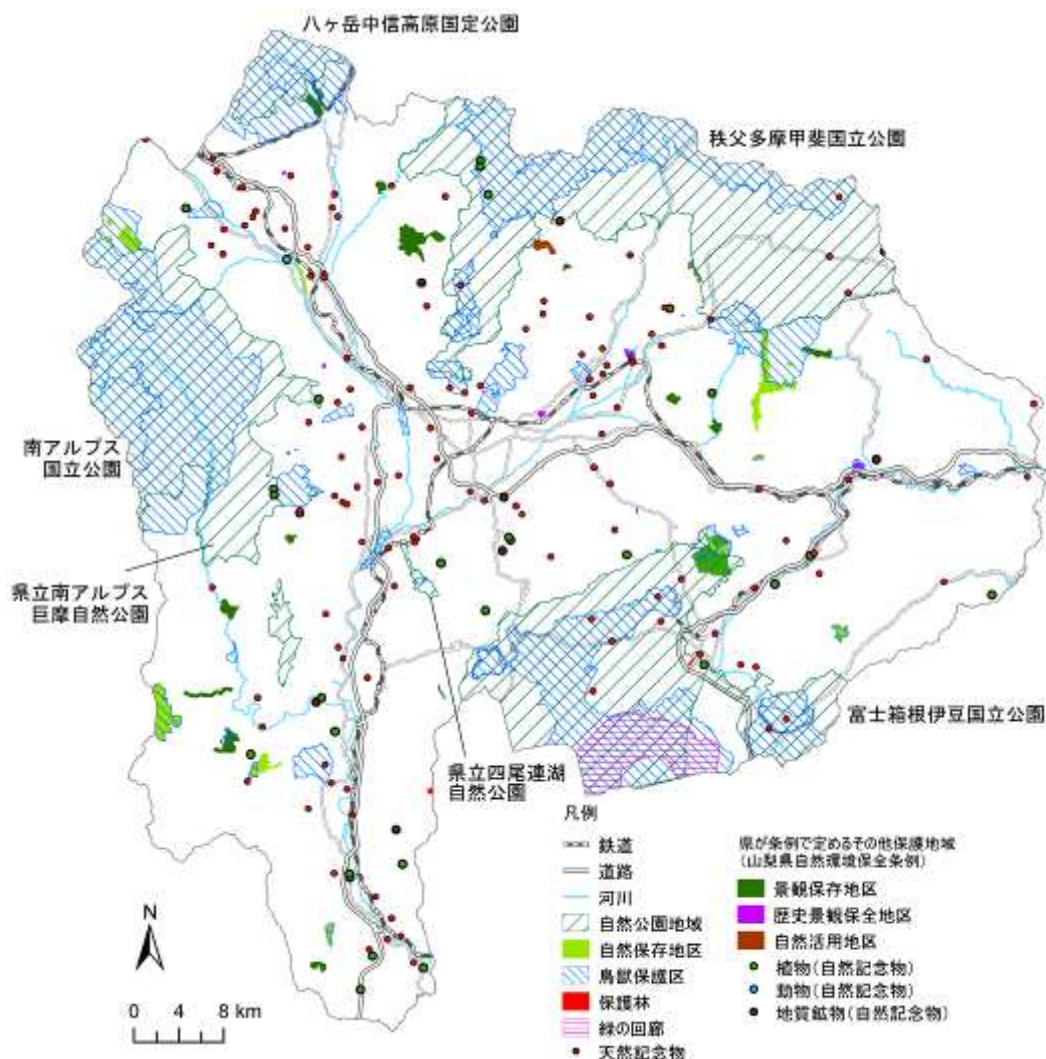
本県の生物多様性の保護地域としては、右の表のような地域が該当し、県総面積に占める保護地域の割合は約31.1%と試算されます。なお、国全体の保護地域の国土面積に占める割合は20.5%であり、国は2030（令和12）年度までに30%とする目標を掲げています。

山梨県内の保護地域

山梨県内の保護地域	
保護地域	面積 (ha)
県総面積 (2023年1月1日時点)	446,527
自然公園	121,207
県立自然環境保全地域 (山梨県自然環境保全条例の自然保存地区)	2,144
鳥獣保護区	74,794
保護林	31
緑の回廊	3,606
天然記念物	-※
県が条例で定めるその他保護地域 (山梨県自然環境保全条例)	2,432
重複地域を除外	-65,123
保護地域合計	139,090
県総面積に対する保護地域の割合	31.1%

※天然記念物の面積は加算していない。

【資料：環境省、林野庁、山梨県自然環境保全図 ほか】



※自然保存地区は、山梨県自然環境保全条例により、自然環境保全地域に準じて指定。

山梨県内の保護地域

【資料：国土数値情報、山梨県自然環境保全図 ほか】

2-7 保護地域以外で自然環境を保全している地域

◆自然共生サイト

本県では、自然公園などの保護地域以外にも自然環境の保護・保全を目的として、県有林、ユネスコエコパーク、森林公園などの保全・整備・維持管理、「森林スポット 100 選」などの選定をしています。これらの地域は、2023（令和 5）年度より登録が開始される環境省の「自然共生サイト」や OECM（民間の取組などによって生物多様性の保全が図られている区域）などの候補地にもなります。

また、県内の事業者が保有する社有林（日本製紙・鳳凰社有林）も自然共生サイトとして認定されるなど、今後の OECM の拡大が期待されています。

自然共生サイトの対象候補

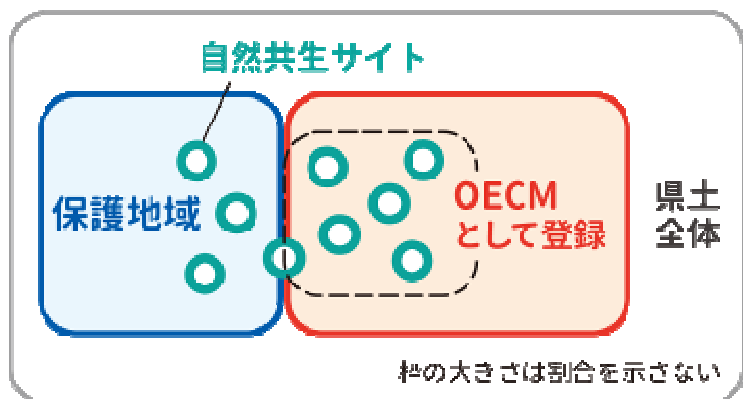
- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> • 企業の森 • ナショナルトラスト • バードサンクチュアリ • ビオトープ • 自然観察の森 • 里地里山 • 森林施業地 • 水源の森 • 社寺林 • 文化的・歴史的な価値を有する地域 • 企業敷地内の緑地 • 屋敷林 | <ul style="list-style-type: none"> • 緑道 • 都市内の緑地 • 風致保全の樹林 • 都市内の公園 • ゴルフ場、スキー場 • 研究機関の森林 • 環境教育に活用されている森林 • 防災・減災目的の森林 • 遊水池、河川敷 • 水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林 • 建物の屋上緑化 • 試験・訓練のための草原 |
|---|---|

【資料：環境省ホームページ】

コラム

自然共生サイトとは

「自然共生サイト」とは、「民間の取組などによって生物多様性の保全が図られている区域」を環境省が認定する区域のことです。自然共生サイト登録地のうち、保護地域を除いた地域が OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）として国際データベースに登録されます。



図中の○が「自然共生サイト」

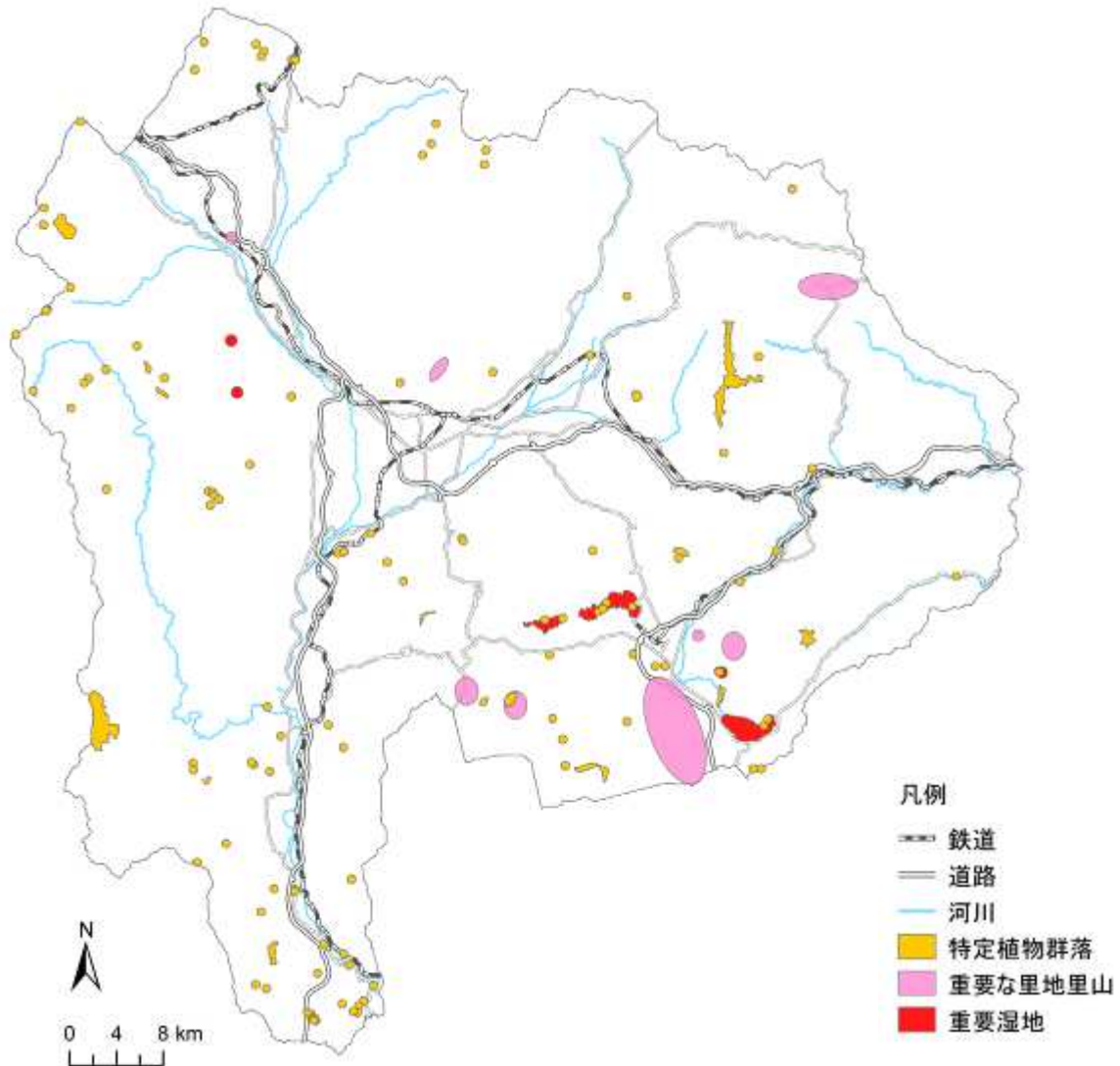
◆環境省により選定されている場所等

本県には、環境省の選定による「特定植物群落」「重要な里地里山」「重要湿地」など、生物多様性に関連する場所等があります。

山梨県内で環境省により選定されている生物多様性に関連する場所等

選定区分	概要
環境省の選定 特定植物群落	自然環境保全基礎調査の一環として選定しています。地域特性を踏まえた保護上重要な植物群落であり、県内では2000（平成12）年までに126箇所選定されています。
重要な里地里山	様々な命を育む豊かな里地里山を、次世代に残していくべき自然環境のひとつであると位置づけ、全国500箇所（県内6箇所）を選定しています。
重要湿地	地域住民等が湿地の重要性を認識し、湿地保全・再生の取組を活性化することを旨とした「日本の重要湿地500」（県内5箇所）を選定しています。

【資料：環境省ホームページ、山梨県自然環境保全図 ほか】



山梨県内で環境省により選定されている生物多様性に関連する場所等

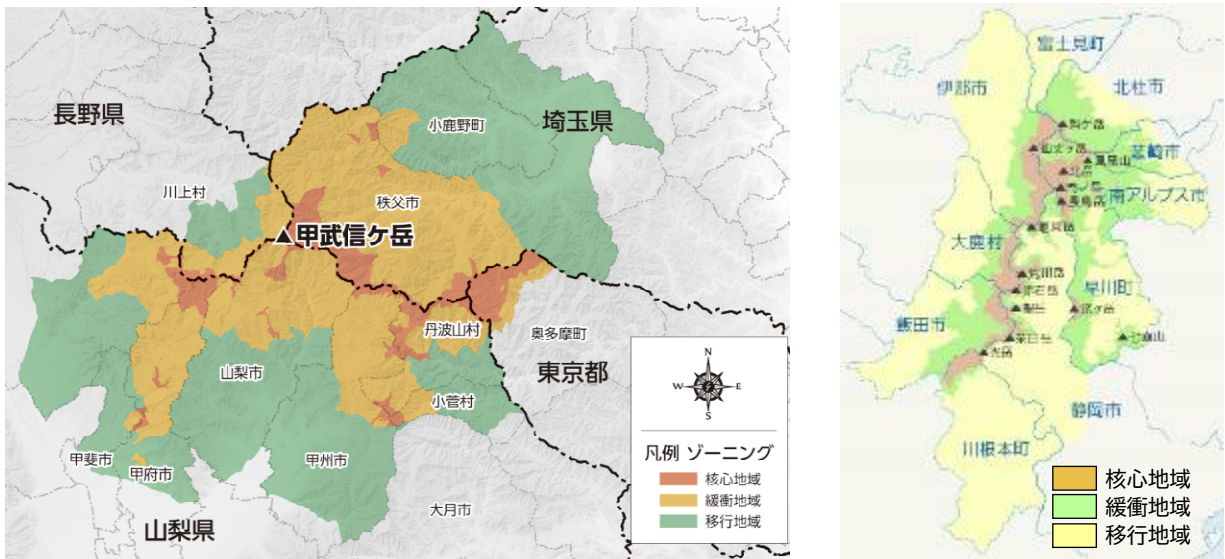
【資料：国土数値情報、山梨県自然環境保全図 ほか】

◆2つのユネスコエコパーク

本県には2つの「ユネスコエコパーク(生物圏保存地域)」の認定地域があります。南アルプスユネスコエコパークは2014(平成26)年、甲武信(こぶし)ユネスコエコパークは2019(令和元)年に登録されました。ユネスコエコパークでは、生物多様性に富む貴重な生態系を広く保全していくとともに、域内の自然の成り立ちや、そこに育まれた歴史文化に対する理解を深めるほか、教育や研修を通じて地域づくりの担い手育成などが行われています。

ユネスコエコパークは、生物多様性の保全機能、学術的研究支援、経済と社会の発展という3つの機能を求め、それぞれの機能を有する3地域を設定しています。

県立武田の杜保健休養林のサービスセンター内に、甲武信ユネスコエコパークインフォメーションセンターが設置され、映像、ジオラマなどによる情報提供や各種普及啓発イベントが開催されています。



甲武信ユネスコエコパーク(左)と南アルプスユネスコエコパーク(右)の位置

【資料：甲武信ユネスコエコパークホームページ、南アルプスユネスコエコパークホームページ】



ユネスコエコパークの3つの地域

【資料：甲武信ユネスコエコパーク資料】

2-8 植物

◆植生分布の概要

【高山帯の植生（標高 2,500m 以上）】

自然性の高い低木林や草原が分布し、八ヶ岳や南アルプスなどではハイマツやコケモモ、火山などの風衝地や岩礫地ではミヤマナギなどの低木林（自然植生）が分布しています。ただし、約1万年前からの噴火でできたと考えられている火山である富士山には、ハイマツが生育していない代わりに、匍匐状のカラマツの天然林が発達しています。

また、南アルプス、八ヶ岳、秩父金峰山などの風衝地ではガンコウラン、ミネズオウ、タカネツメクサ、イワスゲなどからなる草原、水の豊富な立地にはアオノツガザクラやタカネヤハズハハコなど、富士山ではイワヒゲ、オンタデやフジハタザオなどが分布しています。



低木林（自然植生）

【亜高山帯の植生（標高 1,600m から 2,500m まで）】

コメツガ、シラビソ、オオシラビソ、カラマツを中心とする針葉樹林（自然植生）が分布し、ダケカンバを主とする落葉広葉樹林がみられます。



針葉樹林（自然植生）

【山地帯の植生（標高 600m から 1,600m まで）】

主に落葉広葉樹林が分布しており、ブナ、イヌブナ、ヤマボウシなどの落葉広葉樹林（自然植生）や、ミズナラ、イヌシデ、ミズキなどからなる落葉広葉樹二次林（代償植生）が分布しています。



山地帯の落葉広葉樹二次林

【丘陵帯の植生（標高 600m まで）】

かつて薪炭林として利用されてきたクヌギやコナラなどの落葉広葉樹二次林（代償植生）が広く分布し、甲府盆地や富士川流域の一部の地域にはアラカシ、ヤブツバキなどの常緑広葉樹林（自然植生）、沢沿いにはイロハモミジやケヤキなどの落葉広葉樹林（自然植生）が分布しています。



丘陵帯の落葉広葉樹二次林

コラム

自然植生と代償植生

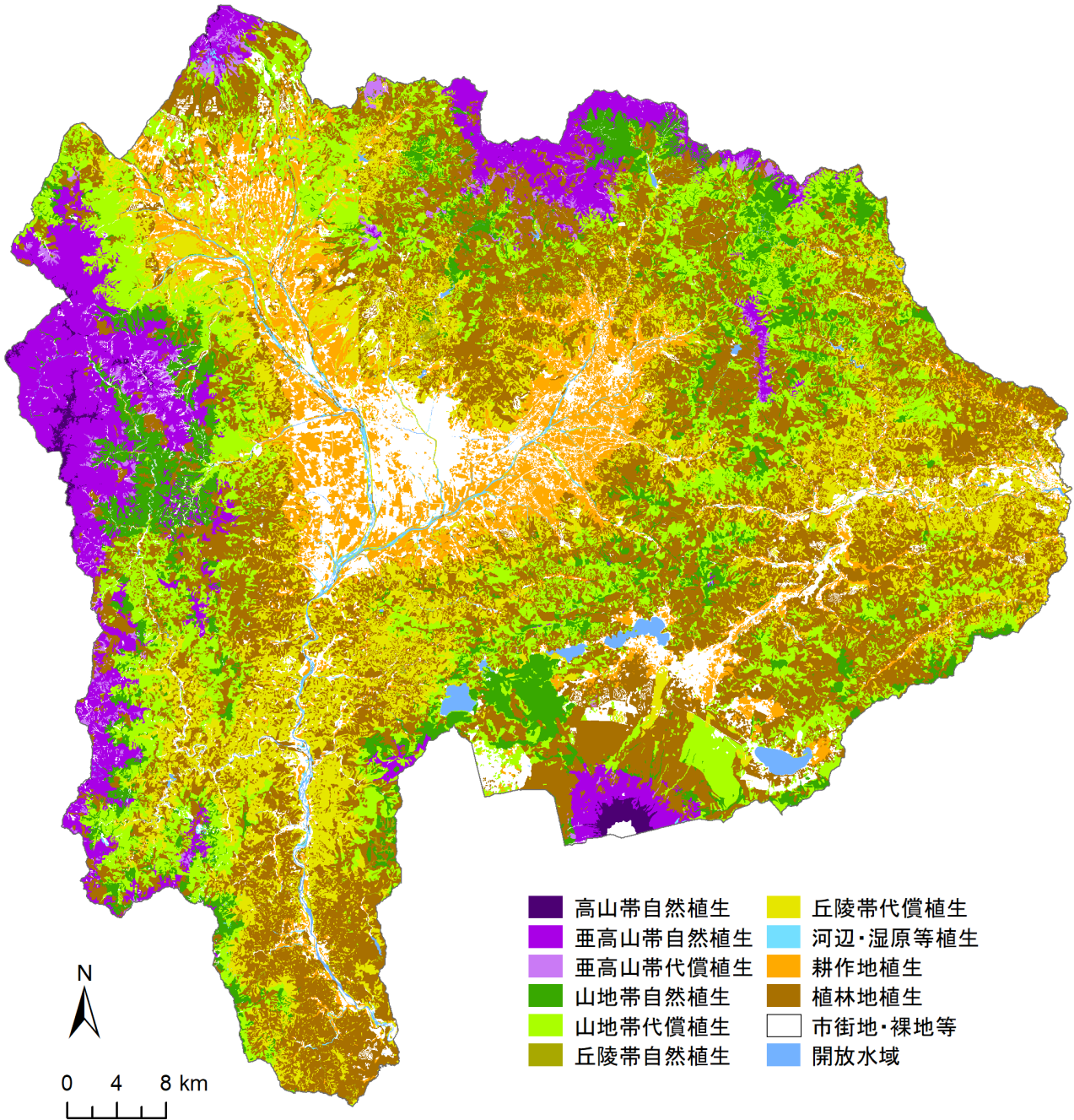
本来その土地に生育していた植生を「自然植生」といい、人間活動の影響によって置き換えられた植生を「代償植生」といいます。

【耕作地・植林地の植生】

耕作地は水田、畑、樹園地（果樹園、茶畑）、植林地はスギ・ヒノキ、カラマツ、アカマツ、シラビソ、ウラジロモミなどからなります。スギ・ヒノキ植林とアカマツ植林は丘陵帯から山地帯に、カラマツ植林は山地帯から亜高山帯に、シラビソ植林とウラジロモミ植林は亜高山帯を中心に分布しています。このほか、マダケ、モウソウチク、ハチクなどの竹林は丘陵帯を中心に分布し、生産林として利用されています。



植林地



植生図

【資料：自然環境保全基礎調査（植生調査）（第7回調査）】

◆様々な環境に代表される、種類の豊富な植物相

本県は、地域により大きく異なる環境条件（気候、地史、土壌など）と標高 80m から富士山頂の標高 3,776m までの全国的にも稀な大きな標高差により、約 3,500 種の多種多様な植物が生育しています。

標高 3,000m 付近ではハイマツ、キタダケソウ、チョウノスケソウ、タカネミミナグサなどがみられます。なお、富士山は噴火後の歴史が浅く、ハイマツは分布していませんが、代わりにカラマツの天然林が分布しているのが大きな特徴となっています。標高 1,800m 以上になるとコメツガ、シラビソ、オオシラビソ、ウラジロモミ、カラマツ、ダケカンバ、サラサドウダンなどの亜寒帯以上に分布する植物群が多くなります。標高 600m から 800m 付近を境に、ブナ、イヌブナ、ミズナラ、クリ、イヌシデ、ウリハダカエデ、スズタケ、サラシナショウマなどの冷温帯要素の植物群が多くなります。都市部周縁の標高 600m より低い場所では、アラカシ、シラカシ、ヤブツバキ、クヌギ、タマアジサイ、ヒメウツギなどの暖温帯性の植物群がみられます。

甲府盆地を中心に流れる富士川などの河川域では、イヌコリヤナギ、カワラケツメイ、ヤシャゼンマイなど、湖沼や貯水池などではヒルムシロ、エビモ、クロモ、セキシウモなどの浮葉植物や沈水植物が生育しています。都市部では、オオバコ、ヨモギ、ススキなどのほか、アレチウリ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ニワウルシなどの国外外来種も多くみられます。



ハイマツ



ブナ



カワラケツメイ

◆フォッサマグナ地区を特徴づける植物

本県は日本の植物区系でいう「フォッサマグナ地区」にあり、この地域に特徴的な植物としてマメザクラ、ククザキイチゲ、コマイワヤナギ、ムラサキツリガネツツジ、ヒメスミレサイシン、カイフウロ、アカイシコウゾリナなどが記録されています。

◆山梨県のなかでも分布が限られた植物

高山を中心に分布するキタダケソウ、タカネマンテマ、キタダケキンポウゲ、キタダケトリカブトなどは、北岳を中心とした狭い範囲に分布する植物群です。また、タキミシダ、コタニワタリ、ホソバショリマ、クリハラン、オオカナワラビ、ユズリハコモチシダ、ハナミョウガ、スタジイ、アカガシ、ヒコサンヒメシャラなどは、本県が我が国の分布限界地とされています。また、ホザキツキヌキソウは本県のみで確認されています。

このほか、アツモリソウ、カイコバイモ、コハクラン、サンプクリンドウ、ヒメセンブリ、ホテイアツモリ、ミスズラン、ヒメイバラモなどの日本固有種も多く記録されています。



キタダケソウ



タカネマンテマ



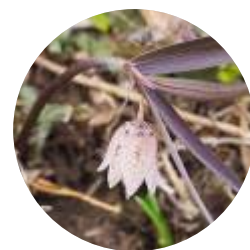
キタダケキンポウゲ



ヒコサンヒメシャラ

◆山梨県にちなんだ名前の植物

本県には、山梨県に由来する名前「キタダケ」「カイ」のほか、山梨県東部富士五湖地方を指す「グンナイ」がついた植物があります。初めて確認された場所や分布によって「キタダケソウ」「カイコバイモ」「グンナイキンポウゲ」などと命名されています。なお、これらの中には、山梨県希少野生動植物種に指定され、保護されているものもあります。



カイコバイモ



県天然記念物のフジマリモ

フジマリモは、1956年（昭和31年）、山中湖村村立山中小学校の児童が山中湖で直径2cmほどの緑色の球状の藻を発見し、同校の当時の校長であった杉浦忠睦氏が報告・命名しました。後に河口湖や西湖、精進湖、本栖湖などでも発見され、いずれも県天然記念物に指定されています。その後も調査研究が継続されていますが、生育地の気温・水温上昇や水質の変化などにより、絶滅が危惧されています。

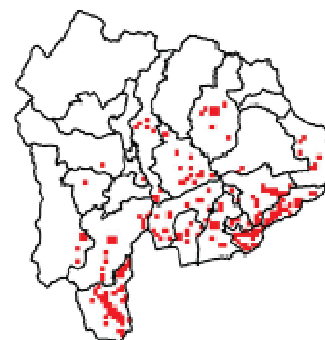


フジマリモ

【資料：山中湖村フジマリモ生息調査報告書（山中湖村教育委員会・国立科学博物館）】

◆ナラ枯れ被害の増加

本県では、2019（令和元）年度に身延町、南部町、山中湖村で初めてナラ枯れ被害（カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌によりナラなどの樹木が枯れる現象）が確認され、2022（令和4）年度には県内19市町村に被害範囲が拡大しました。ナラ枯れ被害はこれからも拡大する可能性があるため注意が必要です。



ナラ枯れ被害状況（2022年度）

【資料：森林整備課】

2-9 動物

◆山梨県の代表的な動物

【哺乳類】

人里から奥山にかけて多くの哺乳類が生息しています。地中にはアズマモグラなどのモグラ類、地上には大型のツキノワグマやニホンジカ、中型のタヌキやノウサギ、ヒメネズミなど小型のネズミ類などがいて、樹上生活のムササビもいます。また、コウモリ類も17種類の記録があります。南アルプス地域や富士山地域の樹林や溶岩洞窟などが重要な生息場所になっています。特に「西湖蝙蝠穴及びコウモリ」は国の天然記念物となり、キクガシラコウモリ、コキクガシラコウモリ、ニホンウサギコウモリなどが確認されています。



ニホンジカ



タヌキ



ノウサギ



キクガシラコウモリ

【鳥類】

標高の高い奥山ではホシガラス、イワヒバリ、山地の森林ではヤマガラ、サンコウチョウ、クロツグミ、人里ではスズメ、ホオジロ、ハシボソガラス、河川・湖沼ではカモ類、カワセミ、キセキレイなど、多くの鳥類をみることができます。

南アルプス地域には、国の特別天然記念物のライチョウが生息しており、広く自然環境が維持されていることがわかりますが、近年は個体数の減少が懸念されています。また、国指定天然記念物の身延町ブッポウソウ繁殖地があり、保護増殖事業が検討されています。



ヤマガラ



ホオジロ



カワセミ



ライチョウ

【爬虫類】

河川ではニホンイシガメ、クサガメ、ニホンスッポン、ミシシippiaカミミガメ（特定外来生物）のカメ類が生息しています。山地ではジムグリ、シロマダラ、タカチホヘビ、里山及びその周辺ではヤマカガシ、ヒバカリ、ニホンカナヘビなどの爬虫類が生息しています。

爬虫類は広く分布していますが、近年の宅地開発や農地の減少によって、餌となる両生類ともども、生息する数が年々減少しているといわれています。



ニホンイシガメ



ニホンスッポン



ヤマカガシ



ニホンカナヘビ

【両生類】

山地の溪流や源流部にはハコネサンショウウオ、ヒガシヒダサンショウウオなどが生息しています。山地にはナガレタゴガエル、ヤマアカガエル、カジカガエルなど、甲府盆地周辺の水田にはトノサマガエル、シュレーゲルアオガエル、ニホンアマガエルなどが生息しています。

両生類の生息地は、山地の溪流や河川や沢、水田など水辺環境に依存しているため、豊かな水に育まれた本県環境を守っていくことが重要です。



ハコネサンショウウオ



カジカガエル



ヤマアカガエル



トノサマガエル

【魚類】

河川中流部にはコイ、アユ、ウグイ、カマツカ、オイカワ、カジカ、上流部の溪流環境ではアマゴ、ヤマメ、イワナなどが生息しています。県内東部の地域では、湧水が流れ込む小河川と水田の用水路にホトケドジョウが確認されています。また富士五湖などの湖沼に、コイ、フナ類、ワカサギ、ナマズなどが生息しています。

魚類を保全するためには、生息地として河川の連続性の確保、外来種の防除などが重要です。



ウグイ



アマゴ



ホトケドジョウ



コイ

コラム

イワナなど溪流魚の遺伝子保全

県内の河川上流に生息するヤマトイワナとニッコウイワナは、亜種の関係にあります。これらは水系によって分布が分かれており、富士川水系にはヤマトイワナが、桂川水系及び多摩川水系にはニッコウイワナが生息しています。

遊漁の対象として、かつては他地域の魚を用いた放流が盛んに行われてきた時代がありましたが、近年、生物多様性の観点から、地域独自の遺伝子集団を維持する考え方が広まっています。山梨県では、各漁協に対し、在来個体群が生息する水域への養殖魚の放流は行わないよう要請するとともに、漁協以外の方が行う放流については許可制とすることで、イワナなどの溪流魚在来個体群の保全に取り組んでいます。

【資料：山梨県ほか】



ヤマトイワナ

【昆虫類】

南アルプス地域には、氷河期の生き残りと考えられているタカネキマダラセセリなど7種の「高山蝶」やアカイシコバネヒナバタなどの高山性昆虫が生息し、その一部や別亜種が八ヶ岳でもみられます。

県南部・県東部から甲府盆地周辺を中心とした、低地から中山間地にかけては、里山の雑木林を代表するオオムラサキをはじめ、オオクワガタやヒラタクワガタなどの昆虫がみられ、河川沿いには、シルビアシジミ、カワラハンミョウなどが、溜池や水田にはゲンゴロウやマダラヤンマなどの貴重な昆虫も生息しています。



シルビアシジミ



オオムラサキ



アカイシコバネヒナバタ



フジジガバチ

富士山の亜高山帯以上には、国内でここだけしか記録のないフジシロミヤクヨトウをはじめ、高山性フジコバネヒナバッターや高山蛾などが見られます。また、山麓の草原地帯には、ゴマシジミやアカハネバッター、フジジガバチなど 30 種の草原性絶滅危惧昆虫が生息していて、国内を代表する多様な昆虫の生息地となっています。



昆虫類の主な減少要因

「2018 山梨県レッドデータブック」では、昆虫類について「里山を主な生息地とする多くの昆虫が絶滅の危機に瀕していること」、「南方系種の分布拡大と北方系種の衰退」、「シカの食害などによる植生の変化に基づいた衰退」、「人為的な外来種の侵入と分布拡大」などを、過去 15 年間の変化として捉えています。また、昆虫類の大きな減少要因として「里地・里山環境の変質と減少」、「地球規模の気候変動（温暖化）の影響」、「シカの食害などによる植生の変化」の 3 つをあげています。昆虫類の減少要因を知り、絶滅のおそれのある種の生息環境が持続可能な状態を保てるように配慮することが求められています。

【資料：2018 山梨県レッドデータブック】



食物連鎖

生態系の中で、食べたり、食べられたりの関係にある生物のつながりを「食物連鎖」といいます。食物連鎖でみると、生産者の植物を餌とする草食性哺乳類や昆虫類がいて、さらに昆虫類などを餌とする中・小型哺乳類や鳥類、両生類・爬虫類などがいます。そして、それらの動物を餌とする猛禽類や大・中型哺乳類などは、食物連鎖の上位に位置する生物です。また、枯葉や動物の排泄物・死体などは、昆虫類や土壌動物などの生物により分解されます。

このような食物連鎖があるため、現在、顕著に確認されているニホンジカの個体数の増加は、採食されている植物の変化だけではなく、それらに関係する動物にも影響が及ぶことになります。

【資料：2018 山梨県レッドデータブック】

2-10 特に重要な動植物

◆501種の絶滅のおそれのある種

2018（平成30）年に公表された「2018 山梨県レッドリスト」では、絶滅のおそれがある種（絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類）として植物390種、動物111種があげられており、在来種数に対する絶滅のおそれのある種の割合（昆虫類を除く）は約17%となっています。絶滅のおそれのある種について「2005 山梨県レッドデータブック」と比較すると、新たな調査対象分類群の追加などがありますが、植物で23種（367→390種）、動物で64種（47→111種）と、計87種も増加しました。

「2018 山梨県レッドリスト」の掲載種数

カテゴリー	植物	動物							動物合計	合計
		哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類※			
絶滅(EX)	0	2	0	0	0	1	4	7	7	
野生絶滅(EW)	4	0	0	0	0	0	0	0	4	
絶滅のおそれのある種	絶滅危惧ⅠA類(CR)	136	0	3	0	1	17	21	157	
	絶滅危惧ⅠB類(EN)	166	3	9	0	0	20	32	198	
	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN) 注)	0	0	0	0	0	2	2	2	
	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	88	5	10	2	1	36	56	144	
	小計	390	8	22	2	2	75	111	501	
準絶滅危惧(NT)	34	6	19	0	2	0	34	61	95	
情報不足(DD)	42	6	18	2	1	5	17	49	91	
絶滅のおそれのある地域個体群(LP)	0		0	0	0	4	1	5	5	
要注目種(N)	0	11	0	0	1	1	4	17	17	
要注目種地域個体群(NLP)	0		0	0	0	0	4	4	4	
合計	470	33	59	4	6	13	139	254	724	

※チョウ目、コウチュウ目、トンボ目を中心とする。 注) チョウ目ガ類のみ該当する。

【カテゴリーの説明】

- 絶滅(EX)：山梨県で既に絶滅したと考えられる種
- 野生絶滅(EW)：飼育・栽培下でのみ存続している種
- 絶滅のおそれのある種
 - ・絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)：絶滅の危機に瀕している種
 - 絶滅危惧ⅠA類(CR)：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
 - 絶滅危惧ⅠB類(EN)：ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
 - ・絶滅危惧Ⅱ類(VU)：絶滅の危険が増大している種
- 準絶滅危惧(NT)：存続基盤が脆弱な種
- 情報不足(DD)：評価するだけの情報が不足している種
- 絶滅のおそれのある地域個体群(LP)：地域的に孤立している地域個体群で、絶滅のおそれが高いもの
- 要注目種(N)及び要注目種地域個体群(NLP)：近い将来絶滅危惧に移行するか、その動向を注目する必要のある種または地域個体群

【資料：2018 山梨県レッドデータブック】

◆希少種の状況

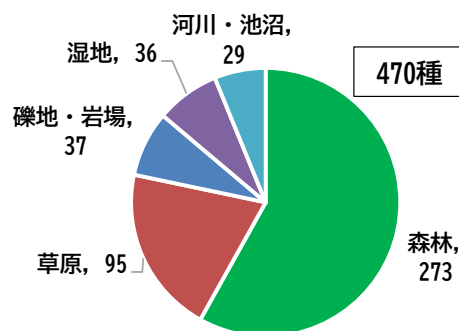
「2018 山梨県レッドリスト」は、絶滅のおそれのある野生生物を守り、生物多様性を保全するため、山梨県内の現状を調べて重要な動植物の種（希少種）をリストアップしたものです。

希少種の概要は次のとおりです。

【植物】

植物の希少種は合計 470 種です。森林や草原、湿地、河川・池沼に生育している種が多く、礫地・岩場という特殊な環境に生育している種も含まれています。

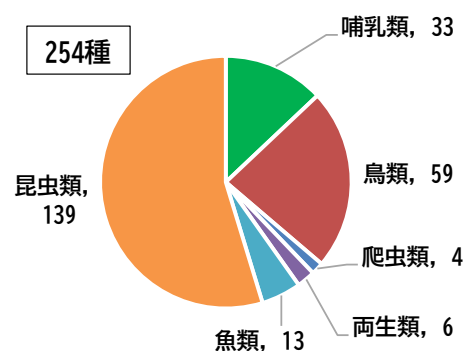
この礫地・岩場という環境は、八ヶ岳や北岳といった高山帯に成立しており、本県の立地特性をよく表しています。このなかには、チチブミネバリ、イチョウシダ、コウシュウヒゴタイ、イワシモツケなど、石灰岩地や蛇紋岩地という、地質的に特殊な場所に生育している植物も含まれています。



植物の希少種（生育環境別）

【動物】

動物の希少種は合計 254 種です。昆虫類（139 種：チョウ目、コウチュウ目、トンボ目を中心とするグループ）が最も多く、次いで鳥類（59 種）、哺乳類（33 種）、魚類（13 種）の順になりました。これらのうち、特に昆虫類ではタカネキマダラセセリやコバネヒナバタなど、南アルプスや八ヶ岳・富士山の地域特有の分化に至ったもの、地域個体群として生息地が限られているものがあります。また、60 年以上全く記録がないフサヒゲルリカミキリなど動物 7 種が絶滅と判断されています。



動物の希少種（分類群別）

◆38 種の指定希少野生動植物種

本県では、1985（昭和 60）年、全国に先がけ「山梨県高山植物の保護に関する条例」を策定し、特定高山植物 18 種（後に 22 種）を指定するなど、その保護に努めてきました。

その後、3 年間の野生動植物の実態調査に基づいた「山梨県レッドデータブック」（2005（平成 17）年）の作成を踏まえ、上記条例の内容をより充実させた「山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例」を制定するとともに、指定希少野生動植物種などの指定により、さらなる希少野生動植物の保護を進めています。現在、本条例に基づく指定希少野生動植物種^{※1}は 38 種、特定希少野生動植物種^{※2}は 26 種です。特に指定種が多い高山植物については、希少野生動植物保護専門員を配置し、山岳レインジャーによる生育地のパトロールの実施など、高山植物保護の指導、啓発に努めています。

※1 指定希少野生動植物種：生きた個体の捕獲、採取、殺傷または損傷を禁止する種（卵及び種子を含む）

※2 特定希少野生動植物種：指定希少野生動植物種のうち譲渡し及び譲受けを監視する必要があるもの

【資料：やまなしの環境 2022】



奇跡の魚「クニマス」の発見

日本では絶滅したと考えられていたクニマスが、2011（平成 23）年に本県の西湖で発見されました。それ以後、当地が国内唯一の生息地として注目され、山梨県水産技術センターではクニマスの生態を明らかにするための研究や、増殖及び養殖技術の確立に向けた研究を行っています。西湖ネイチャーセンター内にある展示館では、クニマスについて学ぶことができます。なお、クニマスは秋田県田沢湖の固有種であるため、「2018 山梨県レッドリスト」の対象とはされていません。



クニマス

2-11 天然記念物、自然記念物、巨樹・巨木林

◆天然記念物、自然記念物、巨樹・巨木林の指定

本県では、植物関連の国指定天然記念物として、山高神代ザクラ、富士山原始林及び青木ヶ原樹海、山ノ神のフジなどの14件、県指定天然記念物は富士浅間神社の大スギ、福士金山神社のイチヨウ、湯島の大スギなどの95件が指定されています。このほか、わに塚のサクラなど、市町村の指定天然記念物も数多くあります。動物関連では、カモシカとライチョウは国の特別天然記念物、ヤマネは国の天然記念物に指定されています。

また、巨樹・巨木データベース（環境省）には、県内の神社などを中心に、ケヤキ、スギ、モミ、イチヨウ、ヒノキ、トチノキなど計92種1,212本が登録されています。このほか、「山梨県自然環境保全条例」に基づく自然記念物として、新屋山神社の社そう、三窪のレンゲツツジ、三ツ峠山の特殊植物、富士川のサツキ及びシラン、楡形山アヤメ平及び裸山のアヤメ群落など28箇所が指定されています。



わに塚のサクラ（韮崎市）

2-12 外来種

◆特定外来生物

「外来生物法」では、生態系や人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるおそれのある外来生物を「特定外来生物」として指定し、飼養・栽培・保管・運搬・販売・輸入などを規制しています。

本県では、オオキンケイギク、アレチウリ、アライグマ、ガビチョウ、コクチバス、アカボシマダラなどの特定外来生物が確認されています。

2022（令和4）年には、特定外来生物のナガエツルノゲイトウが県内で初めて、甲府市内の河川敷で確認されました。本種は拡大力・再生力が非常に強く、生態系や農業への悪影響のおそれがあるとされる外来生物のため、早急な対応が求められます。

県内各地でオオキンケイギク、アレチウリ、アメリカザリガニなどの特定外来生物防除の駆除活動を行っています。



オオキンケイギク



アレチウリ



アライグマ



ガビチョウ

【環境省提供】

本県で確認されている特定外来生物

植物	アレチウリ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ（八重咲の品種をハナガサギクと呼ぶ）、オオフサモ、ナガエツルノゲイトウ
動物	【哺乳類】ヌートリア、クリハラリス、アライグマ、【鳥類】ガビチョウ、ソウシチョウ、【爬虫類】カミツキガメ、ミシシippアカミミガメ、【両生類】ウシガエル、【魚類】カダヤシ、ブルーギル、オオクチバス、コクチバス、【昆虫類】アカボシゴマダラ、【クモ類】セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ、【甲殻類】アメリカザリガニ

【資料：2018 山梨県レッドデータブック、山梨県植物分布誌、山梨野鳥の会鳥類目録 2022、山梨県自然共生推進課】



外来種被害予防 3 原則

人の手により、国内外の本来の生息地から持ち込まれた動植物は「外来種」と呼ばれます。外来種の影響は、生態系への影響（在来種の捕食、遺伝子の攪乱など）、人への危害、農作物への被害などがあります。これら被害が深刻になっていることから、外来種に対する問題意識も高まってきています。そのため、外来種被害予防 3 原則として、①入れない、②捨てない、③拡げないを徹底していくことが重要です。

◆クラウドファンディングを活用した富士山麓における外来種対策

富士山が世界文化遺産に登録されて以降、登山者の増加に伴い、富士山における外来植物（国内由来の外来種を含む）の分布が拡大しています。その結果、従来から富士山麓に生育していた植物と外来植物との交雑、外来植物による在来植物の被圧などによる生態系への影響が懸念されています。このため、本県ではクラウドファンディングを活用し、外来種防除マット及びサインスタンドの設置、外来植物ボランティア指導講習会を実施しています。



外来種防除マット

富士山麓における外来種対策の実施状況

実施活動	活動の内容
外来種防除マット及びサインスタンド設置	●登山者による外来植物の侵入を防除するため、靴裏や衣服に付着した植物の種子を落とす外来種防除マットとブラシを7月上旬から9月中旬までの間、主な登山道入り口4箇所を設置
外来植物ボランティア指導講習会	●外来種についての啓発活動及び防除活動のため、富士山五合目駐車場で外来種の同定方法などを指導する講習会（座学と現地作業）を実施 ●現地作業は、富士山五合目に生育している国外外来種であるセイヨウタンポポ、シロツメクサ、国内外来種であるバッコヤナギ、オオバコ、ヨモギを対象に、見分け方の講習実施後に除去作業を実施。

【資料：山梨県自然共生推進課】



遺伝的攪乱

元からその地域にいた生物を「在来生物（在来種）」といいます。在来種は、長い年月をかけてその地で世代交代を繰り返してきたため、地域固有の遺伝子を持っています。そのため、他の地域から採ってきた同じ種類の生物を野生に放したりすると、在来の遺伝子をもった生物と交雑してしまうため、「遺伝的攪乱」が生じ、独自に進化してきたその地域の特性が失われることとなります。

他の地域で採集したメダカや、販売店で購入したメダカを家の近所など野外へ放すことはやめましょう。地域固有の生物を守ることが、生物多様性の保全につながります。

2-13 野生鳥獣の保護管理

◆「鳥獣保護区」の指定

本県の地勢は低地林から高山帯にまで及ぶことから変化に富み、四季を通じて多くの種類の野生動物がみられます。南アルプス山系には、特別天然記念物であるライチョウが生息しており、また、冬季には富士五湖をはじめ、釜無川や笛吹川にカモ類の渡来も多くみられます。本県ではこのような地域を「鳥獣保護管理法」に基づく鳥獣保護区として指定しており、2023（令和5）年11月現在、鳥獣保護区は38箇所74,794.11haです。

また、鳥獣の保護が特別に必要と認められる地域については、鳥獣保護区内に特別保護地区を指定しています。特別保護地区では水面の埋め立て、干拓、立木竹の伐採または大規模な工作物を設置するときは許可を必要とします。なお、2023（令和5）年11月現在、指定されている特別保護地区は10箇所6,310.1haです。

【資料：令和5年度鳥獣保護区位置図】

◆鳥獣保護管理のための計画・指針の策定

本県には豊かな自然環境がありますが、開発や森林の変化、中山間地を取り巻く環境の変化により野生鳥獣の生息環境は大きく変化しています。その結果、生息数が減少する種がみられる一方、生息数が増加し、人間活動との軋轢が大きな社会問題となっている種も現れています。

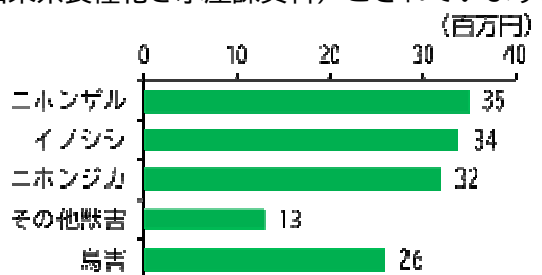
このような種を適切に保護・管理するため、県ではニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、カワウ、アライグマに関する管理・防除のための計画や指針を策定し、事業を進めています。

【資料：やまなしの環境2022】

◆野生鳥獣による農林業被害

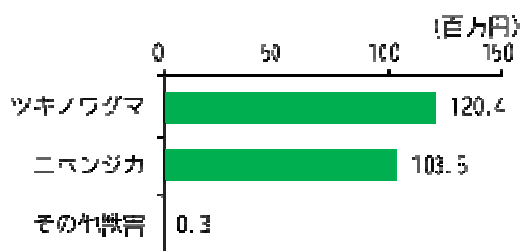
2021（令和3）年度の野生鳥獣による農業及び2022（令和4）年度の林業の被害額は、ニホンジカとツキノワグマが多くなっています。特にニホンジカは、生息域の拡大により、農林業被害だけではなく、樹皮剥ぎなどによる森林植生や高山植物など自然生態系に深刻な被害を及ぼしています。

また、内水面漁業への被害として、カワウによるアユの推定被害額も2022（令和4）年度に345万円（山梨県食糧花き水産課資料）とされています。



野生鳥獣農業被害金額（2022年度）

【資料：山梨県農業技術課】



野生鳥獣林業被害金額（2022年度）

【資料：山梨県森林整備課、県有林課】

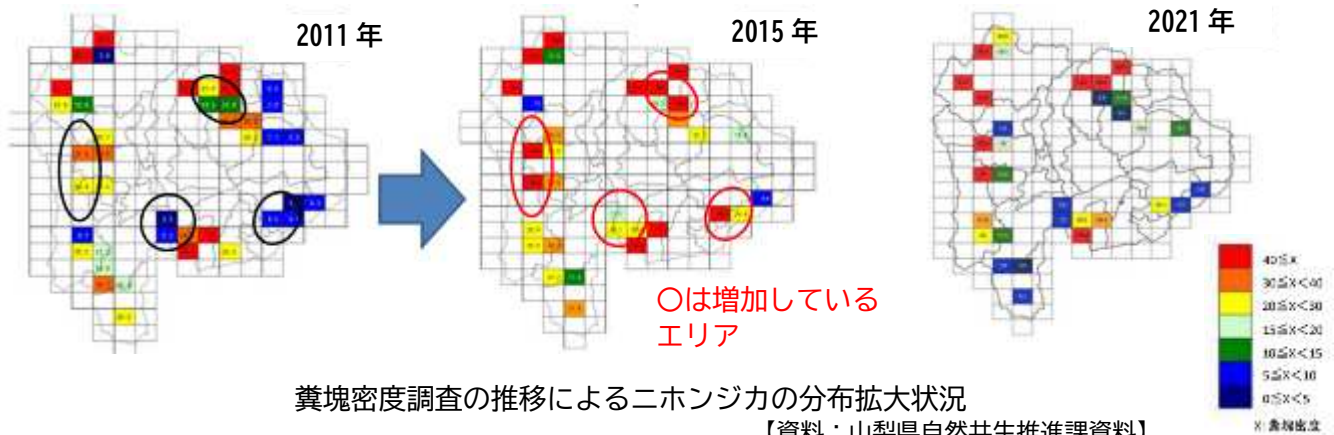
◆ニホンジカ分布拡大による影響

ニホンジカの分布拡大により、植物の過食による植生の衰退、天然更新の阻害、ニホンジカが好まない植物の増加、希少植物の採食や踏み荒らし、林床の裸地化に伴う土壌流亡などの影響が確認されています。また、ニホンジカに寄生するダニやヒルの生息域も拡大していることから、動物由来の感染症の広がりが懸念されます。

さらに、峡南地域ではニホンジカと電車の衝突事案が増えてきています。

【資料：山梨県森林総合研究所、山梨県農政部農業技術課、林野庁】

ニホンジカの密度を経年的に調べた結果、2011（平成23）年から2015（平成27）年の間に南アルプス地域、富士山をはじめとする奥山で増加していました。その後、2021（令和3）年までの間に一部地域で減少していると推定されますが、南アルプス地域や甲武信地域では依然として密度が高い状況にあります。



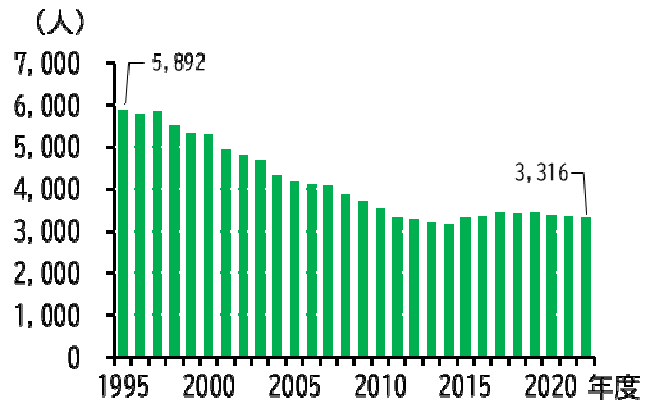
糞塊密度調査の推移によるニホンジカの分布拡大状況

【資料：山梨県自然共生推進課資料】

※糞塊密度調査：10粒以上の糞塊を数え、1km当たりの密度で生息状況を示す方法です。

◆狩猟者登録者数

県内の狩猟者登録者数は、高齢化や後継者不足により2014（平成26）年度までは減少傾向が続き、その後は横ばいで推移して2022（令和4）年度は3,316人となっています。県では、新規狩猟免許取得者への助成や、新規狩猟免許取得者を対象とした研修会を実施し、狩猟者の確保に努めています。



狩猟者登録者数の推移

【資料：山梨県自然共生推進課資料】

山梨県における鳥獣保護管理の実施状況

実施活動	活動の内容
鳥獣保護区などの指定	●鳥獣の保護を図るために必要な地域を指定（鳥獣保護区 38 箇所、特別保護地区 10 箇所、特定猟具使用禁止区域 105 箇所）
鳥獣保護思想の普及啓発 鳥獣センターの運営	●愛鳥週間関連行事（ポスターコンクール、探鳥会、愛鳥モデル校の指定） ●鳥獣センターを活用、鳥獣保護、自然保護思想の普及啓発、傷病鳥獣の保護、鳥獣写真コンクール
鳥獣の生息状況調査	●ガンカモ鳥類調査、全国一斉のガンカモ鳥類生息調査
有害鳥獣の捕獲	●有害鳥獣捕獲の許可、市町村への許可権限移譲（鳥類 6 種、獣 5 種）
保護管理事業計画など	●鳥獣保護管理事業計画 ●山梨県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画、指定管理鳥獣捕獲等事業 ●山梨県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画 ●山梨県第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画 ●山梨県ツキノワグマ保護管理指針 ●山梨県カワウ管理指針 ●山梨県アライグマ防除実施計画
その他	●野生鳥獣の生息環境の改善（巣箱の設置、給水施設の設置など） ●鳥獣保護巡視員などによる狩猟パトロール

【資料：やまなしの環境 2022、令和4年度鳥獣保護区位置図、山梨県自然共生推進課】

第3節 生物多様性と社会経済活動

3-1 生物多様性と事業活動

◆大規模事業による環境配慮のしくみ

本県には、「山梨県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価制度のしくみがあり、環境影響評価項目には植物・動物・生態系など、生物多様性に関する項目も含まれています。

また、日照時間に恵まれた本県では、太陽光発電施設の導入が急速に進み、それに伴い森林伐採など環境破壊や景観阻害などの問題が顕在化してきました。そのため、「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」を2021（令和3）年7月に制定し、太陽光発電事業と地域環境との調和を図ることとしています。



野建て太陽光発電施設

【資料：山梨県の環境アセスメント制度、環境・エネルギー政策課】

◆生物多様性に配慮した公共事業の推進

本県では、河川や砂防整備・維持管理、公共施設の緑化などにおいて、生物多様性に配慮した事業を推進しています。

生物多様性に配慮した公共事業

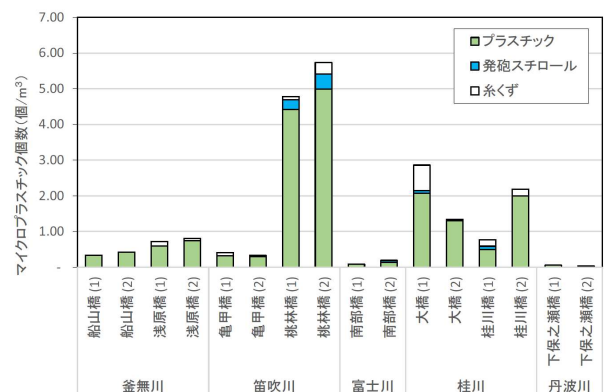
項目	内容
河川・砂防	<ul style="list-style-type: none"> ●河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための「多自然川づくり」の推進 ●土砂災害対策として行う砂防事業では、自然環境・景観の保全と創造及び溪流の利用に配慮した砂防事業を推進 ●河川や砂防の整備では、水と親しみ憩いの場となる空間の創出
公共施設	●周辺環境の状況に応じた樹種や郷土種の養成、公共施設の緑化の推進

【資料：やまなしの環境2022】

◆プラスチックごみによる生物多様性への影響

事業活動や日常生活から発生するプラスチックごみは、生態系や漁業・観光への影響など、様々な問題を引き起こしています。近年はマイクロプラスチック（5mm以下のプラスチックごみ）による海洋生態系への影響が世界的な課題となっています。

県内でも河川のマイクロプラスチックの状況を把握するために、2019（令和元）年度より河川マイクロプラスチック調査を実施しています。調査結果からは、多くの方が生活している市街地付近を流れる河川において、マイクロプラスチックの個数密度が大きくなる傾向がみられました。



マイクロプラスチックの種類別個数密度

【資料：令和元年度山梨県河川マイクロプラスチック調査等業務報告書】

3-2 生物多様性と産業

◆環境に配慮した農業の推進

本県では、「山梨県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」を策定し、土づくりの推進や化学肥料・化学合成農薬の使用低減などにより、環境への負荷を低減し、環境に配慮した持続可能な農業を積極的に推進しています。なお、本県では、以下のような生物多様性に関連する農業施策を実施しています。

生物多様性に関連する農業施策

項目	内容
環境負荷低減事業活動実施計画の認定	●みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減に取り組む5年間の事業計画を作成し、県が認定
有機農業の推進	●有機農業者の技術向上のためのセミナー開催、有機農業地域普及展示圃の設置
甲斐のこだわり環境農産物の認証	●県で定めた基準から化学合成農薬及び化学肥料を30%以上削減したものを認証
荒廃農地の発生抑制・解消	●農地中間管理機構等と連携した農業生産基盤の整備 ●多面的機能支払交付金や中間地域等直接支払交付金を活用した農地の保全

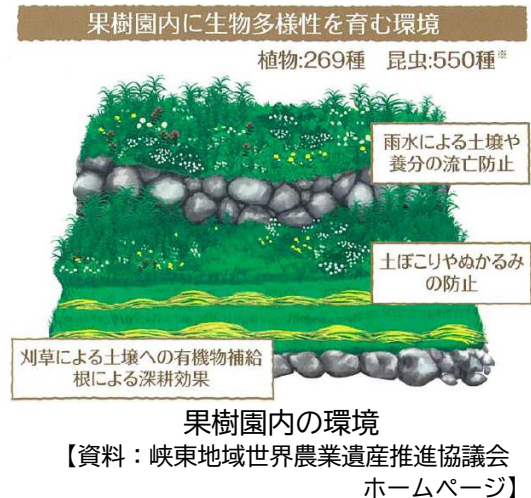
【資料：やまなしの環境 2022】

◆果樹の生産と生物多様性

本県の気象・土壌・日照など、果物の生産に恵まれた立地条件を生かし、甲州八珍果に代表される多くの果物がつくられています。特にぶどう、もも、すももは日本一の収穫量を誇っています。

また、峡東地域（山梨市、笛吹市、甲州市）の扇状地に適応した果樹農業システムは、人々が営む農業生産活動が多様な生物が生息する場となっているとして、世界農業遺産に認定されました。このように、本県の果樹園は、環境に配慮した持続可能な農業の好事例となっています。

【資料：山梨県ホームページ ほか】



◆生物多様性の恵みを生かした地場産業

本県には、全国的にも有名なワイン、織物、印章、和紙をはじめ、本県の地域資源を活用した様々な地場産業があります。例えば、富士山に自生するスズ竹を材料にしたスズ竹細工（ザル）、山梨県産のシカの革を使った革工芸品「URUSHINASHIKA（ウルシナシカ）」、山梨県の伝統野菜（やはたいも、浅尾だいこん、大塚にんじん、あけぼの大豆、鳴沢菜など）があります。

しかし、近年ではスズタケが枯れている現象が確認され、その原因や影響が研究されているほか、ニホンジカについては個体数の増加や分布拡大による生態系への影響が大きな課題となっています。



スズタケ



スズ竹工芸品（右）

◆FSC 森林管理認証

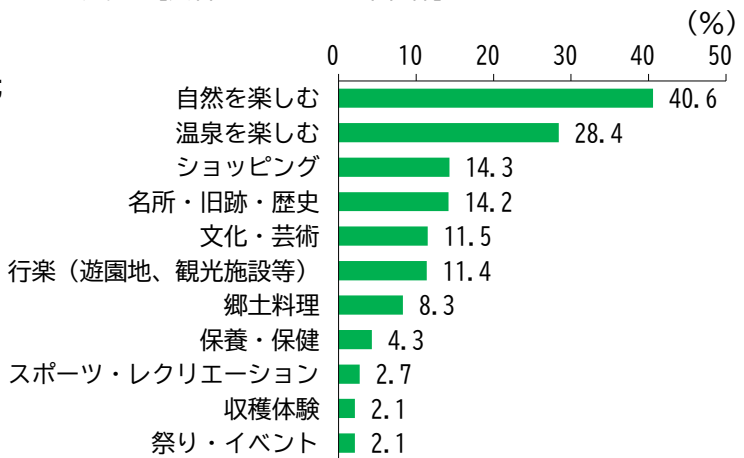
本県の県有林は、2003（平成15）年4月に、公有林としては全国に先駆けて国際的な森林認証制度であるFSC森林管理認証を取得しました。この認証は、県有林が環境・社会・経済の各分野において国際的な基準に従って適切に管理されていることを意味します。県有林の認証面積は14.4万ha（貸地等を除く全ての県有林）であり、認証面積は全国第1位（国内認証面積の約3分の1）であり、県有林から生産された木材は、FSC認証材として販売しています。 【資料：やまなしの県有林】

◆県有林によるカーボン・オフセット

本県の県有林では、間伐を行うことにより森林が吸収した二酸化炭素を、オフセット・クレジット（J-VÉR）制度によりクレジット化し、これをカーボン・オフセットに取り組んでいる事業者販売しています。森林の適正管理により、生物多様性の確保につながるとともに、脱炭素社会の実現に向けた「自然を活用した解決策（NbS）」にもつながります。 【資料：やまなしの県有林】

◆自然を楽しむことを目的とした観光

2021（令和3）年の「山梨県観光入込客統計調査」によると、観光の主な目的としては、「自然を楽しむ」（40.6%）が最も多い回答でした。「自然を楽しむ」の項目は前年度と比較して9.6ポイント増加するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大などもあり、自然を目的とした観光客の割合が増加していることがわかります。



観光の主な目的（上位10位まで）

【資料：令和3年山梨県観光入込客統計調査】

◆エコツアー等の実施

本県では、サステナブルツーリズム（持続可能な観光）として、「富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン」を定め、自然環境の保全と持続可能な利用を図っています。五合目周辺などでは、自然にふれながら動植物の生態系や地形・地質、歴史や文化を学び体験する「エコツアー」を実施しています。

県内の主なエコツアー団体

アウトバックアドベンチャーツアーズ、河口湖フィールドセンター、富士河口湖町公認ネイチャーガイド、風穴・氷穴のネイチャーガイド、富士山自然学校、富士山登山学校ごうりき、ふじさんミュージアム、ホールアース自然学校、カントリーレイクシステムズ、NPO 富士山クラブ、NPO 富士に学ぶ会

【資料：公益社団法人やまなし観光推進機構ホームページ】

◆生物多様性に配慮した事業活動と金融

企業の事業継続性の確保の観点から、自然資本の利活用や生物多様性の保全を経営課題と捉え、企業による生物多様性・自然資本に関する情報開示のしくみ（TNFD：自然関連財務情報開示タスクフォース）や、グリーンファイナンス・ESG投資などに注目が集まっています。

本県では、「やまなしSDGs登録制度」において、生物多様性の保全を含むSDGsの推進に貢献する登録事業者に対して、低金利な「成長やまなし応援融資」が受けられるしくみがあります。また、自然資本に恵まれている本県では、TNFDに関連して県内外の企業からの関心が高まると考えられます。

3-3 生物多様性と気候変動

◆気候変動と生物多様性との関わり

産業革命以降、人間活動によって温室効果ガスの排出量が増大したことにより、地球が温暖化し、それに伴い気温や気象が長期的に変化するなどの気候変動が、生物多様性に大きな影響とリスクをもたらすと認識されています。本県においても、気候変動に伴い、農林水産業、自然生態系、自然災害、県民生活・都市生活などにおいて生物多様性に関連する以下のような影響が報告されています。

気候変動による影響（生物多様性に関連する主なもの）

項目	内容
農林水産業	<ul style="list-style-type: none"> ● 水稻は平坦地・中間地を中心に胴割粒や白未熟粒等の高温障害が発生し、玄米品質の低下が報告されている ● 野菜は病害虫の多発や収穫時期の前進化、生育障害の発生などが報告されている ● ぶどうは着色不良や着色遅延の発生が報告されている。また、果樹全般において、日焼け果や病害虫の多発等により、果実品質の低下や収穫量の減少なども報告されている ● 松くい虫被害は減少傾向にあるが、被害発生エリアは高標高区域に拡大 ● 近年、山中湖、河口湖、精進湖では全面結氷することは稀であり、ワカサギの穴釣りはほとんど行われていない
自然生態系	<ul style="list-style-type: none"> ● 高山帯・亜高山帯は、少雪、寒春などの気候変動により、タカネビランジやホウオウシャジンなどの希少野生植物の生育の遅れが報告されている ● 人工林の成長量の変化による森林の生産力の低下のおそれがある ● サクラなどの植物の開花の早期化が報告されている
自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ● 時間雨量 50mm を超える短時間強雨の発生回数の増加や台風の大型化などが顕在化しており、本県でも河川護岸の損傷被害等が発生している ● 台風や集中豪雨等により、山腹崩壊や土砂の下流への流出が発生している
県民生活・都市生活	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市部における気温の上昇は快適な生活環境に影響を及ぼしている

【資料：山梨県地球温暖化対策実行計画】



気候変動による昆虫類への影響

県内で分布を広げている特定外来生物のアカボシゴマダラは、20世紀末に中国大陸産の個体が人為的に放虫されて定着し分布を拡大したと考えられており、在来種との競合が懸念されています。また、高標高地に生息するチョウ類（コヒョウモンモドキ、タカキマダラセセリなど）は地球温暖化に伴う気温上昇などにより、既に生息地が狭くなっているほか、高山にも分布を広げているニホンジカの採食で食草が減少するなど、県内の昆虫にも危機が迫っています。



アカボシゴマダラ

第4節 生物多様性に関する環境教育・保全活動



4-1 生物多様性に関する環境教育

◆生物多様性に関する環境教育の推進

本県では、「やまなし環境教育等推進行動計画」（2013（平成25）年3月）に基づく環境教育を推進するなかで、生物多様性についての環境教育も位置づけています。

本県で実施している生物多様性に関する環境教育、人材の育成には以下のようなものがあります。



自然観察（富士山科学研究所）



郷土学習教材「ふるさと山梨」



動植物展示（富士山科学研究所）
【資料：富士山科学研究所】

生物多様性に関する環境教育の状況

	施策	内容
教育の実施	富士山科学研究所における環境教室等	ふじさん自然教室、自然体験事業、展示
	こどもエコクラブ活動の支援	地域のこどもエコクラブ活動への支援実施
	体験の機会の場の認定	「環境教育等促進法」に基づく体験の機会の場の認定
	森林体験活動の推進	森林体験活動を行う教育機関に対する企画等の支援
	青少年長期自然体験活動	海洋における野外活動生活の長期間実施
	やまなしエコティーチャーの派遣	環境に関する知識や経験のある人材を環境学習指導者（やまなしエコティーチャー）として登録・派遣
	森の教室	森林総合研究所における展示室、工作室、図書コーナーなどの施設や森林科学講座、体験学習、木工教室などの各種イベントの開催
	緑の普及啓発	緑に関する様々な講座、相談への対応の実施
人材の育成	八ヶ岳薬用植物園における研修	ハーブなどの薬用植物や特用林産物の利用及び栽培方法の研究・普及指導
	富士山科学研究所の取組	環境生涯学習プランの「富士山科学カレッジ」「富士山科学カレッジ大学院」、教員対象の「学校教員研修会～体験で学ぶ火山研修会」の開催
	森林総合研究所における研修	地域林業や森林・林業教育の中核的指導者となる人材育成

【資料：やまなしの環境 2022】

◆自然とのふれあいの場の整備・管理

「八ヶ岳環境と文化のむら」は、自然とのふれあいを通じて、その仕組みを学習する場、さらには自然と人間との関係を見つめ直す場でもあり、「八ヶ岳自然ふれあいセンター」を中心とするセンター地区と八ヶ岳南麓に11のスポット地区を設けています。

そのほか、自然に親しみながら、野生の鳥や動物との共生や保護への関心を高めることを目的とした「やまなし野鳥観察地」を15箇所、森林と親しめる場所として森林公園を3箇所、新たな人と森林との共生を模索し実現していく森づくりを目的とした「森林文化の森」を12箇所整備しています。



八ヶ岳環境と文化のむら
(八ヶ岳自然ふれあいセンター)



やまなし野鳥観察地
(飛沢溜池)



武田の杜保健休養林
(森林セラピー)

主な自然とのふれあいの場の状況

項目	内容
八ヶ岳環境と文化のむら	【センター地区】八ヶ岳自然ふれあいセンター 【スポット地区】 ①水と風切の里(北杜市) ②清流と飛瀑の里(北杜市) ③星空・青空集いの里(北杜市) ④体験農場と清流の里(北杜市) ⑤泉ライン名水と野鳥の里(北杜市) ⑥トチとミズナラと歴史の里(北杜市) ⑦オオムラサキの里(北杜市) ⑧ふるさと歴史公園(北杜市) ⑨すずらん池と水辺の里(北杜市) ⑩大滝名水と緑の里(北杜市) ⑪馬場の里(北杜市)
やまなし野鳥観察地	①武田の杜(武田神社周辺)(甲府市) ②貢川及び荒川との合流点(甲府市) ③西沢溪谷入口周辺(山梨市) ④乙女高原(山梨市) ⑤シルクの里公園周辺(中央市) ⑥四尾連湖(市川三郷町) ⑦三郡橋周辺(釜無川と笛吹川合流地域)(富士川町、市川三郷町、南アルプス市) ⑧精進湖パノラマ台(富士河口湖町) ⑨県立なかとみ青少年自然の里周辺(身延町) ⑩井富溜池、飛沢溜池周辺(北杜市) ⑪「フレンドパークむかわ」周辺(北杜市) ⑫山中湖(山中湖村) ⑬河口湖(富士河口湖町) ⑭三ツ峠(旧御坂峠口)(富士河口湖町、西桂町) ⑮大野貯水池(上野原市)
森林公園	①県民の森(南アルプス市) ②武田の杜(甲府市) ③金川の森(笛吹市)
森林文化の森	①釜無水源の森(北杜市) ②八ヶ岳の森(北杜市) ③瑞牆の森(北杜市) ④乙女高原の森(山梨市) ⑤兜山の森(笛吹市) ⑥大菩薩の森(甲州市) ⑦小金沢シオジの森(大月市) ⑧稲山ケヤキの森(笛吹市) ⑨河口の森(富士河口湖町) ⑩十谷の森(富士川町) ⑪本栖の森(身延町、富士河口湖町) ⑫思親山の森(南部町)

【資料：やまなしの環境2022】

4-2 生物多様性の保全活動・情報・調査研究

◆生物多様性に関する保全活動・情報提供・調査研究の実施

本県では、県民・事業者・市民団体・研究機関などの参加・連携、協働により、生物多様性に関する保全活動を推進するとともに、情報提供、調査研究などを実施しています。

生物多様性に関する保全活動・情報提供・調査研究の状況

	施策	内容
保全活動	自然監視員による監視	自然環境保全地区、自然記念物に対する条例違反行為の監視 【一般県民ボランティア】
	鳥獣保護巡視員による管理・巡回	鳥獣保護区等の管理、鳥獣捕獲の状況調査・巡視活動等 【市町村長が推薦した者等】
	山岳レインジャーによる指導	希少野生植物種の調査、高山帯に生息する野生動物の報告、登山者へのマナー指導等（南アルプス国立公園等） 【調査団体】
	希少野生動植物種の保護	アツモリソウ生育状況等の調査、巡視等、ヤマネ・ネズミ類・コウモリ類の調査、2018 山梨県レッドリスト生育・生息状況調査 【専門員、調査団体】
	希少野生動植物保護活動への補助	希少野生動植物種の保護・保全対策に要する経費の補助 【県内所在の NPO 法人、自治会、ボランティア団体等】
	地元 NPO との外来種駆除活動	地元協働の富士スバルライン沿線での外来植物の駆除活動 【市町村職員や NPO 法人等】
	富士山外来種防除マット設置	登山者の植物の種子を落とす外来種防除マット・ブラシ設置 【富士スバルライン沿線 4 箇所】
	外来生物防除活動への補助	外来生物の防除活動に要する経費の補助 【県内所在の NPO 法人、自治会、ボランティア団体等】
	行政担当者向け外来植物防除講習会	外来種対策の企画・立案を行えるような体制づくり、市町村が主体的に外来種対策を行うための座学 【道路管理者等の公共施設管理者及び環境部局担当者】
	一般向け外来植物防除講習会	地元で活動する人材の育成、座学及び現地指導（知識、見分け方、効果的な防除方法）、市町村参加の連携体制 【NPO 等民間団体、地元企業、JA、地域住民等】
富士山外来植物ボランティア指導講習会	外来種についての啓発活動及び防除活動の指導、外来種の同定方法の専門性の高い指導 【市町村職員や NPO の方等】	
外来種のホームページでの情報収集	県民から外来種の生息状況及び駆除活動の情報収集、一元的把握 【県民、県内所在の NPO 法人、自治会、ボランティア団体等】	
情報提供	環境情報センター（富士山科学研究所）	富士山の自然や地域の環境についての情報提供
	県ホームページ	やまなしの森林、やまなしの環境、やまなし水政策ビジョン
	環境情報提供事業（環境ライブラリー事業）	環境情報コーナーの設置、パネルやビデオテープの貸出し
	郷土学習教材「ふるさと山梨」	郷土学習教材「ふるさと山梨（小学校版・中学校版）」で自然環境などについての情報提供
調査・研究	富士山科学研究所	富士山および周辺地域の自然環境と生物に関する調査・研究
	森林総合研究所	森林の生産、環境、資源利用の各分野の調査・研究
	衛生環境研究所	水質汚濁、環境指標生物などの調査・研究
	産業技術センター	鹿革「URUSHINASHIKA（ウルシナシカ）」の技術開発
	農業関係試験研究機関	総合農業技術センター、果樹試験場、畜産酪農技術センター、水産技術センターにおける農業関係分野における調査・研究

【資料：やまなしの環境 2022 ほか】

◆山梨県と環境省生物多様性センターの協定締結

本県は、環境省自然環境局生物多様性センターと「山梨県内における生物多様性保全に関する調査活動等及び生物資料の管理に関する基本協定書」を、2016（平成 28）年 1 月に締結しました。この協定は、山梨県レッドデータブック作成などの生物多様性の保全に関する調査活動及び生物資料の管理に係る取組に関して、両者が一層の連携を図るものとなっています。



環境省生物多様性センター

<p>【協定の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性センターの管理する標本収蔵庫などの施設の設備を山梨県に提供する ● 山梨県が生物多様性保全に関する調査活動などによって収集した生物種の生息地情報などを生物多様性センターへ提供する ● 生物多様性センターは、県が実施した生物多様性保全に関する調査活動などによって収集された生物標本を収蔵・管理し、その保存と活用を図る

◆環境省「モニタリングサイト 1000」の県内サイト 13 地点

環境省は、2003（平成 15）年に「モニタリングサイト 1000」事業を始めました。全国に 1,000 箇所以上の調査サイトを設置し、基礎的な環境情報の収集を長期にわたって継続して、日本の自然環境の質的・量的な劣化を早期に把握することを目的としています。

本県では高山帯、森林・草原、里地、陸水域などの生態系ごとに 13 地点のサイトがあります。

モニタリングサイト 1000（山梨県サイトリスト：2023（令和 5）年度現在）

生態系	調査名称	サイト名	市区町村名
高山帯	高山帯調査	南アルプス（北岳）	南アルプス市
		富士山	富士吉田市、鳴沢村
森林・草原	森林・草原調査	富士	南都留郡山中湖村
	陸生鳥類調査	四尾連湖	西八代郡市川三郷町
		精進湖登山道入口	南都留郡富士河口湖町
		武田の杜内健康の森	甲府市
		笛吹川支流濁川	甲府市
		鳴沢	南都留郡鳴沢村
		猿橋町藤崎	大月市
里地	里地調査	愛宕山少年自然の家周辺の森	甲府市
		平林 桜池	南巨摩郡富士川町
		乙女高原	山梨市
陸水域	湖沼調査	河口湖	南都留郡

【資料：環境省生物多様性センター】

◆事業者による生物多様性の取組

山梨県内では多くの事業者により、生物多様性の保全に関する取組が実施されています。例えば、2023（令和5）年度から環境省により開始された「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」の認定制度による「自然共生サイト」が1箇所（1事業所）あります。また、生物多様性に配慮した取組を推進する企業の森づくり事例も多く見られ、市町と協定を締結して様々な生物多様性の取組を推進する事業者も増加しています。

事業者などによる生物多様性の取組事例

取組	概要	所在地
環境省自然共生サイト	自然共生サイトとして、日本製紙・鳳凰社有林が登録されている。木材生産を目的とするのではなく自然環境保護、生物生態系の維持継承、災害防止及び地域社会への貢献等の為、現状維持を原則とする環境林分として管理しています。 【資料：環境省自然共生サイトホームページ】	韮崎市
やまなし森づくりコミッション	やまなし森づくりコミッションのコーディネートによる企業・団体による森林整備を、私有林、町有林、市有林、県有林、財産区有林などで実施しています。	県内各地 23社26箇所
パートナー協定	市と事業者によるグリーンパートナー協定やユネスコエコパークパートナー協定締結により、事業者による生物多様性の保全につながる取組が進められています。	南アルプス市
企業の森などの取組	森林の整備、水源林の保全、荒廃農地の再生、自然観察会の開催、外来種の駆除などの活動を実施しています。	県内各地
周辺自治体の水源の森	東京都や横浜市の水源林において、企業や団体・大学と連携した森林整備、シカ被害対策、基金の設置、森の教室の開催などの取組が行われています。	小菅村、丹波山村、甲州市、道志村

◆市町村による生物多様性の取組

山梨県内では、まだ生物多様性地域戦略を策定した市町村がありません。しかし、各市町村では環境基本計画などに基づいて自然観察会や希少野生動植物の保全活動、外来種防除対策、生物多様性に関する環境教育や情報提供が進められています。



生物多様性に関する保全活動

生物多様性に関する保全活動が、県内各地で進められています。例えば、櫛形山では、地域の保全団体や、地元の中高生と協働し、原生林の保護、コメツガーダケカンバ林の保護などの活動が行われています。

甘利山では自然を次の世代に確実に譲り渡すことを目的として、動植物の保護・保全、調査・研究、自然観察会、校外学習サポートなど、幅広い活動が定期的に行われています。

乙女高原では、草を肥料などにするため、草木を刈り、草原を維持していましたが、草が使われなくなった現在は、ボランティアによる草原保全活動として草刈りを引き継ぎ、次の世代に草原を譲り渡すための活動が続けられています。

【資料：山梨県ホームページ、甘利山倶楽部ホームページ、乙女高原ファンクラブホームページほか】

第5節 県民の意識

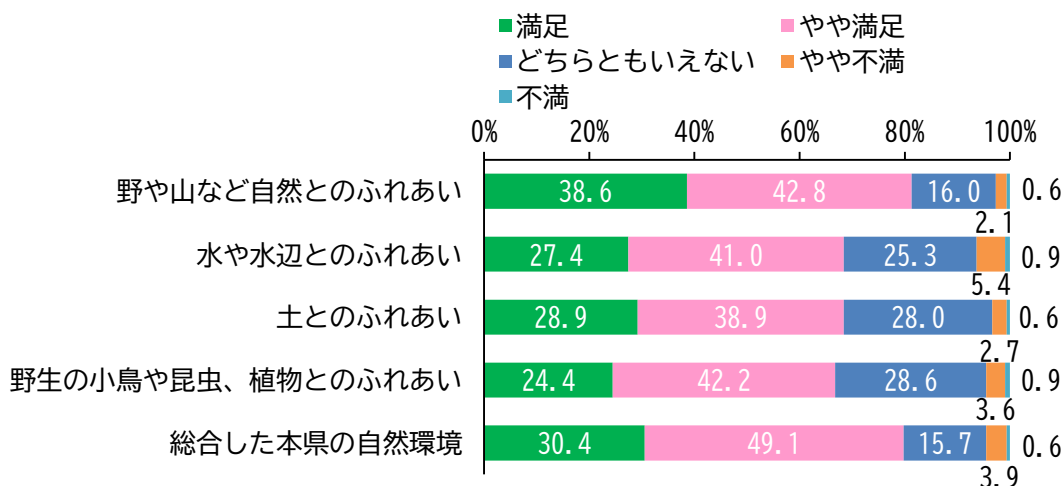


2022（令和4）年度に県政モニターアンケート「山梨県の環境に関するアンケート調査」を実施し、生物多様性についての意識を調査しました。

◆本県の自然環境についての満足度

本県の自然環境については、全ての分野において「やや満足」という回答が多数を占めました。

総合した本県の自然環境については、「満足」「やや満足」を合わせると70.5%の方がある程度の満足を感じているという結果となりました。

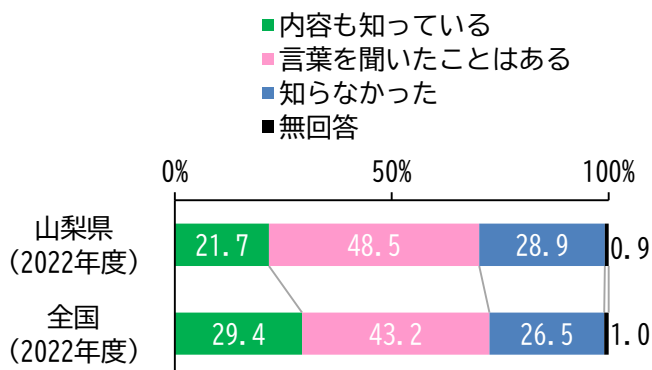


本県の自然環境についての満足度

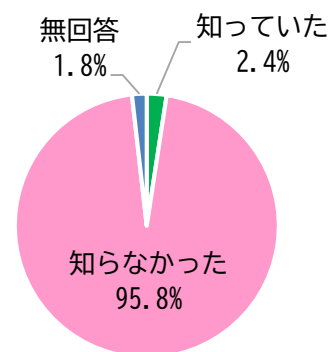
◆生物多様性や生物多様性戦略についての認知度

「生物多様性」について「内容も知っている」は21.7%、「言葉を聞いたことはある」は48.5%、「知らなかった」は28.9%でした。全国と比較すると、「内容も知っている」は本県の方が7.7ポイント低い結果となりました。

また、「山梨県生物多様性戦略」について「知っていた」(2.4%)はわずかであり、ほとんどの人が「知らなかった」と回答しました。



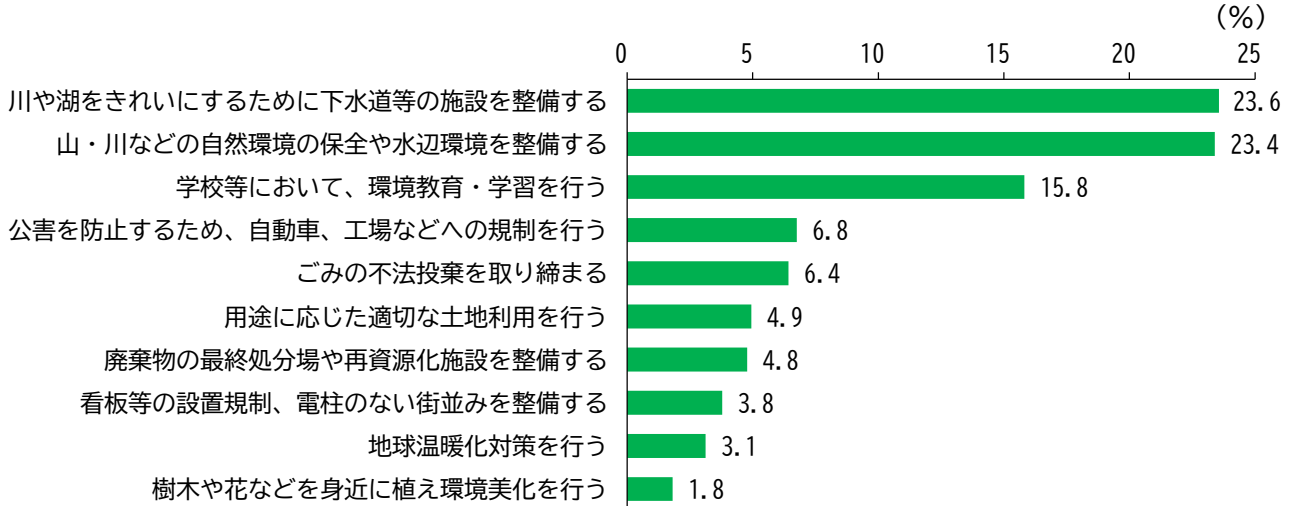
生物多様性の認知度



生物多様性戦略の認知度

◆より良い環境の維持・創造のために行うことがよいと思うこと

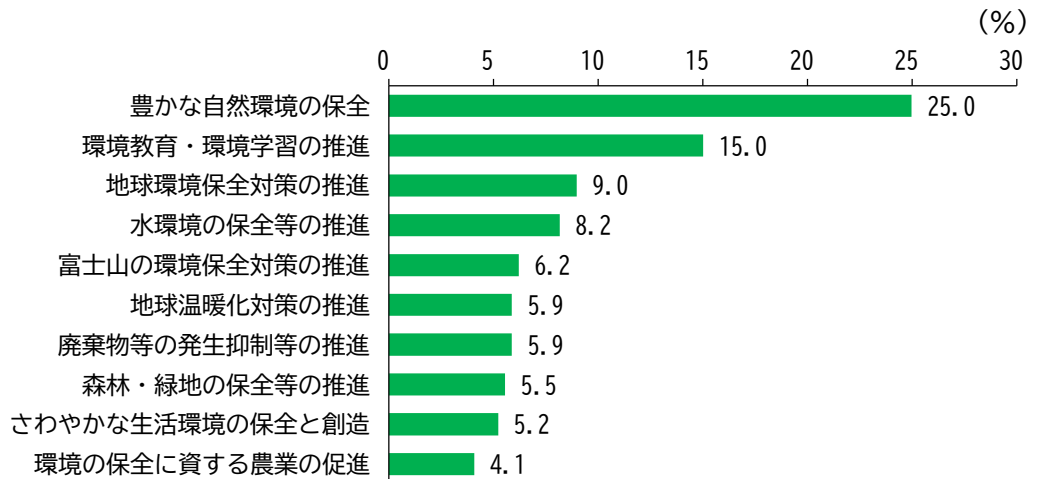
「環境の維持・創造のために県や市町村が行うことがよいと思うこと」については、「川や湖をきれいにするために下水道等の施設を整備すること」(23.6%)と「周辺の山・川などの自然環境の保全や水辺環境を整備すること」(23.4%)が上位となりました。次いで、「学校等において、環境教育・学習を行うこと」(15.8%)でした。



より良い環境の維持・創造のために行うことがよいと思うこと (10位まで)

◆環境基本計画のなかで特に重要だと思ふ施策

「山梨県環境基本計画」のなかで重要だと考える施策は、「豊かな自然環境の保全」(25.0%)が最も多く、「環境教育・環境学習の推進」(15.0%)でした。



環境基本計画のなかで特に重要だと思ふ施策 (10位まで)

第6節 生物多様性に関する課題



6-1 生態系

	課題
奥山	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気候変動による気温上昇により、一度植生が失われると回復が難しい可能性があるため、固有種の分布範囲の変化を監視し、対策を図っていく必要があります。 ○ ニホンジカの分布が拡大している地域があり、自然植生等への影響が深刻化しているため、生態系に対して不可逆的な変化をもたらさない程度の生息数の維持に向けた対策を行う必要があります。
里地里山	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民有林には所有者による手入れが行き届いていない人工林があるため、森林の整備・保全を推進する必要があります。 ○ 農地の減少・荒廃による環境劣化が懸念されるため、荒廃農地の解消や水田（棚田を含む）の保全・活用などにより、里地里山を生息・生育地としてきた動植物を保全していく必要があります。
河川・湖沼	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然環境との調和や生物多様性に配慮した河川整備を推進していく必要があります。 ○ 特定外来生物に指定されている魚類の不法な放流が行われ、在来種への影響が発生しています。なお、オオクチバスは漁業権により、適正に管理されている湖沼がありますが、今後、オオクチバスに依存しない漁場作りが必要です。また、魚類以外にも、特定外来生物に指定されている動植物が確認されているため、早急な対策を実施していく必要があります。
都市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市部では身近に自然とふれあえる場所が少ない地域もあるため、生物多様性の豊かな公園の整備が必要です。 ○ 都市部には緑地空間を増やし、動植物の生息・生育地を確保するだけでなく、温室効果ガス吸収源対策にも貢献していく必要があります。
保護地域・OECM	<ul style="list-style-type: none"> ○ OECMの拡大を図るため、OECM認定制度の普及啓発が必要です。 ○ 保護地域について、質の向上を図っていく必要があります。
希少種・天然記念物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 絶滅のおそれのある種の割合が増加しているため、希少種の保護・保全に向けた取組を推進する必要があります。 ○ 学術上価値の高い天然記念物について、継続的に保護・管理していく必要があります。
外来種	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外来種であることに対する認識不足による放逐や移動が行われ、特定外来生物をはじめとする外来種の分布が拡大しているため、今後も防除の実施や外来種の被害予防三原則「入れない」「捨てない」「拡げない」を徹底していく必要があります。 ○ 外来種の分布の広がりや把握しづらい状況のため、外来種の観測体制の強化を図る必要があります。 ○ 生物の放流、ペット放逐などにより、遺伝的攪乱や生態系の改変などが懸念される

	ため、外来種を拡げないための情報提供が必要です。
野生鳥獣	○ 野生鳥獣による農林業や生態系への影響が発生しているため、野生鳥獣の生息状況や被害状況の把握、被害防止のための捕獲や情報提供、啓発、担い手育成などが必要です。

6-2 生物多様性と社会経済活動

	課題
生物多様性と事業活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模開発については環境影響評価に伴う環境配慮を徹底する必要があります。また、環境影響評価の対象とならない開発行為においても、生物多様性への配慮を周知して必要があります。 ○ 生態系に悪影響を及ぼすプラスチックごみの減量、回収、適正処理を徹底していく必要があります。
生物多様性と産業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境に配慮した農業を推進するとともに、世界農業遺産に認定された果樹農業システムなど、生物多様性に配慮した農業を推進していく必要があります。 ○ 生物多様性の恵みを持続的に活用した地場産業を振興していく必要があります。 ○ 人工林資源の循環利用による持続可能な森林の経営管理を行うことで、生物多様性の保全、水源涵養、二酸化炭素の吸収など、多面的機能による「自然を活用した解決策（NbS）」としての効果を発揮していく必要があります。 ○ 自然環境の保全と持続可能な利用を両立する新しい観光の取組が進んでいるものの、環境への負荷を認識して行動する観光客はまだ少ない状況にあります。ユネスコエコパークの活用のほか、生物多様性に配慮したエコツーリズム、ウェルネスツーリズム、レスポンシブルツーリズムなどを推進していく必要があります。 ○ 気候変動や SDGs に配慮した事業活動に比べ、生物多様性に配慮した事業活動について十分に理解が深まっていません。今後は、世界的にも注目が集まっている企業による生物多様性・自然資本に関する情報開示、グリーンファイナンス・ESG投資、生物多様性に配慮した事業活動などを推進していく必要があります。
気候変動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産業、自然生態系、自然災害、県民生活・都市生活などの分野において、進行しつつある気候変動に適応するための取組を推進する必要があります。 ○ 気候変動は生物多様性の危機の一つであり、今後ますます生物多様性に悪影響を及ぼす恐れがあることへの理解が十分ではありません。

6-3 生物多様性に関する環境教育・保全活動

	課題
生物多様性に関する環境教育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生物多様性に関する認知度が低く、生物多様性地域戦略についてはほとんど知られていないため、生物多様性に関する情報提供や普及啓発を図る必要があります。 ○ 生物多様性に関する環境教育や人材の育成を実施していますが、今後も環境学習指導者（やまなしエコティーチャー）の登録・活用や環境省生物多様性センター・富士山科学研究所などあらゆる主体との連携、「八ヶ岳環境と文化のむら」などの自然とのふれあい拠点を活用しながら、生物多様性に関する環境教育を推進していく必要があります。
保全活動・情報・調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本県では、今後も県民・事業者・市民団体・研究機関などの参加・連携、協働による生物多様性に関する保全活動を推進するとともに、関係機関などと連携しながら、情報提供や調査研究などを充実させていく必要があります。 ○ 県内に生息、生育する生物の種数・分布などの実態把握が不十分であるため、調査・研究、調査データの保存・活用が求められています。 ○ 動植物（特に希少種）のモニタリング調査を継続し、そこで得られた情報を保全や開発行為の際の配慮に活かせるような体制づくりが求められています。 ○ 県の生物多様性戦略を策定したばかりであり、市町村への情報提供が十分ではないことから、周知徹底できるような体制づくりが必要です。



第1節 目指すべき山梨のすがた



本戦略では、「生物多様性国家戦略 2023-2030」（2023（令和5）年3月閣議決定）の2050年ビジョン「自然と共生する社会」、2030年に向けた目標「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」を踏まえて、「目指すべき山梨のすがた」を掲げます。

目指すべき山梨
のすがた

生物多様性の保全と持続可能な利用の両立 ～自然と共生し 自然の恵みの豊かさを実感できる やまなし～

本県は、富士山、八ヶ岳、南アルプス、奥秩父山地などの雄大な山々に囲まれ、森林や湖、河川、農地などの様々な環境に適応した生物が生息・生育しています。これらの日本でも有数で豊かな自然環境は、私たちに食べ物や木材、水を供給するなど、多くの恵みを与えています。私たちはこれまで、この生物多様性がもたらす恵みを大切に使うとともに、自然環境を大切に守りながら共に生きてきました。そして、自然の恵みは、農業や観光など、私たちの産業にもなくてはならないものになっています。つまり、私たちは自然の一員であり、その生活は自然環境の恩恵の上に成り立っているといえます。

しかしながら、本県でも自然破壊や絶滅のおそれのある種の増加、外来種の侵入による在来種の減少など、生物多様性に危機が迫り、生物多様性が失われれば、私たちのくらしの豊かさも、急速に失われていくことになるのです。

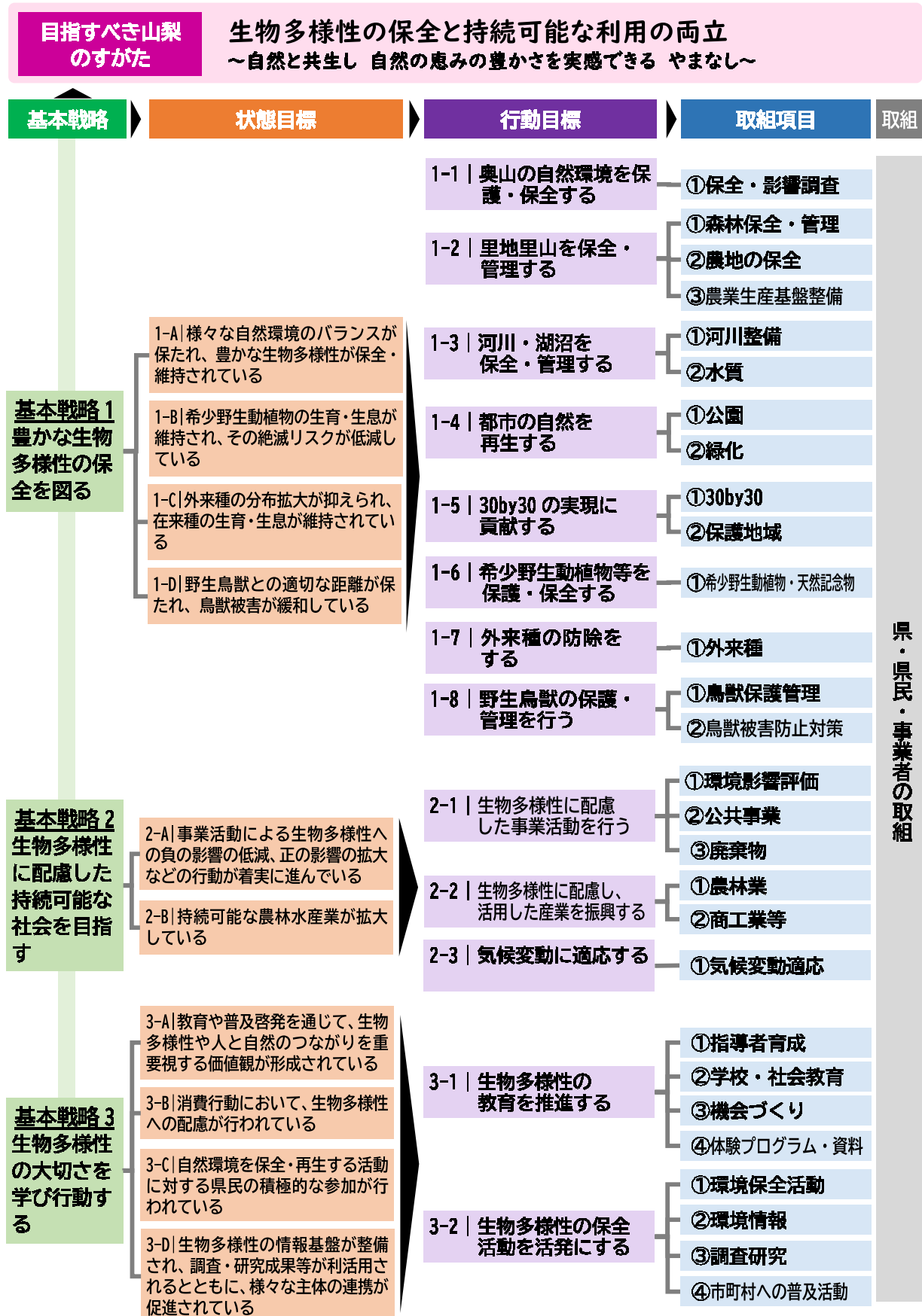
私たちは今、この危機から脱し、「生物多様性の保全と持続可能な利用の両立」を実現するために大きな一歩を踏み出す必要があります。

本戦略を通じて、山梨県民が一丸となって生物多様性の損失を食い止め、回復させることで、生物多様性の恵みをさらに豊かにする「ネイチャーポジティブ」の実現に向け、率先して行動していきます。

第2節 戦略の体系



目指すべき山梨のすがたを実現するため、3つの基本戦略を掲げ、基本戦略ごとの将来イメージ、状態目標・行動目標と指標を示します。



基本戦略1 豊かな生物多様性の保全を図る

本県には森林、農地、河川・湖沼、都市などの多様な環境が存在し、国内でも有数の自然環境が維持されています。これらの豊かな生態系を保全しつつ、共存していく必要があるとともに、絶滅のおそれのある種の増加や、外来種の分布拡大、増加した野生鳥獣による農林業や生態系への影響などの問題が生じています。そのため、各生態系の特性に応じた保全・再生の方策を講じるとともに、希少種の保護・保全、外来種の防除、野生鳥獣との共存を図ります。

また、自然公園などをはじめとする法令等による保護地域の拡大や質の向上、OECMの拡大を図ることにより、国が目指す2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」の実現に貢献します。

●将来イメージ

奥山	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 温暖化による固有種の分布範囲の変化がモニタリングされ、対策が図られています。 ◇ ニホンジカは生態系に対して不可逆的な変化をもたらさない程度の生息数に維持されています。
里地里山	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 森林の適切な管理、荒廃農地の解消や環境に配慮した農業の推進、棚田の保全・活用などにより、里地里山を生息・生育地としてきた動植物が保全されています。
河川・湖沼	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 生物多様性に配慮した河川整備、湖沼における外来種対策などが進んでいます。 ◇ 生物多様性の視点から重要な湧水や湿地などの環境が保全されています。 ◇ オオクチバスなどの外来種から、在来種による遊漁に移行していきます。
都市	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 都市住民が身近に生物とふれあうことのできる小さな緑地などが市街地内にあります。 ◇ 生物多様性に配慮した緑地がたくさんあり、地球温暖化対策などにも貢献しています。
保護地域・OECM	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 保護地域について、質の向上が図られています。 ◇ 公有地及び民有地のOECMの登録が進み、適正に保全が図られています。 ◇ 県が30by30アライアンスへ参加しています。
希少種	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 希少野生動植物について県民の理解が進み、生息・生育環境が保全され、絶滅のおそれのある種の増加に歯止めがかかり、レッドデータブックに掲載される種が維持されています。 ◇ 希少種が生息・生育するエリアを記録したデータが活用され、希少種に配慮した開発が行われています。
外来種	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 外来種に関する情報が県民にわかりやすく提供され、外来種の被害予防三原則「入れない」「捨てない」「拡げない」についての県民の知識と理解が深まっています。 ◇ 侵略的外来種に対する早期観測体制が整っています。 ◇ 県及び市町村の防除が計画的に実施されています。 ◇ 事業者及び県民が自主的に特定外来生物を拡げない行動を取っています。
野生鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 総合的な野生鳥獣対策により、野生鳥獣が農地や都市などに出没しにくくなり、農林業や人的被害が少なくなっています。

基本戦略2 生物多様性に配慮した持続可能な社会を目指す

大規模開発や公共事業、廃棄物などの事業活動による生物多様性・自然資本への負荷を低減し、生物多様性に配慮していきます。また、農林業や商工業などの産業は、生物多様性の恵みに支えられていることを意識した取組を推進していきます。

生物多様性の第4の危機として深刻化しつつある気候変動については、温室効果ガス排出量の削減などの「緩和」と温暖化による悪影響に備える「適応策」を組み合わせ、農業・林業分野、自然生態系分野など取組を推進します。

このように、私たちの生活や事業活動に生物多様性への配慮を織り込むことで、将来の世代も生物多様性の恵みを享受できる持続可能な社会を目指します。

●将来イメージ

生物多様性と事業活動

- ◇ 公共事業や大規模開発、再生可能エネルギー施設の建設に伴う環境への配慮が徹底されています。
- ◇ 中小規模の公共事業や開発行為において、積極的に生物多様性への配慮が行われています。
- ◇ 河川や砂防、公共施設の緑化など、生物多様性に配慮して事業が推進されています。
- ◇ プラスチックごみに関する理解が深まり、河川から海に流れるプラスチックごみによる生態系への影響がなくなっています。
- ◇ 廃プラスチックのリサイクルの適正処理が推進されています。

生物多様性と産業

- ◇ 荒廃農地の発生が抑制されるとともに、環境に配慮した農業が推進され、生物多様性を意識した農業が行われています。
- ◇ スズタケやシカの革、伝統野菜など、生物多様性の恵みを持続的に活用した地場産業が注目され、地域資源の持続的な活用により地域振興につながっています。
- ◇ 持続可能な森林の維持管理が適切に行われ、生物多様性の保全、水源涵養、二酸化炭素吸収源など、多面的機能による「自然を活用した解決策 (NbS)」としての効果を発揮しています。
- ◇ ユネスコエコパークなどが活用されるとともに、エコツーリズム、サステナブルツーリズム、ウェルネスツーリズムなどで山梨県ならではの自然環境の保全と持続可能な利用が実現しています。
- ◇ 企業による生物多様性・自然資本に関する情報開示、グリーンファイナンス・ESG投資が進んでいます。

生物多様性と気候変動

- ◇ 気候変動による生物多様性の危機が広く認識されるとともに、各分野において、気候変動に適応するための取組が進んでいます。

基本戦略3 生物多様性の大切さを学び行動する

生物多様性を保全するためには、自然と人との関わりを理解することが重要です。そのため、幼児から大人まであらゆる世代、家庭や地域、学校、会社などのあらゆる場所において、自然や生物多様性の大切さを学ぶ環境づくりを行います。また、生物多様性の重要性や関心を高めるため環境情報を発信するとともに、生物多様性に関する様々な保全活動を支援・活発化します。さらに、生物多様性に関する調査研究を進めるとともに、市町村の生物多様性地域戦略の普及を行います。

これらの取組を通して、生物多様性の大切さを学び、自ら積極的に行動する人を増やします。

●将来イメージ

- | | |
|------------------|---|
| 生物多様性に関する環境教育 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 生物多様性に関する環境教育や人材育成が、あらゆる世代や場所において実施されています。 ◇ 県民に対し、わかりやすく生物多様性及び生物多様性地域戦略に関する情報提供や普及啓発が図られています。 |
| 保全活動・情報・調査研究、市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 生物多様性の保全活動や調査研究及びその情報発信が推進され、充実しています。 ◇ 環境保全活動を実施する民間団体や一般県民が交流し、生物多様性に関する保全活動が活発になっています。 ◇ 県内の多くの市町村が、地域の実情を踏まえた生物多様性地域戦略を策定しています。 |



【行動計画の見方】

基本戦略 1 豊かな生物多様性の保全を図る

■ 状態目標

状態目標と指標、数値目標

状態	状態目標	指標	基準値 (2022年度)	目標値 (2030年度)
1-A	〇〇	〇〇

■ 行動目標

行動目標と指標、数値目標

行動	行動目標	指標	基準値 (2022年度)	目標値 (2030年度)
1-1	〇〇	〇〇

行動目標 1-1

奥山の自然環境を保護・保全する

県の取組



①〇〇〇〇〇〇〇〇〇

◇ 県の取組

県民の取組



◇ 県民の取組

事業者の取組



◇ 事業者の取組

基本戦略 1 豊かな生物多様性の保全を図る

■状態目標

状態	状態目標	指標	基準値 (2022年度)	目標値 (2030年度)
1-A	様々な自然環境のバランスが保たれ、豊かな生物多様性が保全・維持されている	●県の総面積に対する保護地域及びOECDの面積割合	31%	50%
1-B	希少野生動植物の生育・生息が維持され、その絶滅リスクが低減している	●県レッドデータブック掲載絶滅危惧種の絶滅リスクの維持または低減(501種のうち、絶滅リスクを示すカテゴリーが県レッドデータブック見直し時に低くなることによる評価)	-	絶滅リスクが維持または低減している
1-C	外来種の分布拡大が抑えられ、在来種の生育・生息が維持されている	●新たな侵略的外来種の封じ込め率	-	100%
1-D	野生鳥獣との適切な距離が保たれ、鳥獣被害が緩和している	●ニホンジカの推定生息数(階層バイズ法)	41,885頭	17,000頭
		●野生鳥獣による農作物被害金額	140百万円	123百万円 (2026年度)

■行動目標

行動	行動目標	指標	基準値 (2022年度)	目標値 (2030年度)
1-1	奥山の自然環境を保護・保全する	-	-	-
1-2	里地里山を保全・管理する	●森林整備の実施面積	6,400ha/年	7,042ha/年 (2027年度)
		●多面的機能の保全管理に取り組む面積	7,508ha	7,600ha (2026年度)
1-3	河川・湖沼を保全・管理する	●身近な自然環境や動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川整備計画における河川整備率	61.8%	70.5% (2027年度)
		●水質汚濁環境基準達成率(BOD・COD)	河川22地点中22地点/湖沼5地点中5地点	河川22地点中22地点/湖沼5地点中5地点
		●生活排水クリーン処理率	86.3%	92.2%
1-4	都市の自然を再生する	-	-	-
1-5	日本全体での30by30の実現に貢献する	●生物多様性のための30by30アライアンスへの参加数	4件 (2023年度)	150件
1-6	希少野生動植物を保護・保全する	●国・県指定天然記念物数	140件	基準値の維持又は増
		●県条例自然記念物数	38件	基準値の維持又は増
1-8	外来種を防除する	-	-	-
1-9	野生鳥獣の保護・管理を行う	●第二種特定鳥獣管理計画の目標達成割合(ニホンジカ)	102%	100%の維持

行動目標 1-1

奥山の自然環境を保護・保全する

県の取組



① 保全・影響調査

- ◇ 原生的な自然を保護するうえで重要な野生動植物の生息・生育地として、人為的なかわりを抑えるとともに、必要に応じて、植生の復元など生態系を適切に保全、管理します。
- ◇ 富士山、南アルプス、八ヶ岳、秩父山塊などの原生的な自然や景観を将来の世代に引き継いでいくため、県民、事業者、関係機関等との連携を図りながら、環境保全に関する施策を進めます。
- ◇ 希少種や自然植生のモニタリングを行い、気候変動による影響の調査を行います。

県民の取組



- ◇ ごみを捨てたり、希少な生物の捕獲や採取はせず、豊かな自然環境に影響を与えないようにします。
- ◇ 保護地域などへは立ち入らないように努め、立ち入る場合は、植生の踏み付けや侵食を防ぐため、登山道以外の場所を歩かないようにします。また、靴や服、自動車のタイヤなどに植物の種をつけたまま入らないよう、拭き取りや洗浄を行います。
- ◇ 富士山の環境保全等を目的とした富士山保全協力金の支払いに協力します。
- ◇ ユネスコエコパークの自然環境に関心を持ち、自然観察を楽しみます。

事業者の取組



- ◇ 自然公園、自然環境保全地域等の保護地域の規制について理解し、禁止されている事項等の法令を遵守します。
- ◇ 奥山の自然環境に影響を与える事業を回避します。

行動目標 1-2

里地里山を保全・管理する

県の取組



① 森林保全・管理

- ◇ 県土面積の78%を占める森林の有する水源涵養、県土の保全、地球温暖化防止、保健休養、生態系の確保、災害への強化などの公益的機能を発揮させるため、適切な森林の整備、保全、保護を図ります。
- ◇ 「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン」に基づき、本県の森林・林業・木材産業の振興を図るため、健全な森林づくりを推進するとともに、充実しつつある森林資源の循環利用を推進します。
- ◇ 本県の森林面積の58%を占める保安林のうち、82%を占める水源涵(かん)養保安林の機能を高度に発揮させるため、適切な森林の整備、保全、保護を進めます。
- ◇ 荒廃した人工林の間伐や、長期間放置され草木の繁茂により荒廃した里山林における不要木や侵入竹の除去を行い、針葉樹と広葉樹がまじりあった森林への誘導や、里山林の再生を、森林環境税(県税)等を活用し進めます。

② 農地の保全

- ◇ 農業・農村の多面的機能の保全を図るため、地域の共同組織が行う農業用水路等の地域資源の保全活動を支援します。

③ 農業生産基盤整備

- ◇ 荒廃農地の発生防止と担い手への農地の集積・集約化を促進するため、生産基盤整備を推進します。

県民の取組



- ◇ 森づくりや里山での草刈りなどの保全に参加します。
- ◇ FSC 森林認証の製品など、森林の保全につながる製品やサービスを選びます。
- ◇ 植栽には遺伝的攪乱に配慮し、地元産の樹種を選択します。
- ◇ 地産地消に協力し、地元の旬の食材を購入します。
- ◇ 県産材を積極的に利用します。

事業者の取組



- ◇ 森づくりや里山での草刈りなどの保全などに参加します。
- ◇ 県産材を積極的に利用します。
- ◇ 植栽には遺伝的攪乱に配慮し、地元産の樹種を選択します。
- ◇ 荒廃した里山の再生や棚田の再生に協力します。
- ◇ 地産地消に協力し、地元の旬の食材を利用し、提供します。
- ◇ 生物多様性に配慮した農地の整備などの取組に参加・協力します。

行動目標 1-3 河川・湖沼を保全・管理する

県の取組



1 河川整備

- ◇ 河川等における生物の生息、生育、繁殖空間の維持・回復のための取組に努めます。
- ◇ 多様な生態系や潤いのある水辺環境を保全するため、生態系や自然環境等に配慮し、自然環境と調和した河川整備を推進します。
- ◇ 水生の希少野生動植物の生息・生育に配慮した整備・管理を推進します。

2 水質

- ◇ 「山梨県生活排水処理施設整備構想 2017」に基づき、地域特性を踏まえ、流域下水道、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティプラント、浄化槽などの生活排水処理施設の効率的かつ適切な整備を推進するとともに、適正な維持管理の徹底を促進します。
- ◇ 「水質汚濁防止法」等に基づき、工場や事業場に対し排水規制、地下水汚染の未然防止に係る規制を行うとともに、監視、指導を徹底します。
- ◇ 水質汚濁が著しく進行している河川、湖沼については、流入対策とともに、底泥の除去や植生を活用した浄化対策を行います。
- ◇ 公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を定期的かつ的確に把握するために水質測定を行います。
- ◇ 事業者が行う水質汚濁防止のための施設の整備に対し、一定要件のもと、融資を行います。
- ◇ 富士五湖の水質調査を行い、汚濁の原因を解明し、富栄養化を防止するなど、水質の保全に努めます。

県民の取組



- ◇ 自動車やバイクによる河川等への乗り入れや、河川敷で直火でのバーベキューや焚き火等をしないようにします。
- ◇ 川の水の汚れや、魚などの生物が大量に死んでいるのを見かけたら行政に報告します。
- ◇ 汚れた水を川や湖に流さないようにし、川や湖にごみを捨てないようにします。
- ◇ 下水道への接続、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えや浄化槽の維持管理などを徹底します。

事業者の取組



- ◇ 川の水の汚れや、魚などの生物が大量に死んでいるのを見かけたら行政に報告します。
- ◇ 事業排水の適正処理、排水処理施設の維持管理を徹底します。

行動目標 1-4 都市の自然を再生する

県の取組



① 公園

◇ 良好な都市環境を形成するため、都市公園の緑の保全や憩いの空間造りを推進します。

② 緑化

◇ 緑化活動に対する理解を深めるため、緑化の推進に関する普及啓発を進めます。

県民の取組



◇ 身近な公園や自然公園を訪れ、自然とのふれあいの場として利用します。

◇ 公園を利用する場合は、生物を大切にする、ごみを散乱させないなどのマナーを守ります。

◇ 庭やバルコニーに樹木や草花を植えたり、壁面緑化、屋上緑化を行います。

◇ 緑化する植物は在来種を中心とした種（食草、食樹、実のなる樹木）を選びます。

◇ 敷地内はコンクリートやアスファルト舗装を減らし、芝や植え込み等の緑に覆われた場所を増やします。

事業者の取組



◇ 事業所敷地に樹木や草花を植えたり、壁面緑化、屋上緑化を行います。

◇ 緑化する植物は在来種を中心とした種を選びます。

◇ 敷地内はコンクリートやアスファルト舗装を減らし、芝や植え込み等の緑に覆われた場所を増やします。

◇ 事業所敷地に緑地や水辺をつくり、生物の生息・生育地や自然観察の場として利用します。

行動目標 1-5

日本全体での 30by30 の実現に貢献する

県の取組



① 30by30

- ◇ 保護地域の拡大、環境省・自然共生サイトへの登録（森林、農地、重要里地里山など）により OECM の拡大を図ることにより、国内における「30by30」の実現に貢献するため、県土の 50%を保全することを目指していきます。
- ◇ 生物多様性のための 30by30 アライアンスへの参加を推進します。

② 保護地域

- ◇ 自然環境保全地区及び自然記念物を自然監視員が巡回監視することで、自然環境保全を図るとともに、訪れる人々への自然環境保護意識の高揚を図ります。
- ◇ 自然公園、自然環境保全地区及び自然記念物については、地元の協力を得ながら、巡視、清掃活動を推進します。
- ◇ 優れた自然環境を保全していくため、自然公園、自然環境保全地区及び自然記念物の指定を行い、開発行為等の規制による保全に努めるとともに、自然の劣化が見られる場合は、適切な手法により本来の自然環境の再生に努めます。

県民の取組



- ◇ 自然共生サイト、30by30 などについて学ぶなど、生物多様性に関心を持ちます。
- ◇ 自然共生サイト、30by30 などを目指す事業者の製品やサービスを利用します。
- ◇ 自然公園、自然環境保全地域等の保護地域の規制について理解し、禁止されている事項等の法令を遵守します。

事業者の取組



- ◇ 企業の森やビオトープなどを環境省・自然共生サイトに登録します。
- ◇ 生物多様性のための 30by30 アライアンスへ参加します。
- ◇ 自然公園、自然環境保全地域等の保護地域の規制について理解し、禁止されている事項等の法令を遵守します。
- ◇ 保護地域の生物多様性に影響を与える事業を回避します。

行動目標 1-6

希少野生動植物種等の保護・保全をする

県の取組



① 希少野生動植物

- ◇ 開発計画等において、希少野生動植物の適切な保全対策が講じられるよう、開発行為を行う事業者等に対して県レッドデータブックや希少種モニタリング調査データを活用し、当該地における希少野生動植物の生息・生育状況等の情報を提供します。
- ◇ 県内の希少な野生動植物の生息・生育状況をとりまとめた県レッドデータブックを活用するとともに、希少野生動植物種の保護に関する条例に基づき、希少野生動植物の捕獲・採取や取引を規制し保護に努めます。
- ◇ 山岳レインジャーや自然監視員の巡回監視活動により、自然植生の分布地域の把握や高山植物、天然記念物、自然記念物等の保護に向けた取組を推進します。
- ◇ 県レッドデータブックの見直しに向けて、定期的なモニタリング調査を実施するとともに、モニタリングサイト 1000 の情報を活用します。
- ◇ 次期県レッドデータブック改定作業に合わせ、希少野生動植物の分布情報（メッシュデータ）の一括管理の方法や、環境影響評価の対象とならない小規模開発を含めた開発指導に活用するための方策を検討します。

② 天然記念物

- ◇ 学術上価値の高い動物、植物について、文化財（天然記念物）としてその保護を図ります。

県民の取組



- ◇ 県レッドデータブックや、絶滅のおそれのある生物に関心を持ちます。
- ◇ 法律や条令で指定された希少な野生動植物種やその他の希少種を採取しないようにします。

事業者の取組



- ◇ 県レッドデータブックや、絶滅のおそれのある生物に関心を持ちます。
- ◇ 開発事業を行う際には、県レッドデータブックに掲載された希少種の情報に基づき、事業地に生息・生育する希少種の調査を行い、保全対策を講じます。

行動目標 1-7 外来種を防除する

県の取組



① 外来種

- ◇ 県民、事業者及び行政が連携して特定外来生物に対応するスキームを定め、特定外来生物への対応力の強化を図ります。
- ◇ 特定外来生物の繁殖状況を把握するための開発中のシステム（AI）を活用した分布図の作成や優先順位付けなどにより効果的な防除や県民への普及啓発・地域の取組への支援強化を図ります。
- ◇ 県内で確認された外来種の対策の優先順位リストについて、レッドデータブックの改定と合わせた作成について検討します。
- ◇ アライグマなど、農業被害や人的被害を引き起こし、在来種の生息を脅かす特定外来生物の繁殖抑制や人為的な移入防止に努めます。
- ◇ 富士山の登山者による外来植物（国内由来の外来種を含む）の侵入を防ぐため、種子除去マット等を設置するとともに、外来種についての啓発活動及び防除活動のための講習会を行います。
- ◇ 特定外来生物の移植・湖沼などへの放流の禁止についての周知を行います。
- ◇ 特定外来生物を発見した場合の県への情報提供の方法について、容易にできるよう検討します。

県民の取組



- ◇ 外来種を他の場所へ放さないようにします。
- ◇ 敷地内には地域になじみのある在来植物を植えます。
- ◇ 遺伝的攪乱のおそれがあるため、他地域からの生物の放流・移植や、ペットなどの動物の遺棄をしません。
- ◇ ペットの終生飼養に努めます。

事業者の取組



- ◇ 外来種の駆除活動に協力します。
- ◇ 敷地内には地域になじみのある在来植物を植えます。
- ◇ 遺伝的攪乱のおそれがあるため、他地域からの生物を放流・移植しません。
- ◇ 自らの責任や義務を自覚し、取り扱う動物の適正管理や終生飼養に努めます。

行動目標 1-8 野生鳥獣の保護・管理を行う

県の取組



① 鳥獣保護管理

- ◇ ニホンジカ、イノシシ等、個体数の管理が必要な鳥獣については、第二種特定鳥獣保護管理計画に基づき、個体数の適正な管理を行います。
- ◇ 管理捕獲従事者の確保・育成を推進します。
- ◇ 捕獲の担い手である狩猟者の育成や捕獲技術の向上を図るための管理捕獲従事者等研修施設を整備します。
- ◇ 鳥獣保護区の指定や鳥獣の生息状況の把握、傷病鳥獣の保護など、人と野生鳥獣との共生及び生物多様性の確保に関する総合的な取組を推進します。
- ◇ 傷病鳥獣保護及び鳥獣保護管理思想の普及啓発を担う鳥獣センターのあり方を検討します。

② 鳥獣被害防止対策

- ◇ 分布が拡大するニホンジカからの自然植生への被害対策のため、高標高域での効果的な捕獲方法の調査・研究及び隣接都県との捕獲連携を行い、捕獲の強化を図ります。
- ◇ 高標高域を含む自然植生のモニタリング調査を行い、ニホンジカによる自然植生の被害状況や分布状況を把握し、植生の保全を図ります。
- ◇ 野生鳥獣による農作物への被害を軽減するため、市町村の「鳥獣被害防止計画」に基づいて、地域ぐるみで行う被害防止対策を支援します。
- ◇ 森林整備事業での被害防止対策により、森林の保護に努めます。
- ◇ 地域ぐるみの被害防止対策を効率的に実施するため、鳥獣害防止技術指導員や集落リーダーの育成・活動支援等を行います。
- ◇ 野生鳥獣による農作物への被害を軽減するため、市町村に設置されている鳥獣害防止協議会や関係機関と連携し、侵入防止施設の整備を推進します。

県民の取組



- ◇ 野生鳥獣による被害を軽減するため、防護柵の設置に協力します。また、餌となるものを放置したりしないようにします。
- ◇ 下刈りや間伐を行うなど、森林の適正な管理を行うことによって人と野生鳥獣との間の緩衝地帯を確保します。
- ◇ 狩猟免許を取得し、捕獲に取り組むことで、野生鳥獣の個体数管理に協力します。

事業者の取組



- ◇ 野生鳥獣による被害を軽減するため、防護柵の設置に協力します。また、餌となるものを放置したりしないようにします。
- ◇ 下刈りや間伐を行う等、森林の適正な管理を行うことによって人と野生鳥獣との間の緩衝地帯を確保します。
- ◇ 狩猟免許を取得し、捕獲に取り組むことで、野生鳥獣の個体数管理に協力します。

基本戦略2 生物多様性に配慮した持続可能な社会を目指す

■状態目標

状態	状態目標	指標	基準値 (2022年度)	目標値 (2030年度)
2-A	事業活動による生物多様性への負の影響の低減、正の影響の拡大などの行動が着実に進んでいる	●自然共生サイト登録事業者・団体数	1団体 (2023年度)	28団体
2-B	持続可能な農林水産業が拡大している	●FSC森林認証面積の維持による森林管理	144千ha	144千ha

■行動目標

行動	行動目標	指標	基準値 (2022年度)	目標値 (2030年度)
2-1	生物多様性に配慮した事業活動を行う	-	-	-
2-2	生物多様性に配慮し活用した産業を振興する	●木質バイオマス燃料用木材供給量	88千m ³	122千m ³ (2029年度)
		●有機農業取組面積	234ha (2021年度)	300ha (2026年度)
		●4パーミル・イニシアチブ取組面積	4,926ha	7,300ha (2026年度)
2-3	気候変動に適応する	-	-	-

行動目標 2-1

生物多様性に配慮した事業活動を行う

県の取組



① 環境影響評価

- ◇ 環境影響評価制度の実効性を高めるため、県民や事業者等への情報提供等を行います。
- ◇ 事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることから、大規模な開発行為による環境への負荷の軽減等を図るため、「山梨県環境影響評価条例」等に基づく環境影響評価制度の適正な運用を行うとともに、その実効性を高めるため、県民や事業者等への情報提供等を行います。
- ◇ 「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」に基づき、地域環境と調和した太陽光発電施設の適正な導入を図ります。

② 公共事業

- ◇ 植樹する場所の気象条件や土壌条件を十分考慮し、また、周辺環境の状況に応じた樹種や郷土種を中心に養成し、公共施設において質の高い緑化を進めます。
- ◇ 生態系の保全や自然とのふれあいの場の確保、周辺の自然環境との調和などを図り、環境に配慮した整備を推進します。

③ 廃棄物

- ◇ 環境への負荷の低減と資源の循環的利用を促進するため、農業用廃プラスチックのリサイクルや適正処理をホームページやチラシ、広報等を活用して啓発します。
- ◇ 「山梨県プラスチックごみ等発生抑制計画」に基づき、使い捨てプラスチック製品等の削減、プラスチックの代替品の利用促進、プラスチックごみの減量化等を推進します。

県民の取組



- ◇ 事業者による開発や公共事業において生物多様性への配慮がなされているか、県民の立場から確認します。
- ◇ ごみの散乱、漂着ごみ、マイクロプラスチック等が発生しないように、ごみを捨てたりせず、ごみを見つけた場合は持ち帰ります。
- ◇ 廃プラスチックのリサイクルに取り組みます。

事業者の取組



- ◇ 大規模な開発行為や太陽光発電施設の設置などを行う場合は、事業内容に応じて環境負荷を減らすように検討するとともに、「山梨県環境影響評価条例」「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」などに基づく調査や保全対策を実施します。
- ◇ 廃プラスチックのリサイクルに取り組みます。
- ◇ プラスチック使用製品の製造を行う場合は、プラスチックの使用量削減、部品の再使用、プラスチック以外の素材への代替等、製品の設計の段階からプラスチックの 3R+Renewable に取り組みます。

行動目標 2-2 生物多様性を配慮し活用した産業を振興する

県の取組



1 農林業

- ◇ 化石燃料によらないエネルギーとして、製材残材などの木質系バイオマスの有効利用を促進します。
- ◇ 安全・安心な農産物の供給や環境に配慮した生産を図るため、GAPの認証取得を支援し、GAPの導入を推進します。
- ◇ 家畜排泄物の有効活用を推進するため、高品質な堆肥生産に向けた技術指導やペレット化堆肥の実証・普及、構築連携体制を構築します。
- ◇ 環境への負荷低減を図るため、堆肥等を活用した土づくり並びに化学肥料及び化学合成農薬の使用を低減する環境保全型農業を推進します。
- ◇ 有機農業を推進するため、技術向上に資する研修の開催、実証展示圃を設置します。
- ◇ 県森林面積の46%を占める県有林では、環境への配慮など国際的な基準により管理経営を進めます。
- ◇ 県有林内における適切な間伐などによる二酸化炭素の吸収量をクレジット化し、カーボン・オフセットに取り組む企業、団体等へ販売するとともに、その収益を県有林の森林整備に活用します。
- ◇ 公共建築物等の木造化・木質化の促進や普及など、県産材の利用拡大に向けた取組を進めます。
- ◇ 森林による二酸化炭素の固定化を促進するため、公共施設や公共工事等における県産材の利用や県産材を使用した木造住宅の需要の拡大など、木材利用を推進します。
- ◇ 地球温暖化を防止するため、化石燃料によらないエネルギーとして、製材残材や未利用間伐材などの木質系バイオマスの有効利用を促進します。
- ◇ 農業分野において温室効果ガスの削減を積極的に推進するため、大気中の二酸化炭素の削減に貢献する4パーミル・イニシアチブを推進します。

2 商工業等

- ◇ 温泉や森林、高原気候などの地域資源を活用した健康プログラムを提供することにより、環境との共生を図りながら、観光振興や健康増進を目指すウェルネスツーリズムを推進します。
- ◇ 山岳地域においては、自然環境の保全と自然景観の確保を目的に、登山道や山小屋の環境配慮型トイレへの改善・設置を図るための取組を進めます。
- ◇ 自然散策やフットパス、スポーツ体験、フルーツ狩りなど、本県の地域資源を生かした体験プログラムの開発を促進します。
- ◇ 青木ヶ原樹海の原生的な自然を保全し、適正なエコツアーを確立するため、エコツアー主催者及び関係機関との合意のもと、策定、施行した「富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン」の周知と遵守の徹底を図ります。
- ◇ 生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とするユネスコエコパークとして、南アルプスユネスコエコパーク及び甲武信ユネスコエコパークの利活用を図ります。
- ◇ 企業の生物多様性についての情報開示を推進するとともに、グリーンファイナンス・ESG投資の拡大を促進します。

県民の取組



- ◇ 生物多様性に配慮した製品（エコラベル適合製品等）やサービスを選択します。
- ◇ 環境保全型農業や有機農業に取り組む生産者の農作物を積極的に購入します。
- ◇ 有機栽培された農産物などを積極的に購入します。
- ◇ 県産材を積極的に活用します。
- ◇ 生物多様性を学ぶことができるエコツアーや、生物多様性に配慮した観光を楽しみます。

事業者の取組



- ◇ GAP 認証を取得します。
- ◇ 環境保全型農業や有機農業に取り組みます。
- ◇ 県産材を積極的に活用します。
- ◇ 生物多様性を学ぶことができるエコツアーや、生物多様性に配慮した観光を企画します。
- ◇ 企業の生物多様性についての情報開示を行うとともに、グリーンファイナンス・ESG 投資に積極的に取り組みます。
- ◇ 地域コミュニティや環境に与える影響に責任をもち、旅行先に配慮するレスポンシブル・ツーリズム（責任ある観光）を推進します。

行動目標 2-3

気候変動に適応する

県の取組



① 気候変動適応

- ◇ 温室効果ガスを減らす「緩和策」に加え、温暖化による悪影響に備える「適応策」を「山梨県地球温暖化対策実行計画」において提示するとともに、本県の気候変動適応計画として位置づけ、農業・林業分野や健康分野、自然生態系分野など幅広い取組を推進します。

県民の取組



- ◇ 気候変動による農業・林業、自然生態系などへの適応等に協力します。

事業者の取組



- ◇ 気候変動による農業・林業、自然生態系などへの適応等に取り組みます。

基本戦略3 生物多様性の大切さを学び行動する

■状態目標

状態	状態目標	指標	基準値 (2022年度)	目標値 (2030年度)
3-A	教育や普及啓発を通じて、生物多様性や人と自然のつながりを重要視する価値観が形成されている	●「生物多様性」の認知度	74% (2023年度)	100%
		●「ネイチャーポジティブ」の言葉の認知度	16% (2023年度)	100%
3-B	消費行動において、生物多様性への配慮が行われている	●「エコラベルがついた環境に優しい商品を選んで買う」の割合	29% (2023年度)	100%
3-C	自然環境を保全・再生する活動に対する県民の積極的な参加が行われている	●「生物多様性を対象とした保全活動の参加」の割合	57% (2023年度)	100%
3-D	生物多様性の情報基盤が整備され、調査・研究成果等が利活用されるとともに、様々な主体の連携が促進されている	●他の計画の一部を生物多様性地域戦略に位置付けるなどし、生物多様性に関する取り組みを定めた県内市町村数	0市町村	27市町村

■行動目標

行動	行動目標	指標	基準値 (2022年度)	目標値 (2030年度)
3-1	生物多様性の教育を推進する	●環境学習指導者派遣事業実施回数	16回 (533人)	67回 (実施率100%)
		●生物多様性に関連する講座・イベント等の開催数・参加者数	22,852人	基準値の参加者数の維持
		●富士山環境教育参加者数	20,900人 (R3)	基準値以上の参加者数を目指す
		●ユネスコエコパークの認知度	24% (甲武信) (2023年度)	50%
3-2	生物多様性の保全活動を活発にする	●生物多様性に関連する保全活動団体への支援数	希少種 - 外来種 1件	希少種 10件 外来種 10件
		●富士山科学研究所内の環境情報センター利用者数	4,640人/年	5,000人/年 (2027年度)

行動目標 3-1 生物多様性の教育を推進する

県の取組



① 指導者育成

- ◇ 環境に関する職場研修や地域における環境学習を行うにあたり、やまなしエコティーチャーなどの積極的な活用を促進します。
- ◇ 県民・事業者の環境教育や環境学習を支援するため指導者を派遣し人材の育成に努めます。
- ◇ 森林総合研究所などにおいて、教職員等を対象とした環境教育等に関する指導者養成のためのプログラムを実施します。

② 学校・社会教育

- ◇ 「やまなし環境教育等推進行動計画」に基づき、生物多様性に関する教育や環境学習に係る施策の総合的、計画的な推進を図ります。
- ◇ 学校教育や社会教育における、環境学習や自然体験活動、エネルギー教育等を通して、特色のある環境教育を推進するとともに、環境保全活動につなげる取組を進めます。
- ◇ 子供たちが、山梨の豊かな自然や多様な生物への理解を深め、それらに対する愛情をもつことができるように、郷土学習教材「ふるさと山梨」を活用した郷土学習の推進を図ります。

③ 機会づくり

- ◇ 学校、民間団体、地域との連携を図る中で、こどもエコクラブや緑の少年隊などの活動の促進を図るとともに、高齢者に対しても緑について学ぶ機会を提供します。
- ◇ 教育関係機関と連携し、森林の整備など及び保全に関する必要な知識の普及を進め、また、学校林を活用した体験活動などを通じて森林環境教育の充実を図ります。
- ◇ 健康づくりの場として森林空間の利用に対する期待が高まる中、人々に「和み」と「癒し」をもたらす機能を有する森林を森林セラピーやツーリズムの場として活用します。
- ◇ 県民の貴重な財産である豊かな自然環境の保全や貴重な動植物の生態系を守るため、自然保護大会等の各種イベントやレッドデータブック及び条例指定種パンフレット、ホームページなどを通じて適切な知識の普及を図ります。
- ◇ 森林総合研究所「森の教室」などの県有施設における体験学習や各種講座の開催を通じて、森林の役割や自然の大切さを学ぶ機会を提供します。
- ◇ 山や森林に親しむことを通じて、さわやかな空気、清らかな水、緑豊かな美しい景観など山や森林から得られる恩恵や、それらによって育まれた文化、歴史を改めて認識してもらう契機とするため、「山の日宣言」の趣旨にのっとり、やまなしで過ごす「山の日」事業を実施します。
- ◇ 自然体験等の場として環境教育に活用される土地や建物を環境教育等促進法の「体験の機会の場」として認定します。
- ◇ 森林内での体験活動や森林環境教育の場として「森林文化の森」等のフィールドの積極的な活用を図ります。
- ◇ ハヶ岳自然ふれあいセンターなどの県有施設における体験学習をはじめとした、自然とのふれあいを目的とした各種講座の開催など、自然環境の保全、保護意識の向上を図るための普及啓発を進めます。

- ◇ 富士山の環境保全を推進するため、富士山世界遺産センターを拠点として、意識啓発を行うとともに、富士山レンジャー等による環境保全活動を進めます。
- ◇ 県レッドデータブックの情報を活用し、希少野生動植物について学習することができる機会づくりの検討を行います。
- ◇ 甲武信ユネスコエコパークインフォメーションセンターでの啓発活動による認知の向上を図ります。

4 体験プログラム・資料

- ◇ 県民が森林と親しみ、森林への理解が深められるよう森林公園や森林文化の森におけるプログラムの充実を図ります。
- ◇ 市町村の自主的な環境学習活動を支援するため、啓発資料等の提供を行います。
- ◇ 水の大切さや様々な動植物を育む水辺環境の多様な価値などを伝える体験型の学習プログラムを実施するなど、身近な水辺環境を活用した環境教育、環境学習を推進します。

県民の取組



- ◇ 生物多様性に関する活動やイベント等に参加し、生物多様性に関心を持ちます。
- ◇ 家庭や事業所、学校、地域等、あらゆる場所での環境教育・環境学習に積極的に参加します。
- ◇ ハヶ岳自然ふれあいセンターなどの施設を活用します。

事業者の取組



- ◇ 生物多様性に関する環境教育を社員対象に実施します。
- ◇ 事業所の敷地内の緑地・水辺や社有林等で社員の家族、地域住民、学校等を対象とした自然観察会、活動プログラムを企画・開催します。
- ◇ 学校の授業やイベント等に環境学習の講師を派遣します。

行動目標 3-2

生物多様性の保全活動を活発にする

県の取組



1 環境保全活動

- ◇ エコラベルの普及・啓発活動による周知を図り、エコラベル関連商品の認知度を高めます。
- ◇ 希少種の保全活動や、外来種の防除活動事業費の補助により、活動を支援します。
- ◇ (公財) やまなし環境財団や(公財) 山梨県緑化推進機構、やまなし森づくりコミッションを通じて、企業や民間団体による環境保全活動や森林ボランティア活動等への支援を図るとともに、民間団体間の交流を促進します。
- ◇ 環境保全活動を実施する民間団体の取組の情報共有など、保全活動を活発にするための機会を設け、団体間や一般の県民との交流を促進します。
- ◇ 環境月間や河川愛護月間などにおける普及啓発活動を推進し、県民、事業者等の環境保全意識の醸成と自発的な環境保全活動を促進します。
- ◇ 県民、事業者、民間団体等で組織する「環境パートナーシップやまなし」の一員として、環境教育事業を実施するとともに、環境保全を行っている団体などのネットワークづくりを進めます。
- ◇ 県民の行う身近な緑化活動を支援するため、緑に関する学習機会を提供するとともに、樹木医による緑化相談や緑サポーターなど緑づくりの専門家の養成及び緑化活動に関する情報提供等を行います。
- ◇ 県民や企業・団体など様々な主体の参加による森づくりを推進します。
- ◇ 様々な主体と連携を図るなかで、愛鳥週間など関連行事を活用したイベントを実施し、鳥獣保護思想の普及啓発を図るとともに、これらの活動への県民、民間団体、事業者等の積極的な参加を促進します。また、県外在住者など、活動の対象者の拡大を図ります。

2 環境情報

- ◇ 生物多様性に関する情報充実など、様々な媒体を活用し、県民、民間団体、事業者等へ利便性の高い正確な情報を速やかに提供する体制の確立に努めます。
- ◇ 生物多様性に関するパネルや映像資料の貸し出し、各種パンフレットやチラシの配布など広く環境情報を発信します。
- ◇ 富士山科学研究所環境情報センター等における生物多様性に関する環境情報の充実を図り、様々な機会を捉えて提供します。
- ◇ 生物多様性の保全に資する技術、製品・サービスを提供している企業の拡大を後押しするための情報提供、優良事例の情報発信を行います。

3 調査研究

- ◇ 富士山科学研究所において、富士山周辺の自然特性に関する調査・研究を進めます。
- ◇ 県立試験研究機関において、持続的な森林活用、野生動植物の保護管理に関する調査・研究を進めます。
- ◇ ドローンを利用した植物分布・生育状況の確認など様々な分野で ICT 技術の活用を推進します。
- ◇ 大学や民間等による生物多様性の保全に関する調査・研究を支援します。

4 市町村への普及活動

- ◇ 生物多様性基本法第13条第1項の規定により地方公共団体が策定に努めることとされる生物多様性地域戦略について、地域の実情を踏まえつつ他の計画の一部を生物多様性地域戦略に位置付けるなどし、多くの市町村が生物多様性に関する取り組みを定めるよう支援します。

県民の取組



- ◇ 生物多様性の保全につながる活動に積極的に参加します。
- ◇ 県のホームページなどで生物多様性に関する情報を収集します。

事業者の取組



- ◇ 生物多様性の保全につながる活動に積極的に参加します。
- ◇ 生物多様性の保全に関する取り組みなどの情報を、環境報告書やホームページなどで公開します。



第5章 推進体制と進行管理

第1節 戦略の推進体制

本戦略の推進には、県民、事業者、民間団体、市町村、教育機関・研究機関・専門家など各主体の取組も不可欠です。そのため、情報提供などを通して各主体の意識の共有化を図りながら、相互の連携・協働のもと、戦略を推進していきます。

◆各主体との連携・協力の強化

県民、事業者、民間団体、市町村、教育機関・研究機関・専門家など、各主体がそれぞれの立場で生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた取組を推進するとともに、各主体間の連携・協力を強化するための普及・啓発、しくみづくりなどを行います。

◆県内市町村との連携

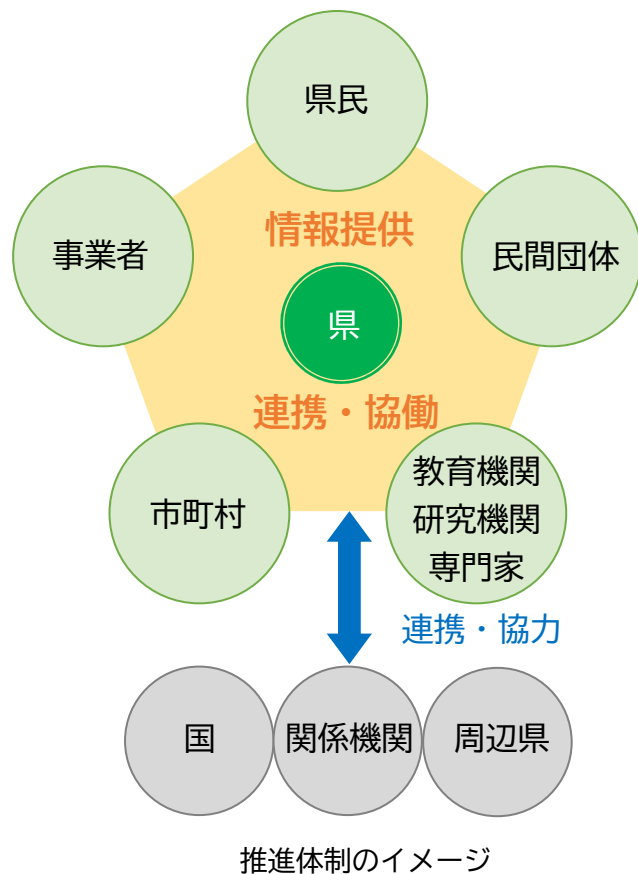
県内の市町村と生物多様性の保全と持続可能な利用に関して密に情報交換を行うとともに、市町村の生物多様性地域戦略策定の支援や情報提供など、連携した取組を推進します。

◆学識経験者などの助言を踏まえた取組の推進・見直し

山梨県環境審議会の委員、山梨県レッドデータブック作成委員会の委員など、生物多様性に知見のある学識経験者や専門家などからの助言を踏まえた取組の推進や見直しを行います。

◆国・関係機関・周辺県との連携

広域的な課題などへの対応については、国や関係機関、周辺の県との緊密な連携を図りながら、効果的な取組の実施に努めます。



第2節 戦略の進行管理

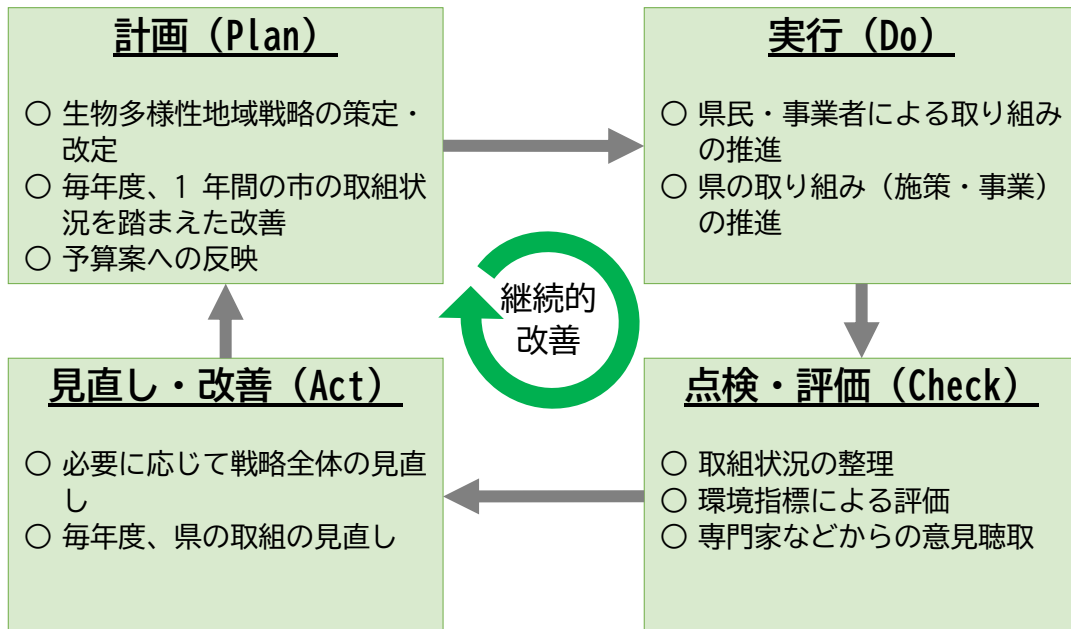


2-1 継続的改善による進行管理

本戦略を推進し、目指すべき山梨のすがたを実現するためには、取組の成果について定期的に点検・評価し、適切な見直しを継続的に行っていくことが必要です。このため、本戦略の進行管理は、計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、見直し・改善（Act）というサイクル（PDCAサイクル）により、継続的改善を行うしくみによって実施します。

具体的には、「状態目標」及び「行動目標」として設定した指標と数値目標、取組の実施状況の把握により点検・評価を行うこととし、必要に応じて専門家などによる会議を開催し、意見聴取をします。

また、毎年度の点検評価の結果については、広く県民に公表し、戦略の実施状況についての共通理解を図ります。



進行管理のイメージ



資料1 用語解説



あ行

■遺伝子の多様性（遺伝的多様性）

同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルでは違いがあること。例えば、アサリの貝殻やナミtentウの模様は様々だが、これは遺伝子の違いによるものである。また、メダカやサクラソウのように地域によって遺伝子集団が異なるものも知られている。このように自然界の様々なレベルにおいて、それぞれに違いがあること、そしてそれが長い進化の歴史において受け継がれた結果として、現在の生物多様性が存在している。

■遺伝的攪乱

長い歴史のなかで形成されたある種の遺伝構造や遺伝的多様性が、人為的に持ち込まれた個体との交雑によって乱されること。

か行

■昆明モントリオール生物多様性枠組

2010（平成22）年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で、2020（令和2）年までに生物多様性の損失を止めるための20の個別目標である「愛知目標」が掲げられ、「愛知目標」を引き継いだ枠組のこと。2022（令和4）年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で定められた。

さ行

■自然共生サイト

民間の取組などによって生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する区域のこと。企業の森、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、社寺林などがある。

■自然を活用した解決策（NbS）

自然生態系を保全・再生しながら社会課題への対応を進める取組のこと。NbSはNature-based Solutionsの略。

■種の多様性

生物の種類が多様性ということであり、様々な動物・植物や菌類、バクテリアなどが生息・生育しているということ。世界では既知の生物だけで約175万

種が知られており、まだ知られていないものも含めると地球上には3,000万種ともいわれる生物が存在すると推定されている。また、日本は南北に長く複雑な地形を持ち、湿潤で豊富な降水量と四季の変化もあることから、既知の生物だけで9万種以上、まだ知られていないものまで含めると30万種を超える生物が存在すると推定されている。加えて、我が国の生物相は固有種の比率が高いことが特徴であるが、その保全を考えていく際には、種数や個体数だけに着目するのではなく、固有種やその地域を特徴づけるような種を保全していくことが重要である。

■条件付特定外来生物

外来生物法に基づき特定外来生物に指定された生物のうち、通常の特定期間外生物の規制の一部を、当分の間、適用除外とする（規制の一部がかからない）生物の通称のこと。法律上は「特定外来生物」となる。現時点で「条件付特定外来生物」に指定される生物は、アメリカザリガニとアカミミガメの2種。

■植物群落

様々な植物と一緒に生育し、集団を形成することで成り立つ植物の群れで、植物種の組み合わせから様々なタイプに分けることができる。植物群落の分布は生育場所の環境要因（気温、降水量、土壌、地質、人為、動物による採食など）に大きく影響を受ける。

■生態系サービス

我々の暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系から得ることのできる恵みによって支えられており、これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれる。国連の主導で行われたミレニアム生態系評価2005（平成17）年では、食料や水、木材、繊維、医薬品の開発等の資源を提供する「供給サービス」、水質浄化や気候の調節、自然災害の防止や被害の軽減、天敵の存在による病害虫の抑制などの「調整サービス」、精神的・宗教的な価値や自然景観などの審美的な価値、レクリエーションの場の提供などの「文化的サービス」、栄養塩の循環、土壌形成、光合成による酸素の供給などの「基盤サービス」の4つに分類された。

■生態系の多様性

干潟、サンゴ礁、森林、湿原、河川など、いろいろなタイプの生態系がそれぞれの地域に形成されていること。地球上には、熱帯から極地、沿岸・海洋域から山岳地域まで様々な環境があり、生態系はそれぞれの地域の環境に応じて歴史的に形成されてきたものである。一般的に生態系のタイプは、植生の概観、すなわち優占する植物がつくる見た目の様子（相観）から区別されることが多いが、必ずしも境界がはっきりしているものではなく、生物の移動や物質循環を通じて相互に関係している場合も多い。

■生態系被害防止外来種

2010（平成22）年の生物多様性条約第10回締約国会議で採択された愛知目標の達成に資するとともに、外来種についての国民の関心と理解を高め、様々な主体に適切な行動を呼びかけることを目的とした、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」に掲載されている外来種。特定外来生物とは異なり、国内由来の外来種も対象に含む。

■生物多様性

生物多様性条約では、『生物多様性』とは全ての生物の間の変異性をいうものとし、種内（遺伝子）の多様性、種間（種）の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されている。

た行

■天然記念物

動物（生息地、繁殖地及び飛来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む）で学術上価値の高いもののうち、国や都道府県、市区町村が指定したもの。

■特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管または運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。

■特定植物群落

環境省が行っている自然環境保全基礎調査のうち、特定植物群落調査において、特定植物群落選定基準に該当する植物群落を指す。

■特別天然記念物

「天然記念物」のうち特に重要なものは特別天然記念物に指定される。

な行

■ネイチャーポジティブ（自然再興）

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

ま行

は行

ら行

■レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物のリスト（レッドリスト）掲載種についてとりまとめたもの。

英数字

■BOD（生物学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demandの略。水中の有機物が微生物のはたらきによって分解されるのに要した酸素の量で、水質を表す代表的な指標のひとつ。水が汚濁しているほどBODは高くなる。また、BOD指標は海域と湖沼では用いられない。

■COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demandの略。水中の有機物などが酸化剤によって酸化されるために必要とする酸素の量で、海域・湖沼の有機性汚濁を測る代表的な指標である。

■OECM

Other Effective Area-based Conservation Measuresの略。自然公園などの保護地域ではない地域のうち、生物多様性を保全できる地域のこと。公園だけではなく、企業の森やビオトープ、屋上庭園、農地など、あらゆる場所が候補になる。

■30by30目標

2030（令和12）年までに陸域と海域の30%以上を保全する目標で、日本では、既に陸域20.5%、海域13.3%が保護地域として保全されている。目標の達成により、健全な生態系を回復させ、豊かな恵みを取り戻すことを目的としている。